

政務活動費 《事前》 審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。					整理番号	030/062 /	1 枚目					
					会派名	日本共産党						
					議員名	赤星ゆかり						
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄							
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者		
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認日	承認日	承認日	2021.6.3							
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費				承認日						承認日	承認日
<input type="checkbox"/>	会議費				承認日						承認日	承認日
<input type="checkbox"/>	資料作成費	特記事項(第三者機関)			特記事項(会派)							
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費											
<input type="checkbox"/>	人件費											
<input type="checkbox"/>	事務費											
支出予定金額 (振込手数料を含まず)		540円 情報公開請求に半写しの交付代										
支出内容		(広告掲出に関して、富山市民文化事業団がシクロシティ株式会社と契約した契約書の写し)										
積算根拠		・文書一部公開決定通知書(別紙) ・公益財団法人富山市民文化事業団情報公開規定取扱要領					価格の説明		普通コピー18枚 (1枚10円) カラーコピー6枚 (1枚60円)			
購入(依頼) 予定業者		公益財団法人富山市民文化事業団					<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()		取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし			
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)												

(様式第3号)

富文事総 第 36 号

令和 3年 6月 3日

文書一部公開決定通知書

富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様公益財団法人富山市民文化事業団
理事長 高木 繁雄

令和3年5月21日付けで請求のありました文書の公開につきましては、次のとおり一部公開することと決定しましたので、公益財団法人富山市民文化事業団情報公開規程第10条第1項の規定により通知します。

請求に係る文書の内容	広告掲出に関して、富山市民文化事業団がシクロシティ株式会社と契約した契約書
対象文書名	平成28年度から令和3年度までの広告物の掲出に関する契約書 (普通コピー 18枚、カラーコピー 6枚)
公開の日時	令和3年6月 4日(金) 午後 1時 30分
公開の場所	公益財団法人富山市民文化事業団事務所 2階 第1会議室
公開しない部分	当該法人事業情報
公開しない理由	公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため
担当課	公益財団法人富山市民文化事業団 総務企画課

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に公益財団法人富山市民文化事業団理事長に対して異議申出をすることができます。

注1 文書の公開を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された日時の都合が悪い方は、あらかじめ担当課までご連絡ください。

公益財団法人富山市民文化事業団情報公開規程取扱要領

1. 趣旨

この要領は、公益財団法人富山市民文化事業団情報公開規程に定める文書の公開に関する事務の取扱について定めるものとする。

2. 情報公開窓口

総務企画課に情報公開窓口を設置する。

3. 事務の分担

(1) 情報公開窓口

- ①情報公開に関する相談及び案内
- ②情報公開に係る様式の配布
- ③文書公開申出書の受付
- ④文書公開の実施
- ⑤文書の写しの交付等に伴う費用の徴収
- ⑥異議申出書の受付
- ⑦情報公開処理簿の整理

(2) 担当課

- ①文書公開申出書の受理
- ②対象文書の特定
- ③第三者からの意見の聴取
- ④対象文書の公開、非公開の決定と申出者への通知
- ⑤文書公開の実施（内容説明等）
- ⑥異議申出書の受理及び処理

4. 公開申出の受付

(1) 案内等

- ①情報公開に関する問い合わせ、相談に応じる。
- ②情報公開に係る様式を請求に応じて交付する。

(2) 受付

- ①公開申出者に、文書公開申出書に必要事項を記入させて、本人から提出を受ける。
- ②口頭、電話等による公開申出は受付しない。
- ③郵送・ファックスによる公開申出書は、受付ける。

(3) 内容確認

- ①公開申出書には、押印は必要ない。
- ②請求事項ごとに文書公開申出書を記入してもらう。
- ③公開申出書の内容が、事業団の所管事務に含まれるか確認する。
- ④記入漏れ等不備がある場合は、その補正を求める。

(4) 説明

①公開・非公開の決定は、15日以内に行うが、期間を延長する場合もあること。

②決定は文書で通知すること。

③文書の写しの交付を希望するときは、費用の負担が必要であること。

(5) 受付後の処理

公開申出書は、受付印を押印して受付、直ちに担当課へ送付する。

5. 公開・非公開の決定

(1) 文書の検索・特定

担当課は、公開申出書受理後、請求内容に漏れがないよう、文書を検索・特定する。

(2) 公開・非公開の決定

①文書が特定されたら、規程第7条に基づき、公開・一部公開・非公開のいずれに該当するか検討する。

②検討結果は、情報公開窓口の合議を経て常務理事（特に重要な事項は理事長）まで決裁を受けて決定する。

③決定は、公開申出のあった日から15日以内に行う。

(3) 第三者の意見を聴取

①特定した文書に財団以外の第三者に係る情報が記載されている場合で、必要と認めるときは、当該第三者の意見を聴取する。

②意見聴取は、当該第三者に公開決定等についての同意権を与えるものではない。

(4) 期間の延長

①決定までに15日以上を必要とする場合は、期間の延長の通知をする。

②期間の延長は、30日以内とするが、第三者の意見を聴取する場合は、45日以内とする。

(5) 通知

①決定は、文書にて通知する。

②通知は、公開申出書1通につき1通作成する。

③公開する場合は、公開申出者と調整して、公開日時を指定する。

6. 文書公開の実施について

(1) 公開

①公開の場所は、公益財団法人富山市民文化事業団事務所2階会議室とする。

②文書を公開するときは、公開申出者に決定通知書の提示を求める。

③担当課が必要に応じて、公開文書の内容を説明する。

(2) 公開方法

①文書・図面・写真は、閲覧又は写しの交付

②録音テープ・ビデオテープは、視聴又は複写したものの交付

③その他の電磁的記録は、印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付、

若しくは、専用機器により再生したものの視聴又はフレキシブルディスクに複製したものの交付

(3) 交付費用

①文書等の写しを交付するときは、作成に要する費用を徴収する。

・普通コピー	1枚	10円
・カラーコピー	1枚	60円
・フレキシブルディスクに複製	1枚	100円
・録音テープに複製	1巻	200円
・ビデオテープに複製	1巻	300円

②写しの作成及び送付に要する費用は前納とする。

③写しの交付は、公開申出1件につき1部とする。

7. 異議申出の処理について

(1) 受付

①異議申出書は、情報公開窓口で受付、担当課へ送付する。

②口頭・電話等による異議の申出は、受け付けない。

③担当課は、記載内容について、形式的審査を行う。

- ・異議申出期間内であるか。(決定を知った日から60日以内)
- ・異議申出人適格があるか。
- ・書類上の不備がないか。

④異議申出が不適切である場合は、却下し、異議申出人へ通知する。

⑤異議申出が適切である場合は、直ちに検討会に照会する。

(2) 検討会の開催

①文書公開申出書、決定通知書、異議申出書を検討会へ提出する。

②検討会での説明は、担当課が行う。

③検討結果は、文書で事業団へ通知する。

(3) 通知

検討会の回答を受けたら、直ちに異議申立人に文書で通知する。

8. 公益財団法人富山市民文化事業団情報公開検討会

①検討会の委員は、市と協議のうえ選任する。

②検討会は、異議申出がある都度設置してもよい。

③検討会への照会は、富山市情報公開審査会への諮問に代えて処理することができる。

9. 情報公開に係る様式

- ・様式第1号 文書公開申出書 (第6条関係)
- ・様式第2号 文書公開決定通知書 (第10条関係)
- ・様式第3号 文書一部公開決定通知書 (第10条関係)
- ・様式第4号 文書非公開決定通知書 (第10条関係)
- ・様式第5号 文書公開決定等期間延長通知書 (第11条関係)

政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票					整理番号	090/002	2	2枚目		
					会派名	日本共産党				
					議員名	赤星ゆかり				
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認日			R3.6.4					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費				R3.6.4					
<input type="checkbox"/>	会議費									
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	R3.6.23	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	R3	6	23	承認日				
<input type="checkbox"/>	事務費					R3.6.23				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					平成28年度4枚(普通3カラー1)、平成29年度4枚(普通3カラー1)、平成30年度4枚(普通3カラー1)、令和1年度4枚(普通3カラー1)、令和2年度4枚(普通3カラー1)、令和3年度4枚(普通3カラー1)で合計24枚。うち、令和3年度分のコピーを添付。支払いは議員が立替。					

政務活動費 支出額 (無込手数料を含む)	540円	内、振込手数料	
支出内容	情報公開請求に伴う写しの交付代 (広告掲出に関して、富山市民文化事業団がシクロシティ株式会社と契約した契約書の写し)		
積算根拠	<ul style="list-style-type: none"> 文書一部公開決定通知書(別紙) 公益財団法人富山市民文化事業団情報公開規定取扱要領 	価格の説明	普通コピー18枚 (1枚10円) カラーコピー6枚 (1枚60円)
購入(依頼)業者	公益財団法人富山市民文化事業団	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし
証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)			

(様式第3号)

富文事総 第 36 号

令和 3年 6月 3日

文書一部公開決定通知書

富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様公益財団法人富山市民文化事業団
理事長 高木 繁雄

令和3年5月21日付けで請求のありました文書の公開につきましては、次のとおり一部公開することと決定しましたので、公益財団法人富山市民文化事業団情報公開規程第10条第1項の規定により通知します。

請求に係る文書の内容	広告掲出に関して、富山市民文化事業団がシクロシティ株式会社と契約した契約書
対象文書名	平成28年度から令和3年度までの広告物の掲出に関する契約書 (普通コピー 18枚、カラーコピー 6枚)
公開の日時	令和3年6月 4日(金) 午後 1時 30分
公開の場所	公益財団法人富山市民文化事業団事務所 2階 第1会議室
公開しない部分	当該法人事業情報
公開しない理由	公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため
担当課	公益財団法人富山市民文化事業団 総務企画課

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に公益財団法人富山市民文化事業団理事長に対して異議申出をすることができます。

注1 文書の公開を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された日時の都合が悪い方は、あらかじめ担当課までご連絡ください。

030/002-2-3

公益財団法人富山市民文化事業団情報公開規程取扱要領

1. 趣旨

この要領は、公益財団法人富山市民文化事業団情報公開規程に定める文書の公開に関する事務の取扱について定めるものとする。

2. 情報公開窓口

総務企画課に情報公開窓口を設置する。

3. 事務の分担

(1) 情報公開窓口

- ①情報公開に関する相談及び案内
- ②情報公開に係る様式の配布
- ③文書公開申出書の受付
- ④文書公開の実施
- ⑤文書の写しの交付等に伴う費用の徴収
- ⑥異議申出書の受付
- ⑦情報公開処理簿の整理

(2) 担当課

- ①文書公開申出書の受理
- ②対象文書の特定
- ③第三者からの意見の聴取
- ④対象文書の公開、非公開の決定と申出者への通知
- ⑤文書公開の実施（内容説明等）
- ⑥異議申出書の受理及び処理

4. 公開申出の受付

(1) 案内等

- ①情報公開に関する問い合わせ、相談に応じる。
- ②情報公開に係る様式を請求に応じて交付する。

(2) 受付

- ①公開申出者に、文書公開申出書に必要事項を記入させて、本人から提出を受ける。
- ②口頭、電話等による公開申出は受付しない。
- ③郵送・ファックスによる公開申出書は、受付ける。

(3) 内容確認

- ①公開申出書には、押印は必要ない。
- ②請求事項ごとに文書公開申出書を記入してもらう。
- ③公開申出書の内容が、事業団の所管事務に含まれるか確認する。
- ④記入漏れ等不備がある場合は、その補正を求める。

(4) 説明

030/002-2-4

- ①公開・非公開の決定は、15日以内に行うが、期間を延長する場合もあること。
- ②決定は文書で通知すること。
- ③文書の写しの交付を希望するときは、費用の負担が必要であること。

(5) 受付後の処理

公開申出書は、受付印を押印して受付、直ちに担当課へ送付する。

5. 公開・非公開の決定

(1) 文書の検索・特定

担当課は、公開申出書受理後、請求内容に漏れがないよう、文書を検索・特定する。

(2) 公開・非公開の決定

- ①文書が特定されたら、規程第7条に基づき、公開・一部公開・非公開のいずれに該当するか検討する。
- ②検討結果は、情報公開窓口の合議を経て常務理事（特に重要な事項は理事長）まで決裁を受けて決定する。
- ③決定は、公開申出のあった日から15日以内に行う。

(3) 第三者の意見を聴取

- ①特定した文書に財団以外の第三者に係る情報が記載されている場合で、必要と認めるときは、当該第三者の意見を聴取する。
- ②意見聴取は、当該第三者に公開決定等についての同意権を与えるものではない。

(4) 期間の延長

- ①決定までに15日以上を必要とする場合は、期間の延長の通知をする。
- ②期間の延長は、30日以内とするが、第三者の意見を聴取する場合は、45日以内とする。

(5) 通知

- ①決定は、文書にて通知する。
- ②通知は、公開申出書1通につき1通作成する。
- ③公開する場合は、公開申出者と調整して、公開日時を指定する。

6. 文書公開の実施について

(1) 公開

- ①公開の場所は、公益財団法人富山市民文化事業団事務所2階会議室とする。
- ②文書を公開するときは、公開申出者に決定通知書の提示を求める。
- ③担当課が必要に応じて、公開文書の内容を説明する。

(2) 公開方法

- ①文書・図面・写真は、閲覧又は写しの交付
- ②録音テープ・ビデオテープは、視聴又は複写したものの交付
- ③その他の電磁的記録は、印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付、

030/002-2-5

若しくは、専用機器により再生したものの視聴又はフレキシブルディスクに複製したものの交付

(3) 交付費用

①文書等の写しを交付するときは、作成に要する費用を徴収する。

・普通コピー	1枚	10円
・カラーコピー	1枚	60円
・フレキシブルディスクに複製	1枚	100円
・録音テープに複製	1巻	200円
・ビデオテープに複製	1巻	300円

②写しの作成及び送付に要する費用は前納とする。

③写しの交付は、公開申出1件につき1部とする。

7. 異議申出の処理について

(1) 受付

①異議申出書は、情報公開窓口で受付、担当課へ送付する。

②口頭・電話等による異議の申出は、受け付けない。

③担当課は、記載内容について、形式的審査を行う。

- ・ 異議申出期間内であるか。(決定を知った日から60日以内)
- ・ 異議申出人適格があるか。
- ・ 書類上の不備がないか。

④異議申出が不適切である場合は、却下し、異議申出人へ通知する。

⑤異議申出が適切である場合は、直ちに検討会に照会する。

(2) 検討会の開催

①文書公開申出書、決定通知書、異議申出書を検討会へ提出する。

②検討会での説明は、担当課が行う。

③検討結果は、文書で事業団へ通知する。

(3) 通知

検討会の回答を受けたら、直ちに異議申立人に文書で通知する。

8. 公益財団法人富山市民文化事業団情報公開検討会

①検討会の委員は、市と協議のうえ選任する。

②検討会は、異議申出がある都度設置してもよい。

③検討会への照会は、富山市情報公開審査会への諮問に代えて処理することができる。

9. 情報公開に係る様式

- ・ 様式第1号 文書公開申出書 (第6条関係)
- ・ 様式第2号 文書公開決定通知書 (第10条関係)
- ・ 様式第3号 文書一部公開決定通知書 (第10条関係)
- ・ 様式第4号 文書非公開決定通知書 (第10条関係)
- ・ 様式第5号 文書公開決定等期間延長通知書 (第11条関係)

整理番号	020/002	2	6 枚目
------	---------	---	------

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

令和3年6月4日

領 収 書

富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

¥ 540円

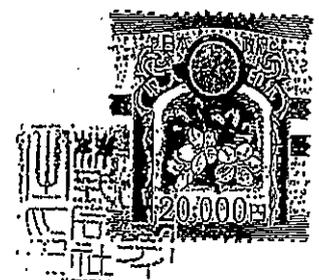
ただし、文書等の写し代として

内訳	普通コピー	18枚	180円
	カラーコピー	6枚	360円

公益財団法人富山市民文化事業団
理事長 高木 繁雄

⊗ 契約書の写しは適宜(202/3/4/10)を添付する。

0301001



広告物の掲出に関する契約書

公益財団法人富山市民文化事業団（以下、「甲」という。）とシクロシティ株式会社（以下、「乙」という。）は、乙の保有する広告面（以下、「広告面」という。）を甲が乙より購入するにあたり、以下の通り合意したので、本契約を締結する（以下、「本契約」という。）。

第1条 甲が乙より購入する広告面について、掲出場所、広告掲出面数、掲出期間、掲出料金、支払方法を以下のとおりとする。

(1) 掲出場所と広告掲出面数

別紙1の通り。ただし、甲乙合意の上で変更されることがある。

(2) 掲出期間

2021年4月1日から2022年3月31日まで1年間のうち、28週間。
ただし、同一広告物の掲出期間は、原則として、2週間以上かつ8週間以下とし、掲出の開始、再開及び掲出内容の変更は、いずれも月曜日とする。

(3) 掲出料金

年額 10,080,000円（消費税別）

掲出料金には、掲出期間中の広告物の保守作業（以下、「保守作業」という。）の費用が含まれるものとし、広告物の印刷、取付け、交換もしくは取外し（以下「掲出作業」という。）の費用は含まない。乙は、掲出作業が発生する毎に下記の費用を甲に請求するものとし、甲は請求月の翌月末までに乙に一括で支払うものとする。

掲出作業費 1回 207,100円（消費税別）

なお、取引に係る消費税及び地方消費税の額として、各費用に100分の10を乗じて得た額を加え支払うものとする。

(4) 支払方法

- ①乙は、掲出料金を2021年6月末、9月末、12月末、2022年3月末の4半期に等分し、甲に請求書を発行する。
- ②乙は、掲出作業終了後、甲に請求書を発行する。
- ③甲は、乙の請求書受領の翌月末までに、乙指定の口座に当該料金を支払うものとする。

<乙指定の口座>

金融機関 三菱UFJ銀行 新丸の内支店
 口座番号 普通預金 3069185
 口座名義 シクロシティ株式会社

第2条 甲は、乙が指定する仕様にて広告物の入稿データを作成し、掲出を希望する2週間前までに、乙に対し送付するものとする。

第3条 乙は、掲出作業から7日以内に、甲に対して、掲出写真を含む掲出報告を行うものとする。

第4条 本契約の締結後、甲が、甲の責に帰すべき事由により、本契約を解除する場合は、第1条に規定する掲出料金を全額支払うものとする。甲の責に帰すべき事由には、広告物掲出中といえども、乙が掲出した甲の広告物の内容が、掲出都市の当局より不適當と見なされ、掲出を禁止された場合も含まれる。

- 2 乙の責に帰すべき事由により、乙が甲の広告物を掲出できない場合は、乙は甲のために甲の事前の承諾を得た上で代替の広告面を提供するか、広告物の未掲出期間相当分の掲出料金を甲に請求しないものとする。
- 3 乙において、天災地変、その他乙の責に帰すべからざる事由により、本契約の履行が遅延し又は不能もしくは著しく困難となった場合には、乙は本契約の債務不履行の責を負わない。

第5条 本契約の有効期間は、本契約の締結日から2022年3月31日までとする。

第6条 甲及び乙は、本契約の定めに違反し、又は自己の責に帰すべき事由により、相手方若しくは第三者に与えた損害に対し、賠償の責を負うものとする。

第7条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本契約上の地位、権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は引受けさせないものとする。

第8条 甲及び乙は、本契約に関して知り得た情報を秘密事項として取扱うものとし、契約の有効期間中はもとより、その終了後も厳重に保持しなければならない。

第9条 本契約の条項の解釈又は本契約に定めのない事項について疑義を生じた場合は、その都度甲乙誠意をもって協議決定する。

第10条 本契約は日本法に準拠し解釈されるものとし、日本語をもって作成される契約書を正本とする。

- 2 本契約に基づく権利、義務について万一紛争が生じた場合は、第一審の専属合意管轄裁判所を東京簡易裁判所又は東京地方裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2021年4月1日

甲 富山県富山市牛島町9-28
公益財団法人富山市民文化事業団
理事長 高木 繁雄

乙 東京都千代田区神田錦町3-2,3
シクロシティ株式会社
代表取締役社長 ジャンローム



【富山市】企画別パネルロケーション

※新規設置、撤去、過年販売等の状況により、ネットワークや面数が予告なく変更する場合がございます。

● オーバードホール様 【歩道】10面



振替 証 明 書

会派名 日本共産党

金 額	540	円
-----	-----	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

2021年6月23日

経理責任者 吉田 修



氏 名	赤星ゆかり	受領印	
-----	-------	-----	--



2003年4月末残 212,976円

6

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 03-05-28	振込	*660	カタトシヨシハハイ(カ)	*693,782
2 03-05-28	手数料	*220	フリコミ	*693,562
3 03-05-28	振込	*13,800	カ)カコウシヤ	*679,762
4 03-05-28	手数料	*220	フリコミ	*679,542
5 03-05-31	新聞代金	*3,380	比田本折付	*676,162
6 03-05-31*		*212,376	2003年4月返金	*463,786
7 03-06-02		*3,300	チユウニチシヨフ	*460,486
8 03-06-07		*14,580	HC)ヒダチC-NBL	*445,906
9 03-06-18	振込	*1,728	トヤマシキ"カイインターネツ	*444,178
10 03-06-18	手数料	*220	フリコミ	*443,958
11 03-06-18	振込	*80,000		*363,958
12 03-06-18	手数料	*440	フリコミ	*363,518

13 03-06-23*		*540	0301062 赤字	*362,978
14 03-06-23*		*2,870	0301003 "	*360,108
15 03-06-23*		*3,380	0301001 "(比田本折付)	*356,728
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 前振の口座振出のお振引のときは年月日欄に*と表示します。
2. 前振金をお振り入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

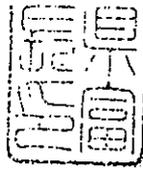
クォーター CQ-CQ

トリアクター CQ-CQ

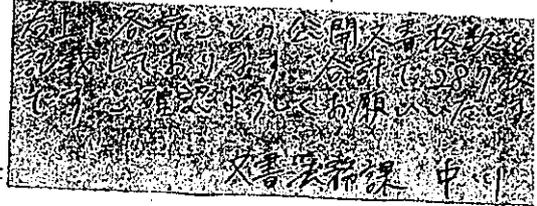
お支払いできる日

お支払いできる時間は、所定の
不渡時間内となります。

6



030/003-1-2/62枚

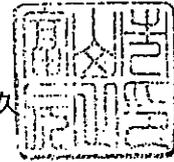


富山市公文書一部公開決定通知書

第 58 号
令和3年 6月16日

富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕久



令和3年5月19日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]
公開の日時	令和3年6月17日(木) 午前11時
公開の場所	富山市役所3階 市政情報コーナー
公開しない部分及び理由	[Redacted]

※公開できることとなる時期	
担当課・室	

備考

- 1 ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入してありますので、同日以後に改めて請求してください。
- 2 指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ、情報公開の総合窓口（電話 443-2261）に連絡してください。
- 3 公文書の公開を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山市を被告として(訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(担当)

(電話)



090/005-1-4

198枚

富山市公文書一部公開決定通知書

第 19 号
令和3年6月16日

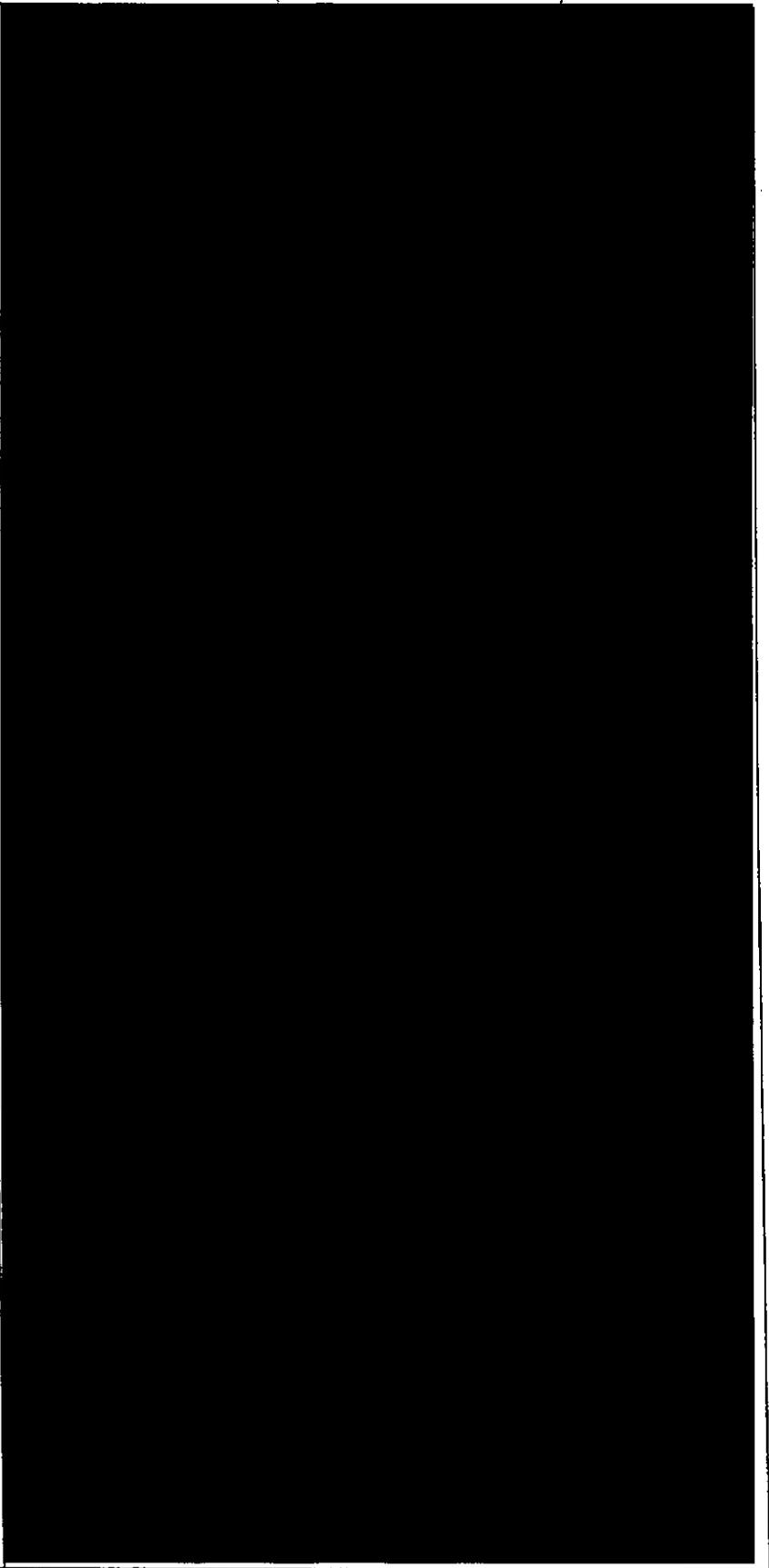
富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕



令和3年5月19日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]
公開の日時	令和3年6月17日(木) 午前11時
公開の場所	富山市役所3階 市政情報コーナー

<p>公開しない部分及び理由</p>	
--------------------	---



※公開できることとなる時期	
担当課・室	



備考

- 1 ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入してありますので、同日以後に改めて請求してください。
- 2 指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ、情報公開の総合窓口（電話 443-2261）に連絡してください。
- 3 公文書の公開を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山市を被告として(訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(担当)

(電話)



0201003-1-7

20枚

富山市公文書一部公開決定通知書

第 56 号
令和3年6月16日

富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕久



令和3年5月19日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]
公開の日時	令和3年6月17日(木) 午前11時
公開の場所	富山市役所3階 市政情報コーナー
公開しない部分及び理由	[Redacted]
※公開できることとなる時期	_____
担当課・室	[Redacted]

備考

- ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入してありますので、同日以後に改めて請求してください。

2 指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ、情報公開の総合窓口（電話 443-2261）に連絡してください。

3 公文書の公開を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山市を被告として(訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(担当)

(電話)



0201003-1-9

7枚

富山市公文書一部公開決定通知書

第 10 号
令和3年 6月16日

富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕



令和3年5月19日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]
公開の日時	令和3年 6月 17日 (木) 午前11時
公開の場所	富山市役所3階 市政情報コーナー
公開しない部分及び理由	[Redacted]
※公開できることとなる時期	_____
担当課・室	[Redacted]

備考

- 1 ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入してありますので、同日以後に改めて請求してください。
- 2 指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ、情報公開の総合窓口（電話443-2261）に連絡してください。
- 3 公文書の公開を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山市を被告として(訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(担当)

(電話)



○富山市情報公開条例施行規則

平成17年4月1日
富山市規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市情報公開条例(平成17年富山市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する公開請求書は、富山市公文書公開請求書(様式第1号)によるものとする。

(公開決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 公文書の全部を公開する旨の決定 富山市公文書公開決定通知書(様式第2号)

(2) 公文書の一部を公開する旨の決定 富山市公文書一部公開決定通知書(様式第3号)

(3) 公文書の全部を公開しない旨の決定(条例第4条第2項及び第10条の規定により公開請求を拒否するとき、第5条第6号に該当しないものがした公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときの当該決定を含む。) 富山市公文書非公開決定通知書(様式第4号)

(公開決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項に規定する書面は、富山市公文書公開決定等期間延長通知書(様式第5号)によるものとする。

(公開決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第13条に規定する書面は、富山市公文書公開決定等期間特例延長通知書(様式第6号)によるものとする。

(第三者保護に関する手続)

第6条 条例第14条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公開請求のあった年月日

(2) 公開請求に係る公文書に記録されている第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第3項の規定による通知は、富山市第三者情報に係る公文書公開決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(公開の実施)

第7条 公文書の公開は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、公文書を閲覧するものは、当該公文書を丁寧に扱うものとし、汚損し、又は破損してはならない。

(電磁的記録の公開方法)

第8条 条例第15条第1項の実施機関が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付

(2) 専用機器により再生したものの視聴

(3) 光ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に複写したものの交付

2 前項第2号及び第3号に掲げる方法は、当該電磁的記録の全部を公開する場合であって、当該公開の方法が容易であるときに限り行うものとする。

(費用の額等)

第9条 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(会長等)

第10条 富山市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、企画管理部文書法務課において処理する。

(細則)

第13条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(出資法人)

第14条 条例第29条第1項に規定する規則で定める出資法人は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項及び第2項に規定する法人とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日富山市規則第72号)

この規則は、平成22年1月4日から施行する。

附 則(平成28年3月31日富山市規則第26号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日富山市規則第19号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

種別	写しの作成の方法	金額
文書及び図画	複写機による複写	単色刷り1枚につき 10円
		多色刷り1枚につき 50円
電磁的記録	光ディスクに複写	1枚につき 100円
	光ディスク以外の記録媒体に複写	当該複写をしたものの作成に要する費用の額

備考 用紙の両面に複写された文書及び図画については、片面を1枚として枚数を算定する。

様式第1号(第2条関係)

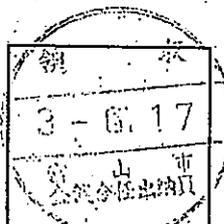
政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票					整理番号	090/003	2	枚目		
					会派名	日本共産党				
					議員名	赤星ゆかり				
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認日			R3.6.18					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費				R3.6.18					
<input type="checkbox"/>	会議費									
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	R3.6.20	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	/	R3.	6.	20	承認日				
<input type="checkbox"/>	事務費					R3.6.20				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					購入資料は、環境部 62 枚、企画管理部 198 枚、福祉保健部 20 枚、活力都市創造部 7 枚の合計 287 枚。うち環境部の契約書のコピー(11 枚)を添付。支払いは議員が立替。					

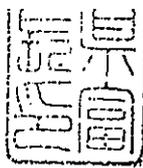
政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	2, 870 円	内、振込手数料	
支出内容	[Redacted] の写し		
積算根拠	富山市公文書一部公開決定通知書 (別紙) 富山市情報公開条例施行規則	価格の 説明	単色コピー 1 枚 10 円×287 枚
購入(依頼) 業者	富山市	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし
証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式 14 の貼付用紙に貼ってください)			

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

<p>領収書 郵送行 富山市議会日本共産党 赤星沖川様</p>
<p>¥ 2,870-</p>
<p>ただし、公文書写し交付料 / コピー料金 として 上記正に領収しました。</p>
<p>令和 4 年 2 月 17 日</p>
<p>富山市企画管理部文書法務課</p>




0901009-2-3

62枚

右記各都庁の公開文書枚数を記載しております。合計で287枚です。ご確認よろしくお願いたします。
文書法務課 中川

富山市公文書一部公開決定通知書

第 58 号
令和3年 6月16日

富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕久



令和3年5月19日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	
公開の日時	令和3年6月17日(木) 午前11時
公開の場所	富山市役所3階 市政情報コーナー
公開しない部分及び理由	[Redacted]

	
※公開できることとなる時期	_____
担当課・室	

備考

- 1 ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入してありますので、同日以後に改めて請求してください。
- 2 指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ、情報公開の総合窓口（電話 443-2261）に連絡してください。
- 3 公文書の公開を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山市を被告として(訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(担当)

(電話)





富山市公文書一部公開決定通知書

第 19 号
令和3年6月16日

富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕



令和3年5月19日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	
公文書名	
公開の日時	令和3年6月17日(木) 午前11時
公開の場所	富山市役所3階 市政情報コーナー

公開しない部分及び理由



※公開できることとなる時期	
担当課・室	

備考

- ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入してありますので、同日以後に改めて請求してください。
- 指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ、情報公開の総合窓口（電話 443-2261）に連絡してください。
- 公文書の公開を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して8月以内に、富山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山市を被告として(訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(担当)

(電話)



090/009-1-1

20枚

富山市公文書一部公開決定通知書

第 56 号
令和3年6月16日

富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕久



令和3年5月19日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]
公開の日時	令和3年6月17日(木) 午前11時
公開の場所	富山市役所3階 市政情報コーナー
公開しない部分及び理由	[Redacted]
※公開できることとなる時期	_____
担当課・室	[Redacted]

備考

- ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入してありますので、同日以後に改めて請求してください。

- 2 指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ、情報公開の総合窓口（電話 443-2261）に連絡してください。
- 3 公文書の公開を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山市を被告として(訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(担当) [Redacted]
(電話) [Redacted]



090/00N-2-10

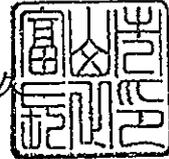
7枚

富山市公文書一部公開決定通知書

第 10 号
令和3年 6月16日

富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕



令和3年5月19日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]
公開の日時	令和3年 6月 17日(木) 午前11時
公開の場所	富山市役所3階 市政情報コーナー
公開しない部分及び理由	[Redacted]
※公開できることとなる時期	_____
担当課・室	[Redacted]

備考

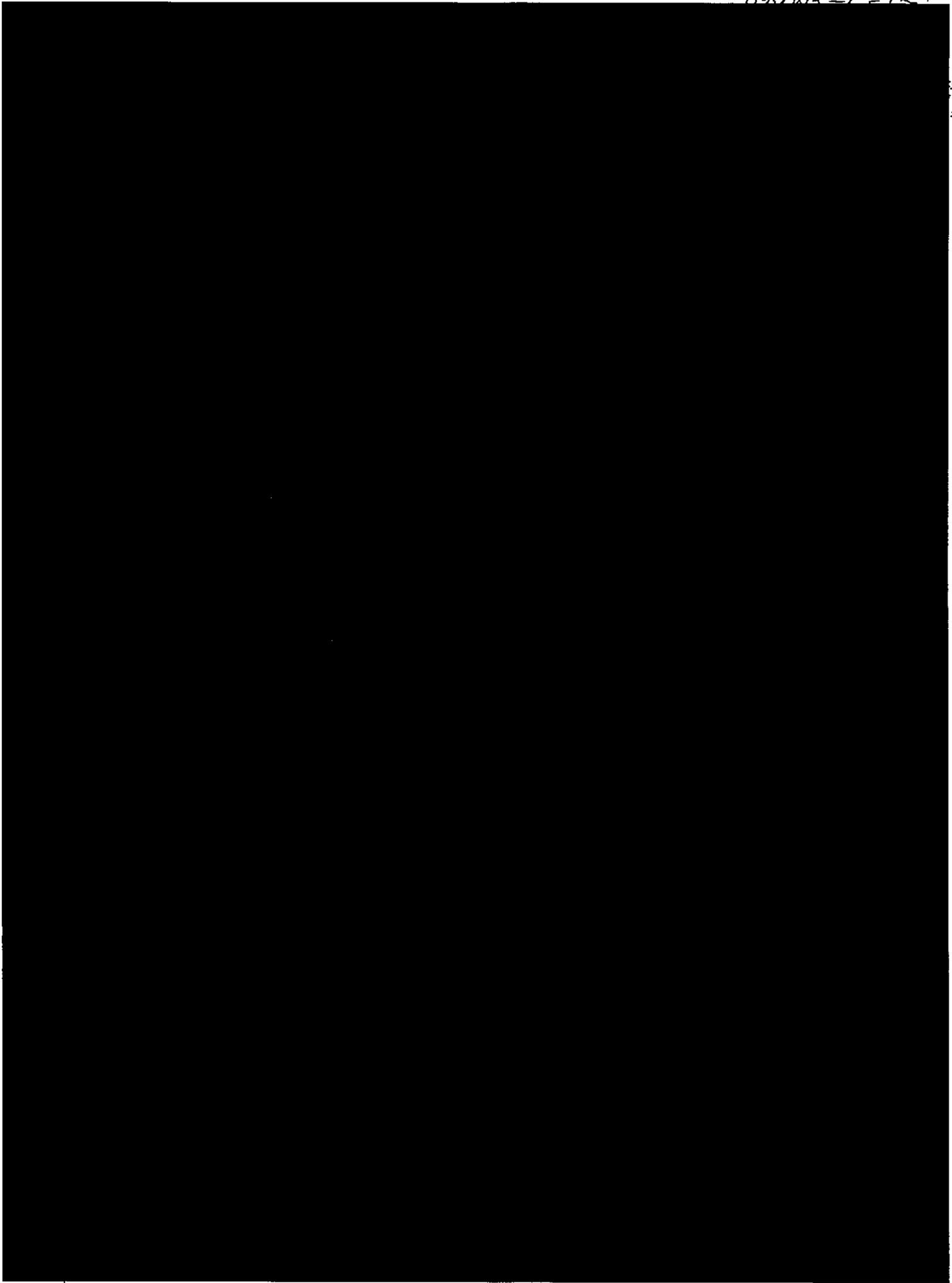
- 1 ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入してありますので、同日以後に改めて請求してください。
- 2 指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ、情報公開の総合窓口（電話 443-2261）に連絡してください。
- 3 公文書の公開を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。

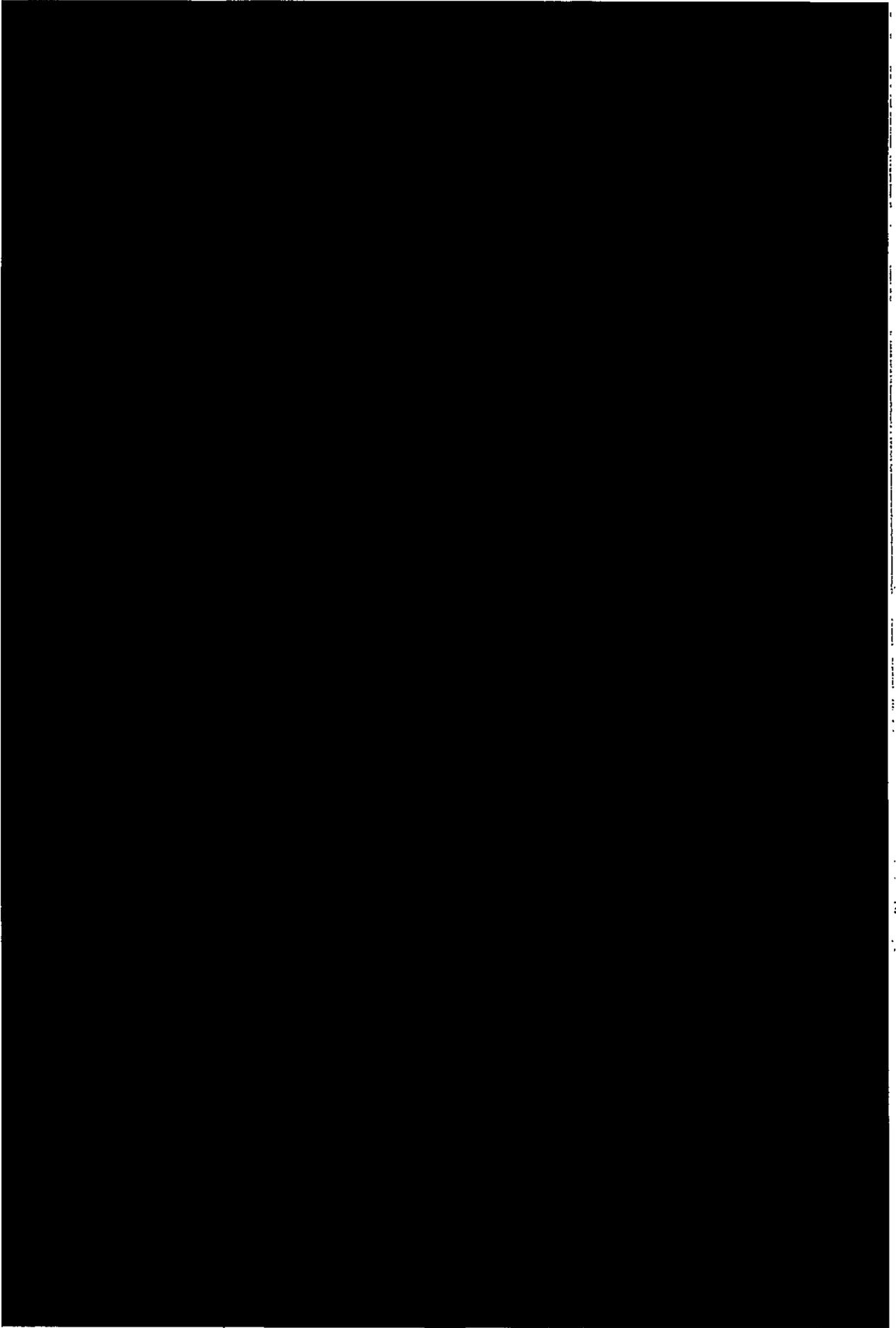
(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山市長に対して審査請求をすることができます。

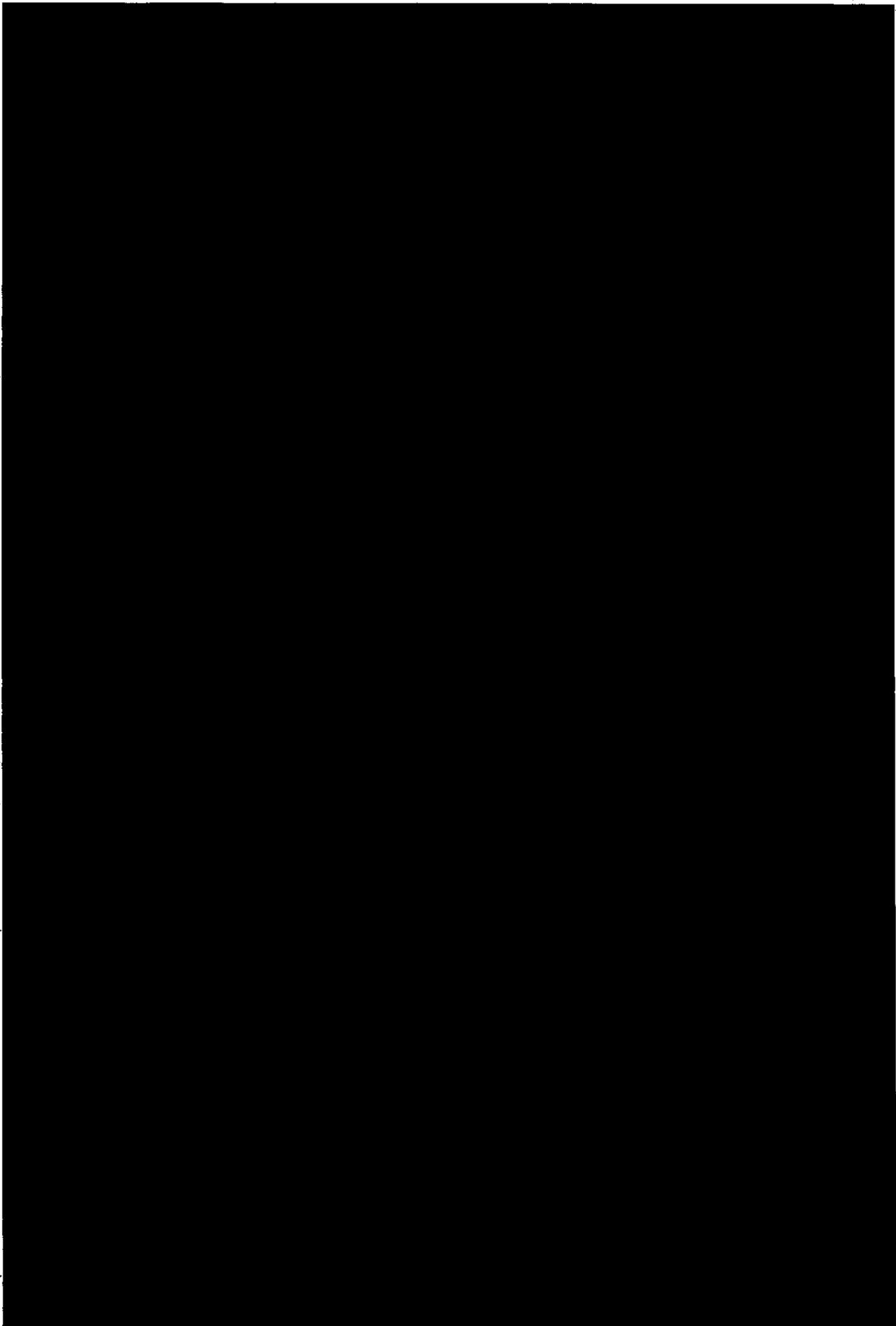
また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山市を被告として(訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(担当)

(電話)

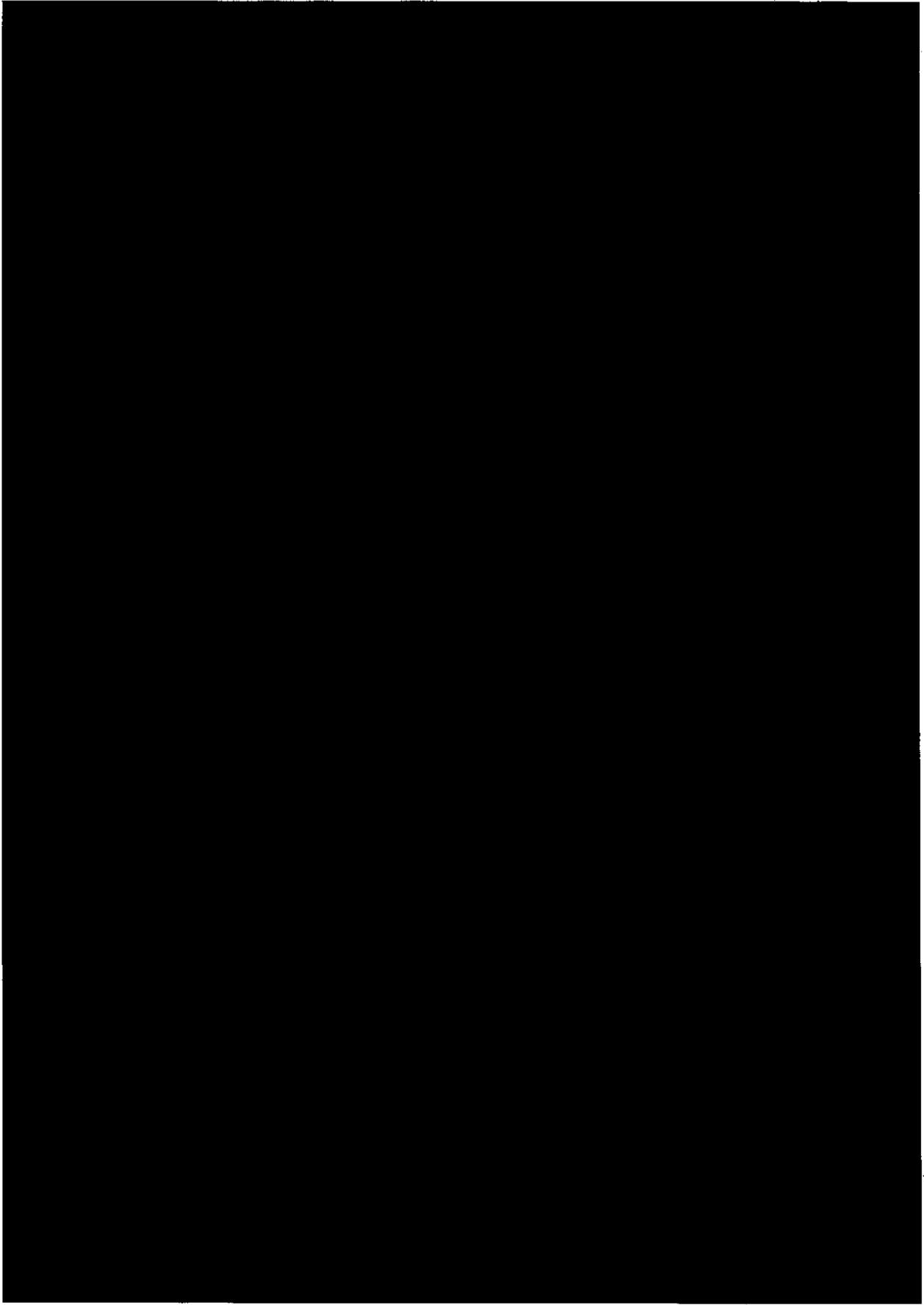


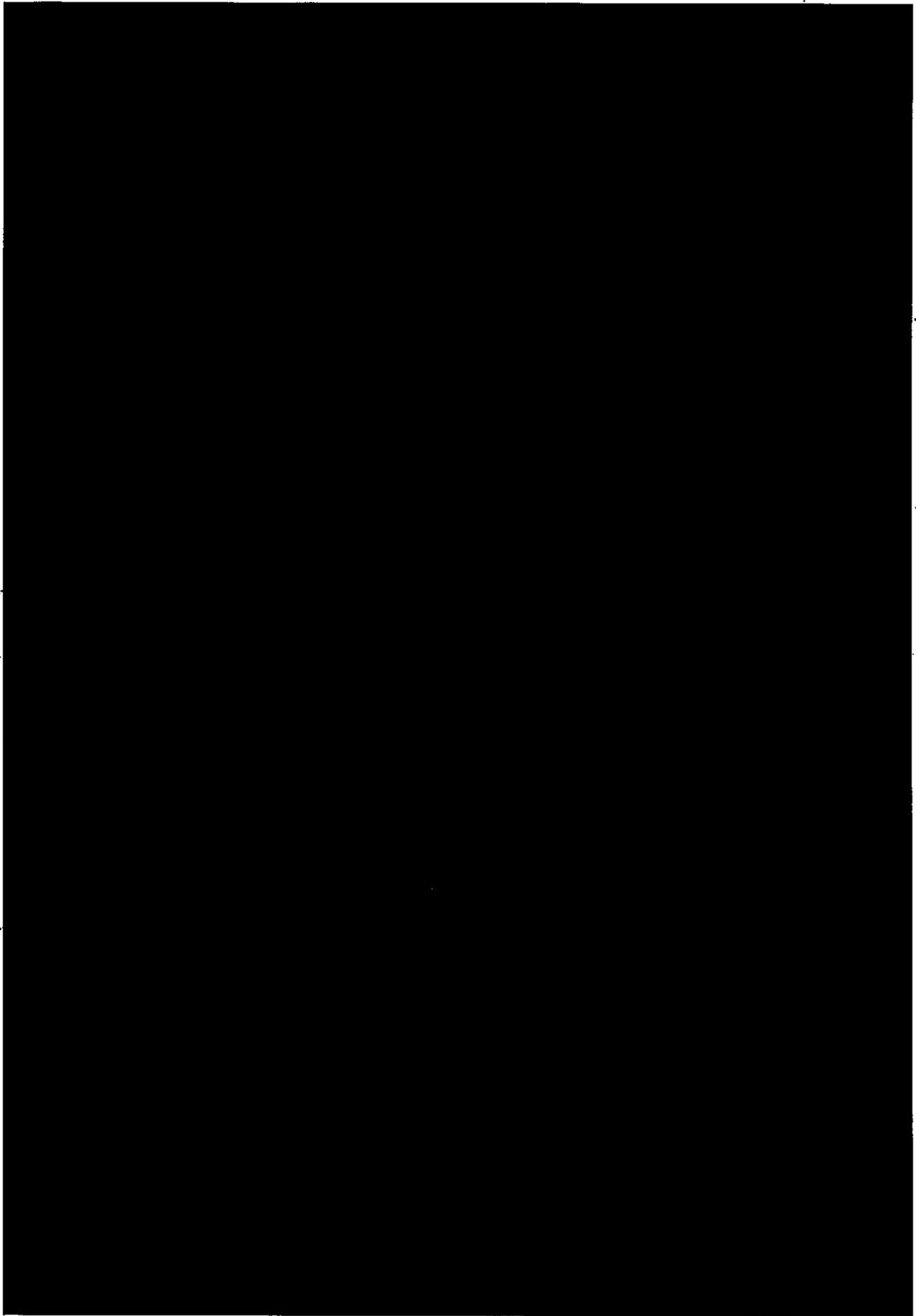


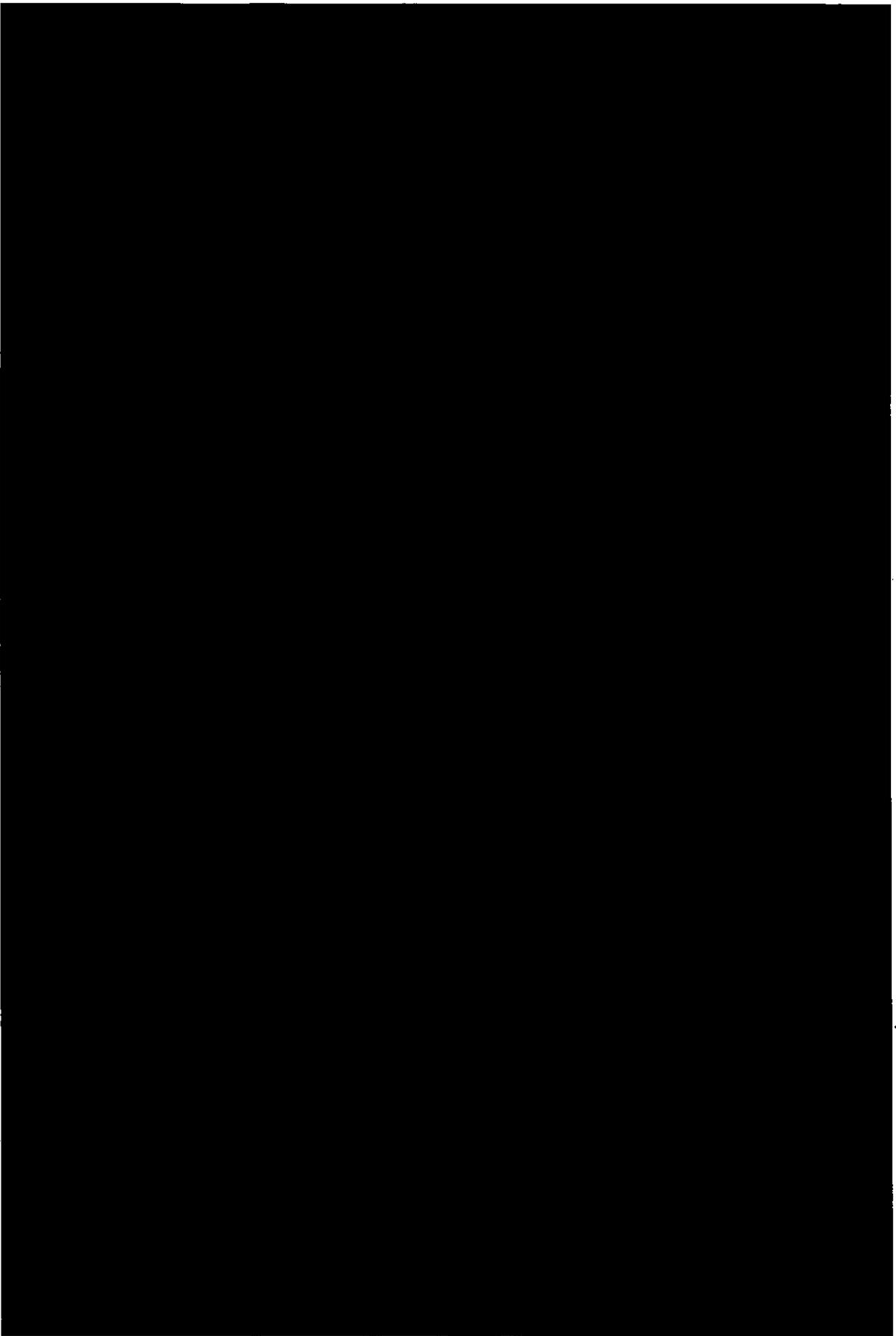


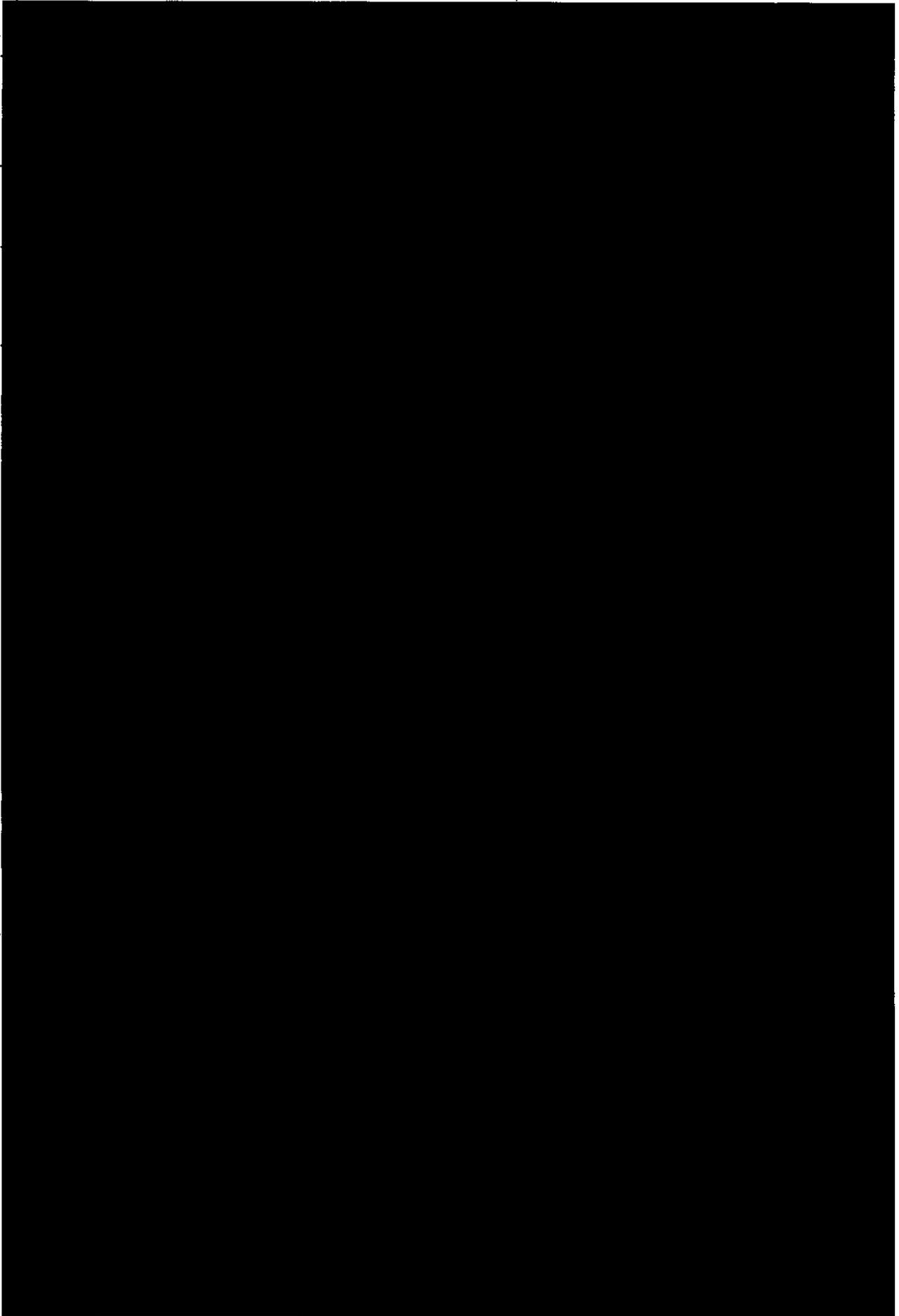
C

C



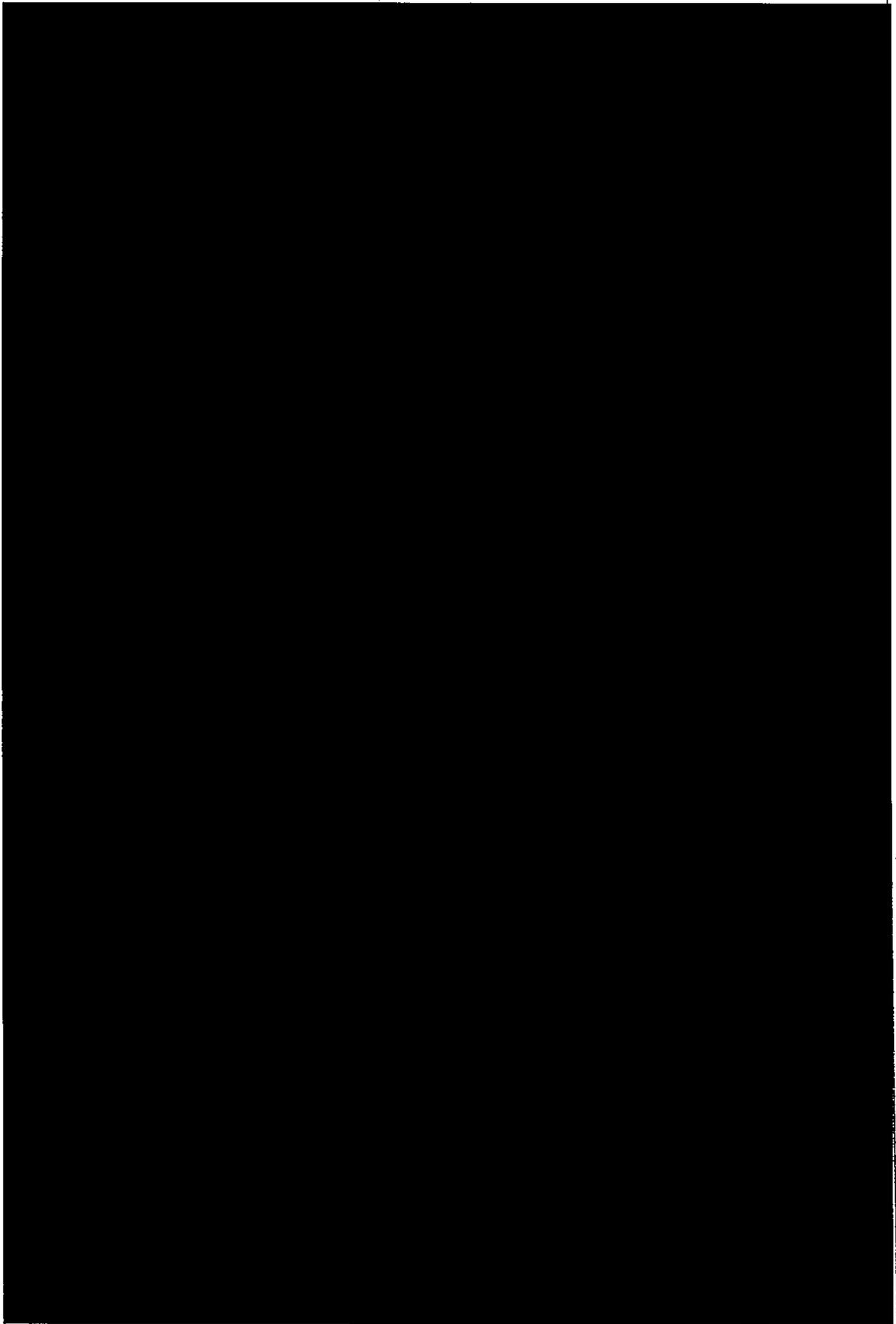


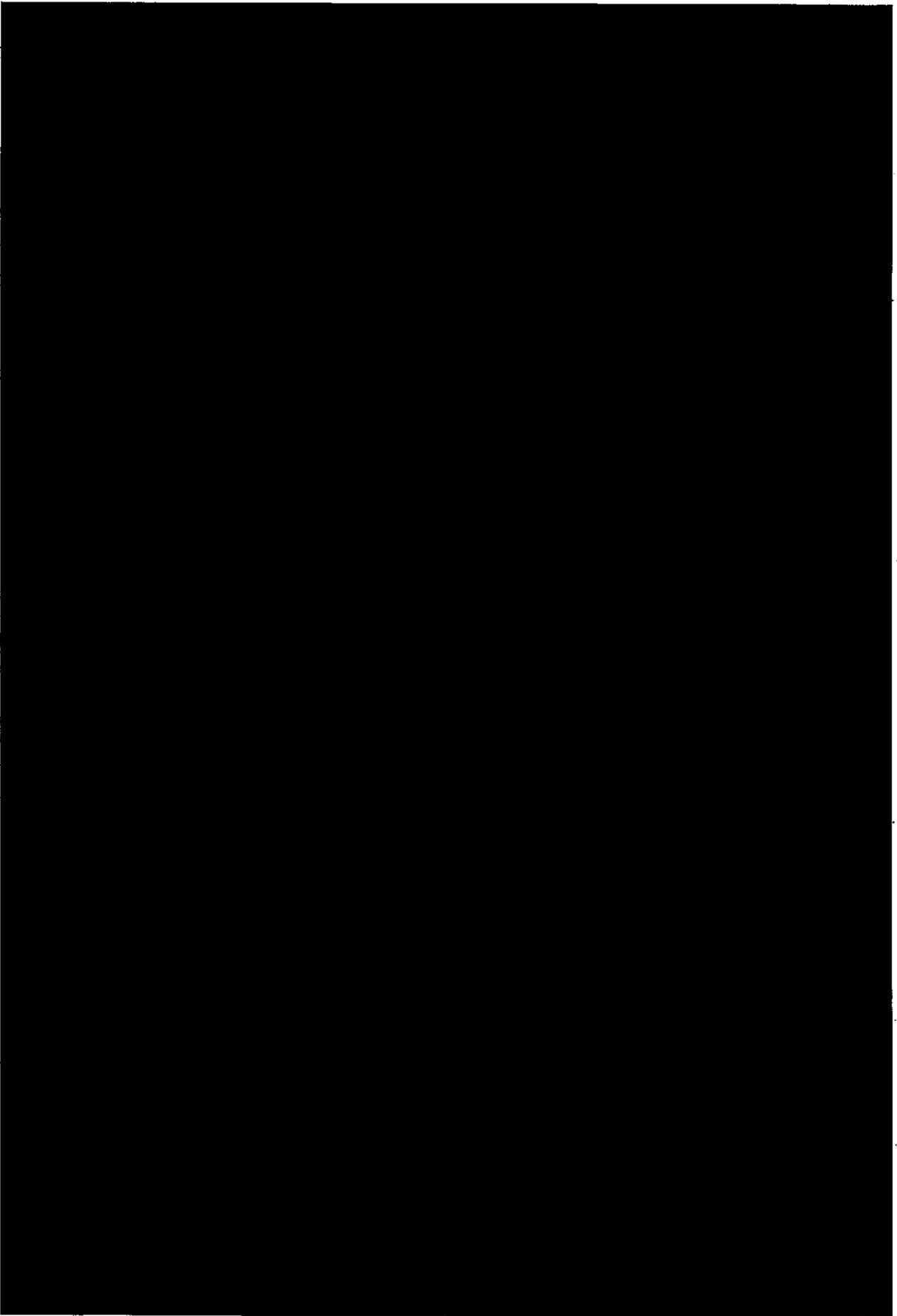


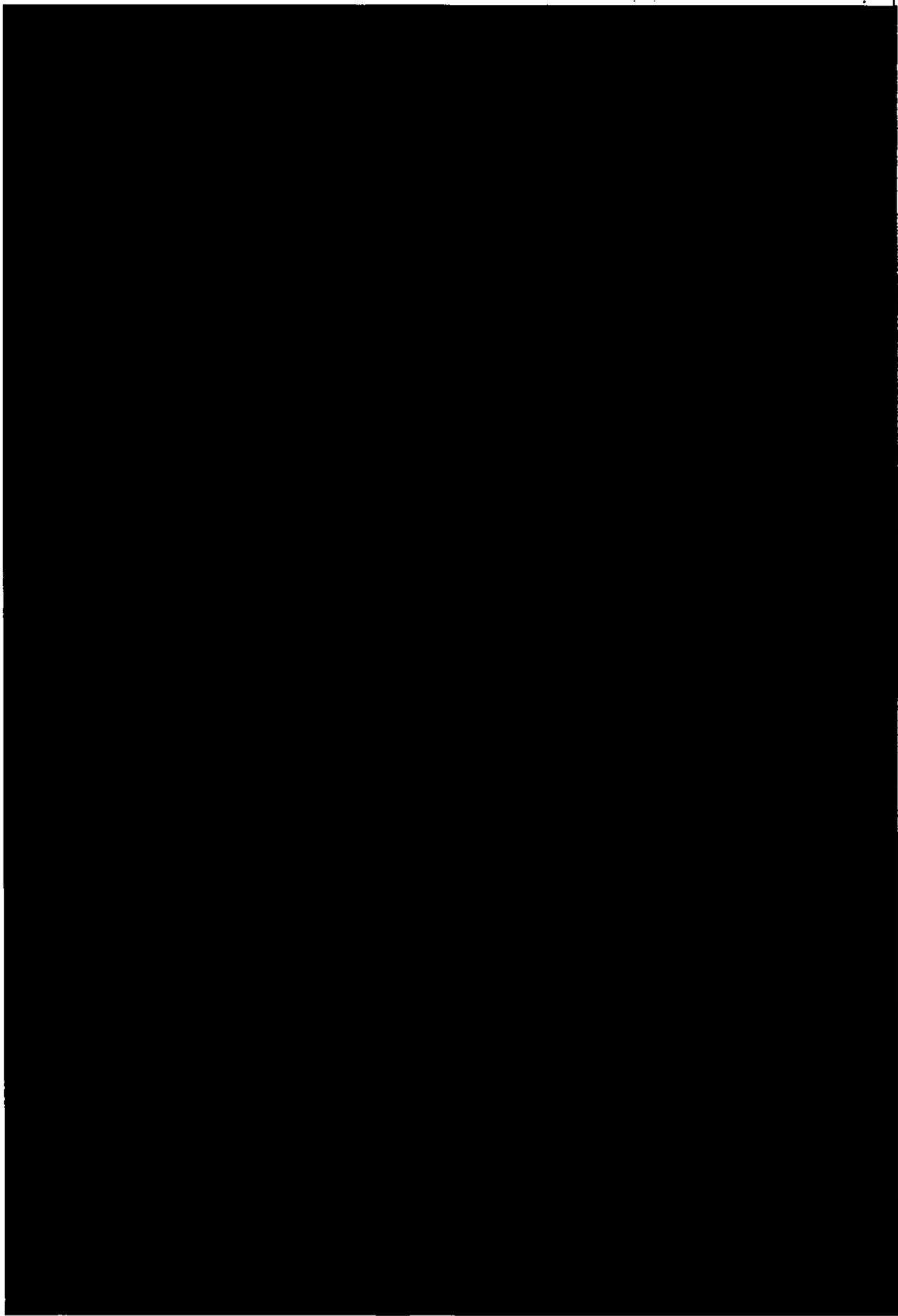


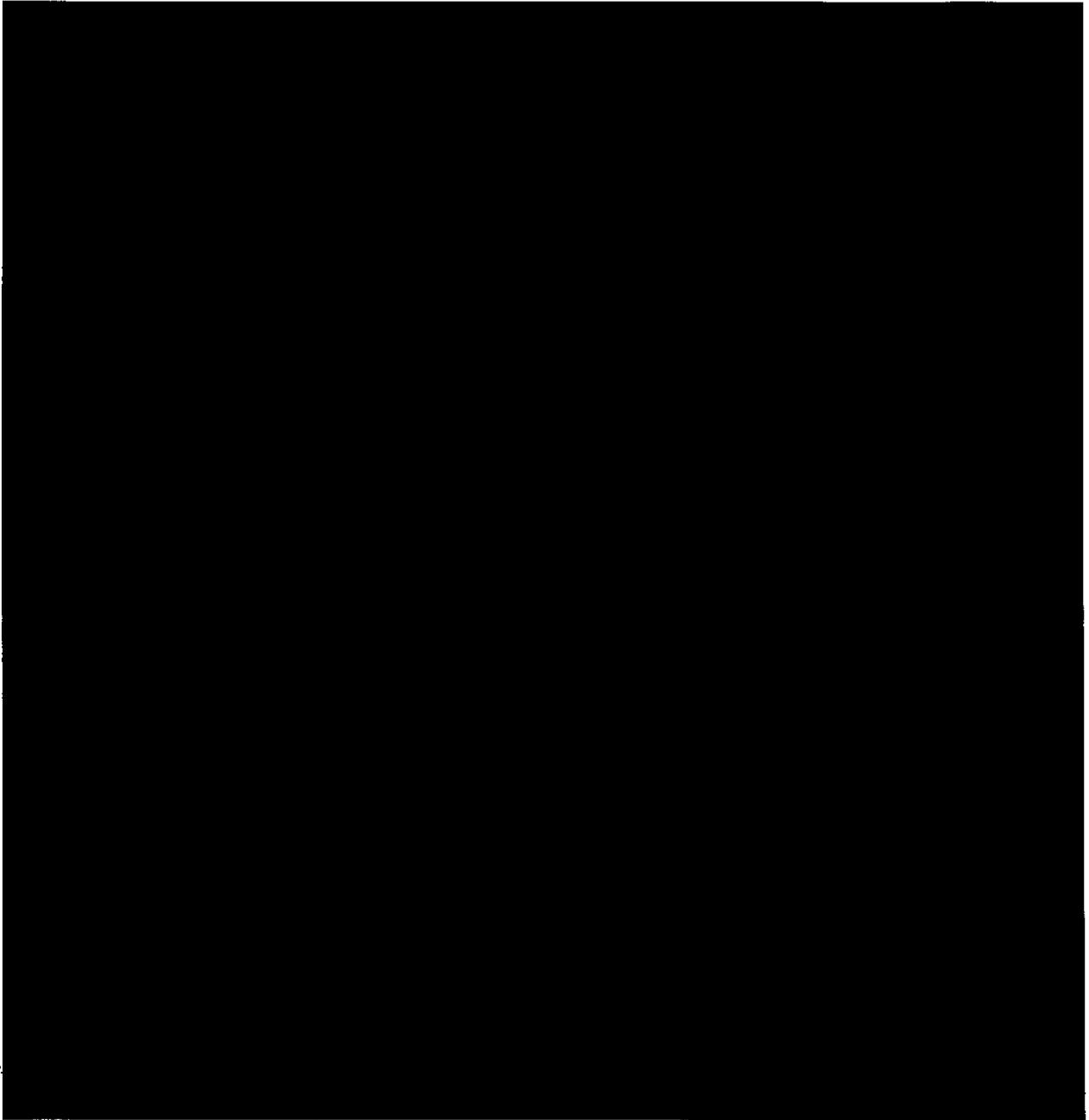
C

C









整理番号	0801000	2	23枚目
------	---------	---	------

振替証明書

会派名 日本共産党

金額	2,870	円
----	-------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

2021年6月23日

経理責任者 吉田 修  印

氏名	赤星ゆかり	受領印	
----	-------	-----	---



R2 4月未収 212,376円

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 03-05-28	振込	*660	カタトヨハンハイ(カ)	*693,782
2 03-05-28	手数料	*220	フリコミ	*693,562
3 03-05-28	振込	*13,800	カ)カンゴウシ	*679,762
4 03-05-28	手数料	*220	フリコミ	*679,542
5 03-05-31	新聞代金	*3,380	北田本折付	*676,162
6 03-05-31*		*212,376	R2 4月 返金	*463,786
7 03-06-02		*3,300	手コウニチシ	*460,486
8 03-06-07		*14,580	HC)ヒタチC-NBL	*445,906
9 03-06-18	振込	*1,728	トヤマシキ"カイインタ-ネツ	*444,178
10 03-06-18	手数料	*220	フリコミ	*443,958
11 03-06-18	振込	*80,000		*363,958
12 03-06-18	手数料	*440	フリコミ	*363,518
13 03-06-23*		*540	0301062 赤星	*362,978
14 03-06-23*		*2,870	0301003 "	*360,108
15 03-06-23*		*3,380	0301001 " (赤星折付)	*356,728
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 前券切をお取り入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 クレジット CC-VV
 トリクナー CC-VV

お支払いできる日
 お支払できる時間は、所定の
 不渡期間内を過ぎます。

政務活動費 《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。				整理番号	030100/	1	1 枚目				
				会派名	日本共産党						
				議員名	赤星ゆかり						
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄						
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	総理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認日			R2.5.6						
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費				承認日						R2.5.6
<input type="checkbox"/>	会議費				承認日						R2.5.6
<input type="checkbox"/>	資料作成費	特記事項(第三者機関)			特記事項(会派)						
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費				定期購読 赤星議員の2紙目						
<input type="checkbox"/>	人件費				1紙目は北日本新聞 <i>下記に記す</i>						
<input type="checkbox"/>	事務費										
支出予定金額 (振込手数料を含まず)		3,380円									
支出内容		赤星議員自宅新聞2紙目 富山新聞購読料 (1紙目:北日本新聞)									
積算根拠		定期購読(5月分) 3,380円/月・部 (別紙見書のとおりに) <i>「ホームページの直し」も添付。</i>					価格の説明				
購入(依頼)予定業者		富山新聞販売(株)富山センター					<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()			取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし	
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)											
特記事項追記。R2.5.1~R2.5.5まで休日であった為。 承認日がR2.5.6としました。											

富山新聞 DIGITAL

購読のお申し込み みんな よむよ

北国新聞

☎ 0120-367-464

| ご購読申込 | 試し読み | お支払い方法の変更 |

富山新聞 北国新聞 ご購読のお申し込み

※転居のご連絡もこちらから

富山県、石川県にご在住の方 (宅配) ※いずれも消費税込

月ぎめ購読料

富山新聞 朝刊	3,380円
北国新聞 朝夕刊セット	4,400円
北国新聞 朝刊	3,400円

富山県、石川県外にご在住の方 (郵送) ※いずれも消費税込

月ぎめ購読料

富山新聞 朝刊	3,380円 + 送料1,620円	合計5,000円
北国新聞 朝夕刊セット	4,400円 + 送料1,980円	合計6,380円
北国新聞 朝刊	3,400円 + 送料1,800円	合計5,200円

福井県にご在住の方

一部地域で、富山新聞朝刊、北国新聞朝夕刊の戸別配達を行っています。詳細は、販売部 (076-491-8122) までお問い合わせ下さい。

離れた家族や大切な人に富山新聞を届けたい方

郵便番号

- (全角数字) 例: 920-8790

ご住所(必須)

富山県 (全角)
ビル・アパートマンション名までご記入ください。

電話番号(必須)

- - 例: 076-260-3564

お名前(必須)

姓
名

ふりがな(必須)

姓 (ふりがな)
名 (ふりがな) (全角ひらがな)

メールアドレス

(半角英数字)

年 月 日

配達希望日(必須)

※午後6時以降のお申し込みの場合、配達開始日は最短で翌々営業日からとなります。
※土・日・祝日のお申し込みの場合、配達開始日は最短で翌々営業日からとなります。
※週末、祝日前の午後6時から土日祝日に入力された場合は、入れは最短で火曜(翌々日営業日)となります。

購読紙(必須)

- 富山新聞 朝刊
 北国新聞 朝夕刊セット
 北国新聞 朝刊

政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号	030100/	2	1枚目
会派名	日本共産党		
議員名	赤星ゆかり		

<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄		会派承認欄						
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認日	/	/	R.P. 6.22					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費				R.P. 6.22					
<input type="checkbox"/>	会議費				R.P. 6.22					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	人件費	1	R.P.		6	20	承認日			
<input type="checkbox"/>	事務費				R.P. 6.22					

特記事項(第三者機関)

特記事項(会派)

定期購読 赤星議員の2紙目
1紙目は北日本新聞、領収書添付あり

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	3,380円	内、振込手数料	
支出内容	富山新聞 5月分		
積算根拠	定期購読 3,380円/月・部	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	富山新聞販売(株)富山センター	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類

領収証

21年 05月分 3年6月2日 No.

お名前 赤星 ゆかり 様

ご住所 下堀

繰越額

合計金額 3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
8%税率対象合計 3,380
10%税率対象合計 0
富山新聞販売(株)
富山センター
富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額

お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。
クレジットカード決済も承ります。

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領 収 証

赤星ゆかり

様 No. _____

¥ 3,380 -

但 北日本新聞 5月分
入金日 2021年 5月 31日

上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

〒939-8073 富山市大町1区西部259-1
株式会社 山谷新聞販売店
TEL 076-423-0663

整理番号	030/00/	2	3	枚目
------	---------	---	---	----

振替証明書

会派名 日本共産党

金額	3,380	円
----	-------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

2021年6月23日

経理責任者 吉田 修  印

氏名	<u>赤星ゆかり</u>	受領印	
----	--------------	-----	---

0301001-2-4



2004年4月末残 212,376円

6

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 03-05-28	振込	*660	カタトシヨハン(イカ)	*693,782
2 03-05-28	手数料	*220	フリコミ	*693,562
3 03-05-28	振込	*13,800	カ)カ)コウシヤ	*679,762
4 03-05-28	手数料	*220	フリコミ	*679,542
5 03-05-31	新聞代金	*3,380	北日本新聞	*676,162
6 03-05-31*		*212,376	2004年4月 返金	*463,786
7 03-06-02		*3,300	子工ウニシシヤ	*460,486
8 03-06-07		*14,580	HC)ヒヤC-NBL	*445,906
9 03-06-18	振込	*1,728	トヤマシキ"カイイタ-ネツ	*444,178
10 03-06-18	手数料	*220	フリコミ	*443,958
11 03-06-18	振込	*80,000		*363,958
12 03-06-18	手数料	*440	フリコミ	*363,518

13 03-06-23*		*540	0301062 赤字	*362,978
14 03-06-23*		*2,870	0301003 "	*360,108
15 03-06-23*		*3,380	0301001...4 (北日本新聞)	*356,728
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 請求のご届出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 証券類をお預り入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 クレジットカード - CC-100
 トリタテ - CC-100

お支払いできる日
 お支払いできる期間は、所定の
 請求送付期限経過後となります。

6

政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

管理番号	0301004	2	1枚目
会派名	日本共産党		
議員名	赤星ゆかり		

<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄		会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認日		承認日					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日		承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	承認日		承認日					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			支払日	支払完了報告			
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払日	月	日	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	人件費	承認日			承認日				
<input type="checkbox"/>	事務費	1	12	8	12	承認日			

特記事項(第三者機関)

特記事項(会派)

定期購読 赤星議員の2紙目
1紙目は北日本新聞、領収書添付あり

管理番号 0301001-1 事務所審査済

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	3,380円	内、振込手数料	
支出内容	富山新聞 6月分.....		
積算根拠	定期購読 3,380円/月・部	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	富山新聞販売(株)富山センター	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

領収証

21年06月分 3年7月2日 No. []

お名前 赤星 ゆかり 様

ご住所 下堀 [] ○

繰越額 []

合計金額 3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
8%税率対象合計 3,380
10%税率対象合計 0
富山新聞販売(株)
富山センター
富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額

お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。
クレジットカード決済も承ります。

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領 収 証

赤、星 ゆかり

様 No. _____

¥ 3,380-

但 北日本新聞 6月分

入金日 2021年 7月 / 日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

〒939-8073 富山市大町1区西部259-1
 株式会社 山谷新聞販売店
 TEL 076-423-0663

振替証明書

会派名

日本共産党

金額	3,380	円
----	-------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

2021年8月12日

経理責任者

吉田 修



印

氏名	赤星ゆかり	受領印	
----	-------	-----	--



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 03-07-01	手数料	*220	フリコム	*357,733
2 03-07-02		*3,300	チウニチシフ	*354,433
3 03-07-07		*14,580	HC)ヒタチC-NBL	*339,853
4 03-07-19	振込	*1,728	トマシキ"カイインタ-ネツ	*338,125
5 03-07-19	手数料	*220	フリコム	*337,905
6 03-07-20	振込	トマシキ"カイヨムカ	*900,000	*1,237,905
7 03-07-20	振込	*160,000		*1,077,905
8 03-07-20	手数料	*440	フリコム	*1,077,465
9 03-07-26	電話料	*3,998	0764418418	*1,073,467
10 03-07-27		*14,572	DF.コニカミ/ルタNC	*1,058,895
11 03-07-30	新聞代金	*3,380		*1,055,515
12 03-07-30	振込	*660	ナカタ"トヨハンハイ(カ)	*1,054,855

13 03-07-30	手数料	*220	フリコム	*1,054,635
14 03-08-02		*3,300	チウニチシフ	*1,051,335
15 03-08-10		*14,580	HC)ヒタチC-NBL	*1,036,755
16 03-08-12	振込	*288,200	トウサ"ワインサツコウケ"イ	*748,555
17 03-08-12	手数料	*440	フリコム	*748,115
18 03-08-12*		*3,380	030/009 振込(カ) 振付	*744,735
19 03-08-12*		*3,380	030/005. " "	*741,355
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 領収のご提出のあるお振込のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 領収書が特約付入りのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 タクシー()、
 トリクター()、

お支払いできる日
 お支払できずの場合は、所定の
 不渡高期間経過後となります。

政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号 0301005 2 1枚目

会派名 日本共産党

議員名 赤星ゆかり

	第三者機関承認欄			会派承認欄					
	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 調査研究費									
<input type="checkbox"/> 研修費									
<input type="checkbox"/> 広報広聴費									
<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費	承認日								
<input type="checkbox"/> 会議費									
<input type="checkbox"/> 資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費				R3.8.12	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/> 人件費	1	R0.	8.	12	承認日				
<input type="checkbox"/> 事務費				R3.8.12					

特記事項(第三者機関)

特記事項(会派)

定期購読 赤星議員の2紙目
1紙目は北日本新聞、領収書添付あり
郵便番号 0301001-1 赤星ゆかり

政務活動費
支出額
(振込手数料を含む)

3,380円

内、振込手数料

支出内容

富山新聞 7月分

積算根拠

定期購読 3,380円/月・部

価格の
説明

購入(依頼)
業者

富山新聞販売(株)富山センター

市内業者
 市外業者
 通販業者
 他()

取引規定
 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

領収証

21年07月分 3年8月2日 No. []

お名前 赤星 ゆかり 様

ご住所 下堀 [] ○

繰越額

合計金額

3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
8%税率対象合計 3,380

10%税率対象合計 0

富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額

お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。
クレジットカード決済も承ります。

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。
B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領 収 証

赤 星 ゆかり

様 No. _____

¥ 3,380-

但 北日本新聞 7月分
入金日 2021年 7月 31日

上記正に領収いたしました

収 入 印 紙	内訳
	税抜金額
	消費税額等 (%)

〒939-8073 富山市大町1区西部259-1
株式会社 山谷新聞販売店
TEL 076-423-0663



振替 証 明 書

会派名 日本共産党

金 額	3,380	円
-----	-------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

2021年8月12日

経理責任者 吉田 修  印

氏 名	赤星 ゆかり	受領印	
-----	--------	-----	---



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 03-07-01	手数料	*220	フリコム	*357,733
2 03-07-02		*3,300	子ウニチシフ	*354,433
3 03-07-07		*14,580	HC)ヒタチC-NBL	*339,853
4 03-07-19	振込	*1,728	トマシキ"カインターネツ	*338,125
5 03-07-19	手数料	*220	フリコム	*337,905
6 03-07-20	振込		トマシキ"カインターネツ *900,000	*1,237,905
7 03-07-20	振込	*160,000		*1,077,905
8 03-07-20	手数料	*440	フリコム	*1,077,465
9 03-07-26	電話料	*3,998	0764418418	*1,073,467
10 03-07-27		*14,572	DF.コニカミナルタNC	*1,058,895
11 03-07-30	新聞代金	*3,380		*1,055,515
12 03-07-30	振込	*660	ナカタ"トシヨハン"ハイ(カ)	*1,054,855

13 03-07-30	手数料	*220	フリコム	*1,054,635
14 03-08-02		*3,300	子ウニチシフ	*1,051,335
15 03-08-10		*14,580	HC)ヒタチC-NBL	*1,036,755
16 03-08-12	振込	*288,200	トウサ"ワインサツコウケ"イ	*748,555
17 03-08-12	手数料	*440	フリコム	*748,115
18 03-08-12*		*3,380	030/007 前払かり SA 併付	*744,735
19 03-08-12*		*3,380	030/005 前払かり SA 併付	*741,355
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 通帳のご振出のあるお振替のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 前払金をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 タクシー...
 トリクター...

お支払いできる日
 お支払できる時間は、所定の
 不実施時間帯は含まれません。

政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

管理番号	0301006	2	1枚目
会派名	日本共産党		
議員名	赤星ゆかり		

<input type="checkbox"/>	調査研究費	承認欄(第三者機関)		承認欄(会派)					
<input type="checkbox"/>	研修費	支出日	責任者	担当	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認欄		承認欄					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認欄		承認欄					
<input type="checkbox"/>	会議費	承認欄		承認欄					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起算日	支払完了報告			
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支出日	責任者	担当	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	RW	9	27	承認日	承認欄		
<input type="checkbox"/>	事務費				承認日	承認欄			

特記事項(第三者機関)	特記事項(会派)
	定期購読 赤星議員の2紙目 1紙目は北日本新聞、領収書添付あり 整理番号0301001-1 新客立済

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	3,380円	内、振込手数料	
支出内容	富山新聞 8月分.....		
積算根拠	定期購読 3,380円/月・部	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	富山新聞販売(株)富山センター	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は 様式1-1の貼付用紙を貼付してください)

領収証 21年 08月分 3年9月2日 No. XXXXXXXXXX

お名前 赤星 ゆかり 様

ご住所 下堀 XXXXXXXXXX ○

繰越額 合計金額 **3,380**

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
 8%税率対象合計 3,380
 10%税率対象合計 0
 富山新聞販売(株)
 富山センター
 富山市黒崎588
 TEL 076-493-1160
 FAX 076-493-1140

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額
お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。
クレジットカード決済も承ります。



貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領 収 証

赤、星 ゆかり

様 No. _____

¥ 3380-

但 此日本新聞 8A分
入金日 2021年 8月 31日

上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

〒939-8073 富山市大町1区西部259-1
株式会社 山谷新聞販売店
TEL 076-423-0663

振替証明書

会派名 日本共産党

金額	3,380	円
----	-------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

2021年9月29日

経理責任者 吉田 修  印

氏名	<u>赤星ゆかり</u>	受領印	
----	--------------	-----	---

政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

管理番号	0301007	2	1枚目
会派名	日本共産党		
員名	赤星ゆかり		

項目	第三者機関承認欄			会派承認欄						
	承認日	責任者	担当者	起票日	代表者	経理責任者	事務員	申請者		
<input type="checkbox"/> 調査研究費										
<input type="checkbox"/> 研修費										
<input type="checkbox"/> 広報広聴費				R3.10.15						
<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費										
<input type="checkbox"/> 会議費				R3.10.15						
<input type="checkbox"/> 資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起票日	支払完了報告					
<input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費				R3.11.25						
<input type="checkbox"/> 人件費	1	R3	11	25						
<input type="checkbox"/> 事務費										

特記事項(第三者機関) _____

特記事項(会派) 定期購読 赤星議員の2紙目
1紙目は北日本新聞、領収書添付あり
伝票(整理番号)0301001-1、事前空元均

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	3,380円	内、振込手数料	
支出内容	富山新聞 9月分.....		
積算根拠	定期購読 3,380円/月・部	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	富山新聞販売(株)富山センター	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

領収証 21年 09月分 3年10月4日 No. [REDACTED]

お名前 赤星 ゆかり 様

ご住所 下堀 [REDACTED] ○

繰越額		
合計金額	3,380	
銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
 8%税率対象合計 3,380
 10%税率対象合計 0
 富山新聞販売(株)
 富山センター
 富山市黒崎588
 TEL 076-493-1160
 FAX 076-493-1140

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額
お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。
クレジットカード決済も承ります。



貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。
B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領 収 証

赤星 ゆかり

様 No. _____

¥ 3,380 -

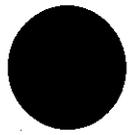
但 北日本新聞 9月分

入金日 2021年 9月 30日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

〒939-8073 富山市大町1区西部259-1
株式会社 山谷新聞販売店
TEL 076-423-0663



整理番号	030/007	2	枚目
------	---------	---	----

振替 証 明 書

会派名 日本共産党

金 額	3,380	円
-----	-------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

2021年11月25日

経理責任者 吉田 修  印

氏 名	赤星 ゆかり	受領印	
-----	--------	-----	---



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 03-10-08	手数料	*440	フリコミ	*499,619
2 03-10-20	振込	トヤマシキ"カイシヨムカ	*900,000	*1,399,619
3 03-10-20	振込	*1,728	トヤマシキ"カイインターネット	*1,397,891
4 03-10-20	手数料	*220	フリコミ	*1,397,671
5 03-10-25	電話料	*4,070	0764418418	*1,393,601
6 03-10-27		*11,434	DF.コニカミルタNC	*1,382,167
7 03-10-27		*6,160	SMBC(アスクル)	*1,376,007
8 03-10-27	振込	*3,546	トヤマケンシ"チダイヤモンド"	*1,372,461
9 03-10-27	手数料	*440	フリコミ	*1,372,021
10 03-10-29	新聞代金	*3,380	北日本新聞	*1,368,641
11 03-10-29	振込	*660	ナカタ"トシヨハン"ハ"イ(カ)	*1,367,981
12 03-10-29	手数料	*220	フリコミ	*1,367,761
13 03-11-02		*3,300	チノウニチシツフ	*1,364,461
14 03-11-08		*14,580	HC)ミツヒ"シHBL	*1,349,881
15 03-11-10	振込	*76,046	[REDACTED]	*1,273,835
16 03-11-10	手数料	*440	フリコミ	*1,273,395
17 03-11-19	振込	*1,728	トヤマシキ"カイインターネット	*1,271,667
18 03-11-19	手数料	*220	フリコミ	*1,271,447
19 03-11-25	電話料	*3,933	0764418418	*1,267,514
20 03-11-25*		*3,380	030/007 報復 島山(株)	*1,264,134
21 03-11-25*		*3,380	030/007 " "	*1,260,754
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
2. 振替簿をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケノコ
トリダテ

お支払いできる日

お支払できる期限は、所定の
不払期限以降となります。

政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号	0301008	2	1枚目
会派名	日本共産党		
議員名	赤星ゆかり		

<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認日			R3.11.24					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費				承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費									
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	年	月	日	R3.11.25	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	人件費	1	R.V.	M	25	承認日				
<input type="checkbox"/>	事務費					R3.11.25				

特記事項(第三者機関)	特記事項(会派)
	定期購読 赤星議員の2紙目 1紙目は北日本新聞、領収書添付あり 伝票(整理番号) 080/001-1 新築五済

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	3,380円	内、振込手数料	
----------------------------	--------	---------	--

支出内容 富山新聞 10月分.....

積算根拠 定期購読 3,380円/月・部

購入(依頼)業者 富山新聞販売(株)富山センター

価格の説明

市内業者
 市外業者
 通販業者
 他()

取引規定 抵触なし

証拠書類等

領収証

21年 10月分 R3年11月2日 No. XXXXXXXXXX

お名前 赤星 ゆかり 様

ご住所 下堀 XXXXXXXXXX ○ ◇

繰越額	合計金額
	3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
 ・8%税率対象合計 3,380
 ・10%税率対象合計 0
 富山新聞販売(株)
 富山センター
 富山市黒崎588
 TEL 076-493-1160
 FAX 076-493-1140

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額

お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。
クレジットカード決済も承ります。

集金担当

整理番号	0801008	ス	ス 枚目
------	---------	---	------

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領 収 証

赤星ゆかり

様 No. _____

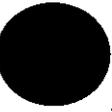
¥ 3,380.-

但 10月分 北日本新聞
入金日 2021年 10月 31日

上記正に領収いたしました

収 入 印 紙	内訳
	税抜金額
	消費税額等 (%)

〒939-8073 富山市大町1区西部259-1
 株式会社 山谷新聞販売店
 TEL 076-423-0663



振替証明書

会派名 日本共産党

金額	3,380	円
----	-------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

2021年11月25日

経理責任者 吉田 修  印

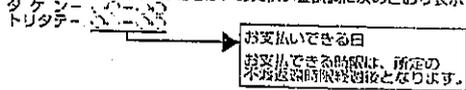
氏名	赤星ゆかり	受領印	
----	-------	-----	---



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 03-10-08	手数料	*440	フリコミ	*499,619
2 03-10-20	振込	トヤマシキ"カイショムカ	*900,000	*1,399,619
3 03-10-20	振込	*1,728	トヤマシキ"カイインターネツ	*1,397,891
4 03-10-20	手数料	*220	フリコミ	*1,397,671
5 03-10-25	電話料	*4,070	0764418418	*1,393,601
6 03-10-27		*11,434	DF.コニカミ/ルタNC	*1,382,167
7 03-10-27		*6,160	SMBC(アスクル)	*1,376,007
8 03-10-27	振込	*3,546	トヤマケンシ"チタイモント"	*1,372,461
9 03-10-27	手数料	*440	フリコミ	*1,372,021
10 03-10-29	新聞代金	*3,380	北日本新聞	*1,368,641
11 03-10-29	振込	*660	ナカダ"トシヨルハ"イ(カ)	*1,367,981
12 03-10-29	手数料	*220	フリコミ	*1,367,761

13 03-11-02		*3,300	チユウニチシツ	*1,364,461
14 03-11-08		*14,580	HC)ミツヒ"シHBL	*1,349,881
15 03-11-10	振込	*76,046	[REDACTED]	*1,273,835
16 03-11-10	手数料	*440	フリコミ	*1,273,395
17 03-11-19	振込	*1,728	トヤマシキ"カイインターネツ	*1,271,667
18 03-11-19	手数料	*220	フリコミ	*1,271,447
19 03-11-25	電話料	*3,933	0764418418	*1,267,514
20 03-11-25*		*3,380	030/007 委託保証(島山所)	*1,264,134
21 03-11-25*		*3,380	030/008 " " " "	*1,260,754
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 通常のご振込のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 振込額をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。



政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号	0301009	2	1枚目
会派名	日本共産党		
議員名	赤星ゆかり		

<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認日			R3/2/2/					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費				R3/2/2/					
<input type="checkbox"/>	会議費									
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費				R3/2/28	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	人件費	1	R3	12	28	承認日				
<input type="checkbox"/>	事務費					R3/2/28				

特記事項(第三者機関)

特記事項(会派)

定期購読 赤星議員の2紙目
1紙目は北日本新聞、領収書添付あり

伝票(整理番号) 0301001-1 事前審査済

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	3,380円	内、振込手数料	
支出内容	富山新聞 12月分		
積算根拠	定期購読 3,380円/月・部	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	富山新聞販売(株)富山センター	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類 (領収証は富山新聞販売(株)富山センター様式1の貼付田紙に貼ってください)

領収証 21年 11月分 R3年12月2日 No. XXXXXXXXXX
 お名前 赤星 ゆかり 様
 ご住所 下堀 XXXXXXXXXX ○ ◇

繰越額

合計金額

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
 8%税率対象合計 3,380
 10%税率対象合計 0
 富山新聞販売(株)
 富山センター
 富山市黒崎588
 TEL 076-493-1160
 FAX 076-493-1140

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額
 お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。
 クレジットカード決済も承ります。

集金担当

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領 収 証

赤 星 ゆ か り

様 No. _____

¥ 3,380 -

但、北日本新聞 11月分
入金日 2021年 11月 30日

上記正に領収いたしました

収 入 印 紙	内訳
	税抜金額
	消費税額等 (%)

〒939-8073 富山市大町1区西部259-1
 株式会社 山谷新聞販売店
 TEL 076-423-0663

整理番号	030/009	2	枚目
------	---------	---	----

振替証明書

会派名 日本共産党

金額	3,380	円
----	-------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

2021年12月28日

経理責任者 吉田 修  印

氏名	赤星ゆかり	受領印	
----	-------	-----	---



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 03-12-01	手数料	*220	フリコミ	*1,248,525
2 03-12-02		*3,300	チウニチシフ	*1,245,225
3 03-12-07		*14,580	HC)ミツヒ"シHBL	*1,230,645
4 03-12-10	振込	*143,146		*1,087,499
5 03-12-10	手数料	*440	フリコミ	*1,087,059
6 03-12-22	振込	*1,728	トマシキ"カインターネツ	*1,085,331
7 03-12-22	手数料	*220	フリコミ	*1,085,111
8 03-12-23*				
9 03-12-27	電話料	*4,165	アスクル分返送 0764418418	*1,091,271
10 03-12-27		*5,685	DF.コニカミルタNC	*1,087,106
11 03-12-27		*3,347	SMBC(アスクル)	*1,081,421
12 03-12-28*		*3,380	0301009(赤字) (フリコミ)	*1,078,074

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 振込額をお振り入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 タケシ...
 トリダテ...

お支払いできる日
 お支払できる時刻は、所定の
 不遇日を除く時刻となります。

政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

差理番号	03010/0	2	1枚目
会派名	日本共産党		
議員名	赤星ゆかり		

<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認日			R4.1.24					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費				R4.1.24					
<input type="checkbox"/>	会議費									
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費				R4.1.28	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	人件費	1	R●	1	28	承認日				
<input type="checkbox"/>	事務費					R4.1.28				

特記事項(第三者機関)	特記事項(会派)
	定期購読 赤星議員の2紙目 1紙目は北日本新聞、領収書添付あり 軽現番号 0301001-1 事務係 壺崎

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	3,380円	内、振込手数料	
支出内容	富山新聞 12月分		
積算根拠	定期購読 3,380円/月・部	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	富山新聞販売(株)富山センター	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等

領収証

21年 12月分 R4年1月4日 No. XXXXXXXXXX

お名前 赤星 ゆかり 様

ご住所 下堀 XXXXXXXXXX ○ ◇

繰越額

合計金額 3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。

8%税率対象合計 3,380

10%税率対象合計 0

富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額

お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。
クレジットカード決済も承ります。

集金担当

整理番号	0301010	2	2枚目
------	---------	---	-----

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。
B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領 収 証

赤星 ゆかり

様 No. _____

¥ 3,380-

但 12月分、北日本新聞

入金日 2021年 12月 31日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

〒939-8073 富山市大町1区西部259-1
株式会社 山谷新聞販売店
TEL 076-423-0663

振替証明書

会派名 日本共産党

金額	3,380	円
----	-------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

2022年 / 月 28 日

経理責任者 吉田 修  印

氏名	赤星ゆかり	受領印	
----	-------	-----	---



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 04-01-27		*13,104	DF.コニカミルタNC	*1,842,483
2 04-01-28*		*3,380	0301010 (赤見ゆか) (高木)	*1,839,103
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 通帳のご振出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 タケノコ CC-CO
 トリタテ CC-CO

→ お支払いできる日
 お支払できる期間は、所定の
 不償還期間経過後となります。

030/011

政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号	030- 001 -# 2	1枚目
会派名	日本共産党	
議員名	赤星ゆかり	

<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認日			R4.2.24					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費				R4.2.24					
<input type="checkbox"/>	会議費									
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	人件費	1	R4	0	1	承認日				
<input type="checkbox"/>	事務費					R4.2.1				

特記事項(第三者機関) _____

特記事項(会派) 定期購読 赤星議員の2紙目
1紙目は北日本新聞、領収書添付あり
伝票(整理番号) 030/001-1/229 事務承認済

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	3,380円	内、振込手数料	
----------------------------	--------	---------	--

支出内容 富山新聞.../月分.....

積算根拠	定期購読...3...3,380円/月・部	価格の 説明	
------	-----------------------	-----------	--

購入(依頼)業者	富山新聞販売(株)富山センター	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし
----------	-----------------	---	--

証拠書類等

領収証

22年 01月分 R4年2月2日 No. [Redacted]

お名前 赤星 ゆかり 様

ご住所 下堀 [Redacted] ○ ◇

繰越額		合計金額	3,380
-----	--	------	-------

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
 8%税率対象合計 3,380
 10%税率対象合計 0
 富山新聞販売(株)
 富山センター
 富山市黒崎588
 TEL 076-493-1160
 FAX 076-493-1140

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額

お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。
クレジットカード決済も承ります。

集金担当



貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領 収 証

赤 星 ゆ かり

様 No. _____

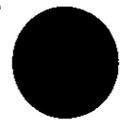
¥ 3380 -

但 北日本新聞 1月分

入金日 2022年 / 月 3 / 日 上記正に領収いたしました

収 入 印 紙	内訳	_____
	税抜金額	_____
	消費税額等 (%)	_____

〒939-8073 富山市大町1区西部259-1
 株式会社 山谷新聞販売店
 TEL 076-423-0663



振 替 証 明 書

会派名

日本共産党

金 額	3,380	円
-----	-------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

2022年 3月 1 日

経理責任者

吉田 修



印

氏 名	赤星ゆかり	受領印	
-----	-------	-----	--



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 04-01-27		*13,104	DF.コニカミルタNC	*1,842,483
2 04-01-28*		*3,380	0301010 (振替ゆうちょ) (振替)	*1,839,103
3 04-01-31	新聞代金	*3,380	地本新刊	*1,835,723
4 04-02-02		*3,300	チユウニシソフ	*1,832,423
5 04-02-02	振込	*660	ナカタトシヨバンハイ(カ)	*1,831,763
6 04-02-02	手数料	*220	フリコミ	*1,831,543
7 04-02-07		*14,580	HC)ミツヒ"シHBL	*1,816,963
8 04-02-10*		*60,110	振込料	*1,756,853
9 04-02-12	お利息			*1,756,858
10 04-02-24	振込	*1,650	トヤマシキ"カイインターネツ	*1,755,208
11 04-02-24	手数料	*220	フリコミ	*1,754,988
12 04-02-25	電話料	*4,063	0764418418	*1,750,925

13 04-02-28		*11,088	DF.コニカミルタNC	*1,739,837
14 04-02-28	新聞代金	*3,380	地本新刊	*1,736,457
15 04-02-28		*3,165	SMBC (アスクル)	*1,733,292
16 04-03-01*		*3,380	0301011 (振替ゆうちょ) (振替)	*1,729,912
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日順に*と表示します。
 2. 振替類をお預け入れのときは、お支払い金額順に次のとおり表示します。
 タケン
 トリタテ

→ お支払いできる日
 お支払できる期限は、所定の
 不須返還期限経過後となります。

政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号	03010/2	2	1枚目
会派名	日本共産党		
議員名	赤星ゆかり		

<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄						
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認日	/	/	R4.2.15						
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費				R4.2.15						
<input type="checkbox"/>	会議費				R4.2.15						
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	年	月	日	R4.2.18	代表者	経理責任者	事務員	申請者		
<input type="checkbox"/>	人件費	1	R4	3	18	承認日					
<input type="checkbox"/>	事務費					R4.2.18					

特記事項(第三者機関)

特記事項(会派)

定期購読 赤星議員の2紙目
1紙目は北日本新聞、領収書添付あり

伝票(整理番号) 0301001-1
0301001-1 新 認 済

政務活動費
支出額
(振込手数料を含む)

3,380円

内、振込手数料

支出内容

富山新聞 2月分

積算根拠

定期購読 3,380円/月・部

価格の
説明

購入(依頼)
業者

富山新聞販売(株)富山センター

市内業者
 市外業者
 通販業者
 他()

取引規定
 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

領収証

22年 02月分 R4年 3月 2日 No. XXXXXXXXXX

お名前 赤星 ゆかり 様

ご住所 下堀 XXXXXXXXXX ○ ◇

繰越額

合計金額 3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
8%税率対象合計 3,380
10%税率対象合計 0
富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当

※は軽減税率対象品目
金額は税込金額

お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。
クレジットカード決済も承ります。

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領収証

赤屋 ゆかり

様 No. _____

¥ 3,380.-

但 北日本新聞 2月分
入金日 2022年 2月 28日

上記正に領収いたしました

収入
印紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

〒939-8073 富山市大町1区西部259-1
株式会社 山谷新聞販売店
TEL 076-423-0669



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 04-03-11	振込資金	*84,640	火田本折戻キレセメー	*1,013,273
2 04-03-18*		*3,380	0301012(未呈:信以折戻)	*1,009,893
3 04-03-18	振込	*1,650	トヤマシキ"カインターネ"	*1,008,243
4 04-03-18	手数料	*220	フリコミ	*1,008,023
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 当席のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 証券類をおかけ入付のときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 フラケン ○○-○○
 トリクター ○○-○○

→ お支払いできる日
 お支払できる時間は、所定の
 不渡時間開始時刻後となります。

整理番号	030/0/2	2	3 枚目
------	---------	---	------

振替証明書

会派名

日本共産党

金額	3,380	円
----	-------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

2022年3月18日

経理責任者 吉田 修



印

氏名	赤星ゆかり	受領印	
----	-------	-----	--

<p style="text-align: center;">政務活動費 《事前》 審査書</p> <p style="text-align: center;">次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。</p>				整理番号	0301014	頁	1	枚目	1枚目		
				会派名	日本共産党						
				議員名	赤星ゆかり						
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄						
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認日			R4.1.22						
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費				承認日						R4.1.22
<input type="checkbox"/>	会議費				承認日						R4.1.22
<input type="checkbox"/>	資料作成費	特記事項(第三者機関)			特記事項(会派)						
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費										
<input type="checkbox"/>	人件費										
<input type="checkbox"/>	事務費										
支出予定金額 (振込手数料を含まず)		未定									
支出内容		写し [Redacted] [Redacted]の写し									
積算根拠		・富山市情報公開条例施行規則(別紙)				価格の説明		普通コピー (1枚 10円) カラーコピー (1枚 50円)			
購入(依頼) 予定業者		富山市				<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()			取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし		
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)											
R4.4.26 田舎子七の											

富山市公文書公開請求書

2022年 1 月 24日

(宛先) 富山市長

氏名 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)	富山市議会日本共産党 赤星ゆかり
住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	郵便番号 930-8510 富山市新梅町7-38 電話番号 (076)443-2156
連絡先 (法人その他の団体にあつては、担当者 の氏名及び連絡先)	郵便番号 赤星ゆかり 電話番号 [REDACTED]

富山市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公文書の公開を請求することができるものの区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1 市内に住所を有する者
	<input checked="" type="checkbox"/> 2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (事務所又は事業所の名称及び所在地)
	<input type="checkbox"/> 3 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (勤務先の名称及び所在地)
	<input type="checkbox"/> 4 市内に存する学校に在学する者 (学校の名称及び所在地)
	<input type="checkbox"/> 5 市税を納税する義務のある者 (備考に記載の書類を添付してください。)
	<input type="checkbox"/> 6 実施機関が保有している公文書の公開を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体 (備考3に記載の理由以外の理由で請求することはできません。)

公文書公開総合窓口
 受 4-1.24 付
 第 122 号

請求に係る公文書の内容	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送を希望)

備考

- 1 該当する□の中にレ印を付し、又は各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 「市税を納税する義務のある者」として請求する場合は、納税通知書の写しその他納税義務者であることを証明する書類を添付してください。
- 3 「公文書の公開を必要とする理由」は、次のことを内容とするものに限り、
 - (1) 実施機関が行う処分又は事業により公開請求者の権利又は利益に直接影響を受け、又は受けるおそれがあること。
 - (2) 報道を目的としていること（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）が請求する場合に限る。）。
 - (3) 学術研究を目的としていること（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が請求する場合に限る。）。

〇富山市情報公開条例施行規則

平成17年4月1日
富山市規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市情報公開条例(平成17年富山市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する公開請求書は、富山市公文書公開請求書(様式第1号)によるものとする。

(公開決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定 富山市公文書公開決定通知書(様式第2号)
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定 富山市公文書一部公開決定通知書(様式第3号)
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定(条例第4条第2項及び第10条の規定により公開請求を拒否するとき、第5条第6号に該当しないものがした公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときの当該決定を含む。) 富山市公文書非公開決定通知書(様式第4号)

(公開決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項に規定する書面は、富山市公文書公開決定等期間延長通知書(様式第5号)によるものとする。

(公開決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第13条に規定する書面は、富山市公文書公開決定等期間特例延長通知書(様式第6号)によるものとする。

(第三者保護に関する手続)

第6条 条例第14条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公開請求のあった年月日
 - (2) 公開請求に係る公文書に記録されている第三者に関する情報の内容
 - (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第14条第3項の規定による通知は、富山市第三者情報に係る公文書公開決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(公開の実施)

第7条 公文書の公開は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、公文書を閲覧するものは、当該公文書を丁寧に扱うものとし、汚損し、又は破損してはならない。

(電磁的記録の公開方法)

第8条 条例第15条第1項の実施機関が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付
 - (2) 専用機器により再生したものの視聴
 - (3) 光ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に複製したものの交付
- 2 前項第2号及び第3号に掲げる方法は、当該電磁的記録の全部を公開する場合であって、当該公開の方法が容易であるときに限り行うものとする。

(費用の額等)

第9条 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(会長等)

第10条 富山市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、企画管理部文書法務課において処理する。

(細則)

第13条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(出資法人)

第14条 条例第29条第1項に規定する規則で定める出資法人は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項及び第2項に規定する法人とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日富山市規則第72号)

この規則は、平成22年1月4日から施行する。

附 則(平成28年3月31日富山市規則第26号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日富山市規則第19号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

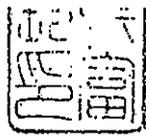
別表(第9条関係)

種別	写しの作成の方法	金額
文書及び図画	複写機による複写	単色刷り1枚につき 10円
		多色刷り1枚につき 50円
電磁的記録	光ディスクに複写	1枚につき 100円
	光ディスク以外の記録媒体に複写	当該複写をしたものの作成に要する費用の額

備考 用紙の両面に複写された文書及び図画については、片面を1枚として枚数を算定する。

政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票					整理番号	030/014	2	1	(2枚目)	
					会派名	日本共産党				
					議員名	赤星ゆかり				
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認日			R4.4.7					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費				R4.4.7					
<input type="checkbox"/>	会議費				R4.4.7					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	R4.4.13	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	R4	4	13	承認日				
<input type="checkbox"/>	事務費					R4.4.13				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					10枚(普通10)、 18枚(普通18)、 7枚(普通7)、 515枚(普通511カラー4)、 1609枚(普通1596カラー13)。うち、 のコピーを添付。支払いは議員が立替。 は「存在しない」とのこと。					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	22,270円	内、振込手数料	
支出内容			
積算根拠	・文書一部公開決定通知書(別紙5通) ・富山市情報公開条例施行規則(別紙)	価格の説明	普通コピー2,142枚 (1枚10円)=21,420円 カラーコピー17枚 (1枚50円)=850円
購入(依頼)業者	富山市	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし
証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)			
R4.4.26 近全社印			



030/014-2-2

白紙 10枚

富山市公文書一部公開決定通知書

第 1 2 3 号
令和 4 年 3 月 9 日

富山市議会 日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕 久



令和 4 年 1 月 2 4 日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第 1 1 条第 1 項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]
公開の日時	別途調整
公開の場所	富山市役所 3 階 市政情報コーナー
公開しない部分及び理由	[Redacted]
※公開できることとなる時期	_____
担当課・室	[Redacted]

備考

- ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入してありますので、同日以後に改め



03010/4-2-3

自黒、18枚

富山市公文書一部公開決定通知書

第 519 号

令和4年 3月 9日

富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕久



令和4年1月24日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]
公開の日時	別途調整
公開の場所	富山市役所3階 市政情報コーナー
公開しない部分及び理由	[Redacted]
※公開できることとなる時期	_____
担当課・室	[Redacted]



0301014-2-4

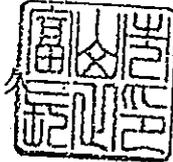
白紙7枚

富山市公文書一部公開決定通知書

第 375 号
令和4年 3 月 9 日

富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕



令和4年1月24日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第1.1条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]
公開の日時	別途調整
公開の場所	富山市役所3階 市政情報コーナー
公開しない部分及び理由	[Redacted]
※公開できることとなる時期	_____
担当課・室	[Redacted]

備考

- ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入してありますので、同日以後に改めて請求してください。



富山市公文書一部公開決定通知書

第136号
令和4年3月9日

富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕久



令和4年1月24日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]



白紙 1596枚
カウ- 13枚

富山市公文書一部公開決定通知書

第 41 号
令和4年 3月 9日

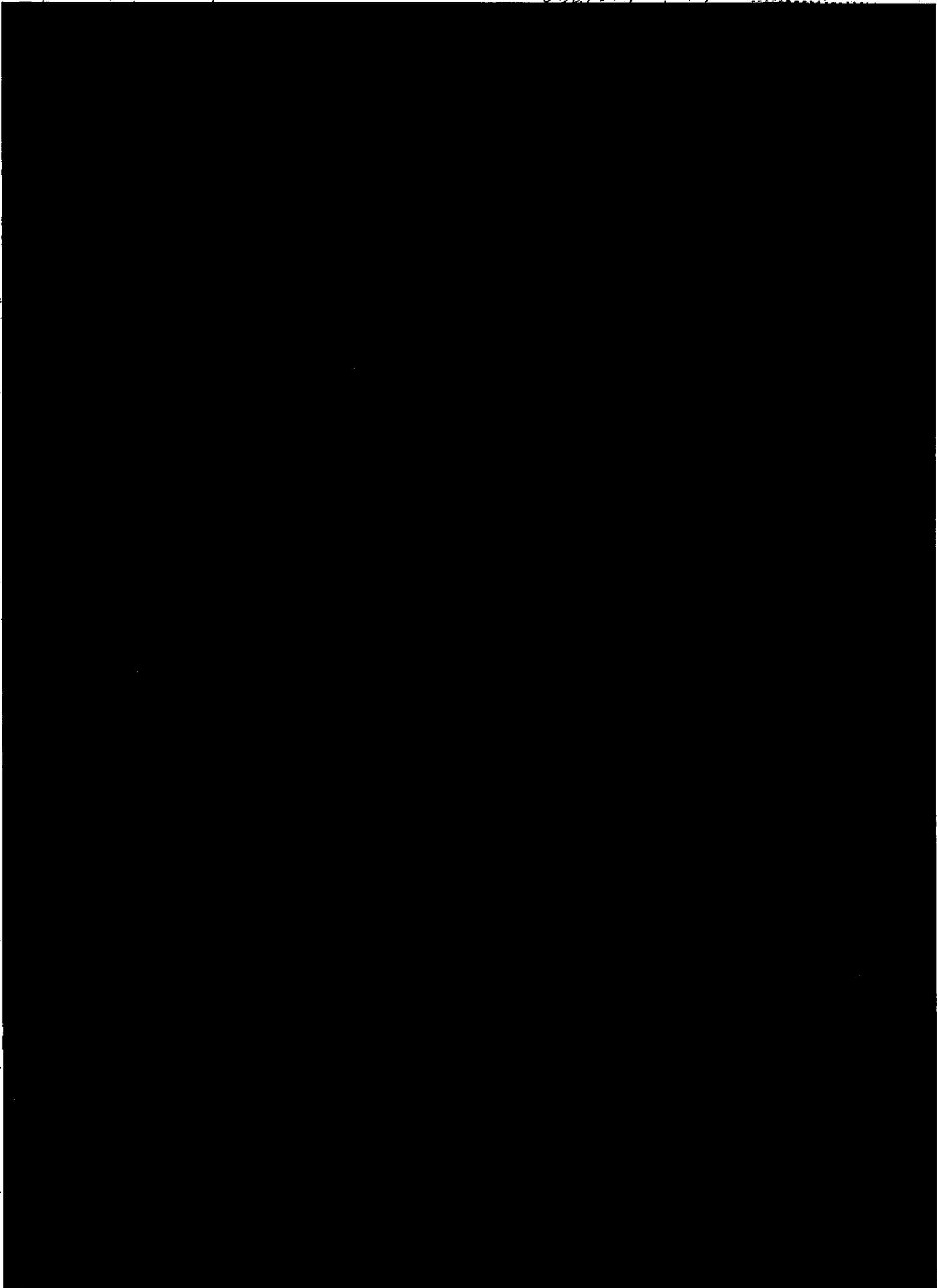
富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕久



令和4年1月24日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]



〇富山市情報公開条例施行規則

平成17年4月1日
富山市規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市情報公開条例(平成17年富山市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する公開請求書は、富山市公文書公開請求書(様式第1号)によるものとする。

(公開決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定 富山市公文書公開決定通知書(様式第2号)
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定 富山市公文書一部公開決定通知書(様式第3号)
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定(条例第4条第2項及び第10条の規定により公開請求を拒否するとき、第5条第6号に該当しないものがした公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときの当該決定を含む。) 富山市公文書非公開決定通知書(様式第4号)

(公開決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項に規定する書面は、富山市公文書公開決定等期間延長通知書(様式第5号)によるものとする。

(公開決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第13条に規定する書面は、富山市公文書公開決定等期間特例延長通知書(様式第6号)によるものとする。

(第三者保護に関する手続)

第6条 条例第14条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公開請求のあった年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第3項の規定による通知は、富山市第三者情報に係る公文書公開決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(公開の実施)

第7条 公文書の公開は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、公文書を閲覧するものは、当該公文書を丁寧に扱うものとし、汚損し、又は破損してはならない。

(電磁的記録の公開方法)

第8条 条例第15条第1項の実施機関が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付
- (2) 専用機器により再生したものの視聴
- (3) 光ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に複製したものの交付

2 前項第2号及び第3号に掲げる方法は、当該電磁的記録の全部を公開する場合であって、当該公開の方法が容易であるときに限り行うものとする。

(費用の額等)

第9条 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(会長等)

第10条 富山市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。(会議)

第11条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(庶務)

第12条 審査会の庶務は、企画管理部文書法務課において処理する。

(細則)

第13条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(出資法人)

第14条 条例第29条第1項に規定する規則で定める出資法人は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項及び第2項に規定する法人とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日富山市規則第72号)

この規則は、平成22年1月4日から施行する。

附 則(平成28年3月31日富山市規則第26号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日富山市規則第19号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

種別	写しの作成の方法	金額
文書及び図画	複写機による複写	単色刷り1枚につき 10円
		多色刷り1枚につき 50円
電磁的記録	光ディスクに複写	1枚につき 100円
	光ディスク以外の記録媒体に複写	当該複写をしたものの作成に要する費用の額に複写

備考 用紙の両面に複写された文書及び図画については、片面を1枚として枚数を算定する。

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領収書

富山市議会 日本共産党
赤星ゆかり 様

¥ 22,270-

ただし、公文書写し交付料 / コピー料金 として
上記正に領収しました。

令和 4年 5月 7日

富山市企画管理部文書法務課

富山市
金銭分任使納印

整理番号	030/014	2	10 枚目
------	---------	---	-------

振替証明書

会派名

日本共産党

金額	22,270 円
----	----------

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

2022年4月13日

経理責任者 吉田 修



印

氏名	赤星ゆかり	受領印	
----	-------	-----	--



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 04-03-11	振込資金	*84,640	此の本折戻り	*1,013,273
2 04-03-18*		*3,380	0301012(赤星 借入)	*1,009,893
3 04-03-18	振込	*1,650	トヤマシキ"カイインターネット"	*1,008,243
4 04-03-18	手数料	*220	フリコミ	*1,008,023
5 04-03-25	電話料	*3,997	0764418418	*1,004,026
6 04-03-28		*23,783	DF.コニカミルタNC	*980,243
7 04-03-31	新聞代金	*3,380	此の本折戻り	*976,863
8 04-03-31	振込	*770	ナカタ"トヨハンパ"イ(カ)	*976,093
9 04-03-31	手数料	*220	フリコミ	*975,873
10 04-04-04		*3,300	チウニシシフ	*972,573
11 04-04-08*		*91,159		*881,414
12 04-04-08	振込	*40,296	コニカミルタエヌシー(カ)	*841,118

13 04-04-08	手数料	*440	フリコミ	*840,678
14 04-04-12	振込	*3,546	トヤマケンシ"チタイモンタ"	*837,132
15 04-04-12	手数料	*440	フリコミ	*836,692
16 04-04-12*		*3,953	夜話料	*832,739
17 04-04-13*		*22,270	0301014(赤星 借入)	*810,469
18 04-04-13*		*2,100	0301015 ")	*808,369
19 04-04-13*		*1,390	0301016 ")	*806,979
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 振込額をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 タクシー (1000.00)
 トリダテ (1000.00)

お支払いできる日
 の支払できる時間は、所定の
 不渡期間の最終日となります。

富山市公文書公開請求書

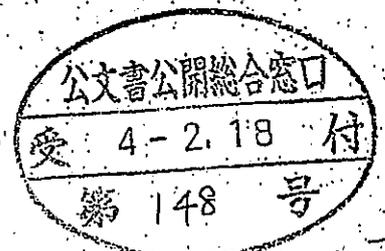
2022年2月18日

(宛先) 富山市長

氏名 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)	富山市議会日本共産党 赤星ゆかり
住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	郵便番号 930-8510 富山市新井町7-38 電話番号 (076) 443-2156
連絡先 (法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先)	郵便番号 赤星ゆかり 電話番号 [REDACTED]

富山市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

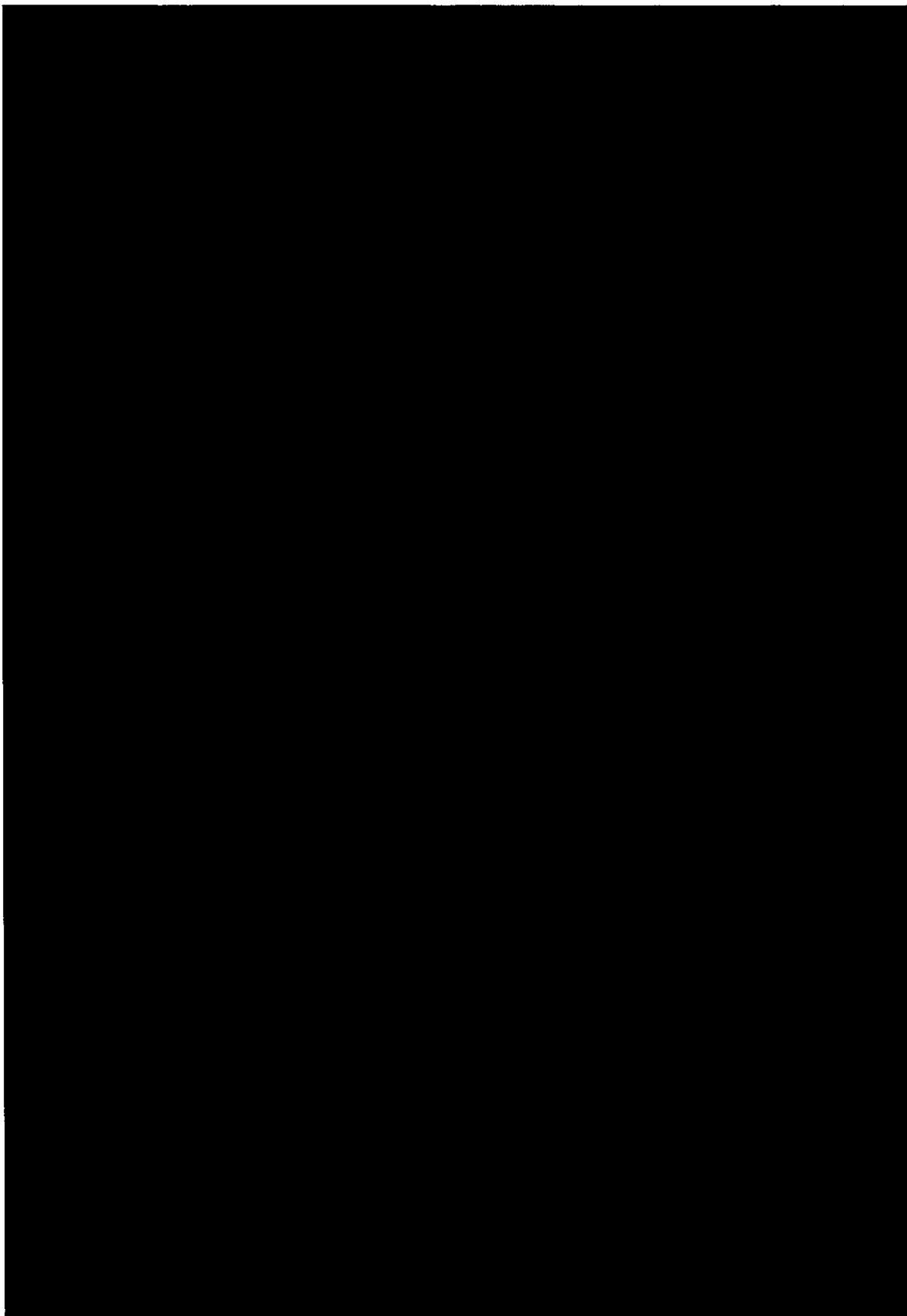
公文書の公開を請求することができるものの区分	<input type="checkbox"/> 1 市内に住所を有する者
	<input checked="" type="checkbox"/> 2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 事務所又は事業所の名称及び所在地
	<input type="checkbox"/> 3 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 勤務先の名称及び所在地
	<input type="checkbox"/> 4 市内に存する学校に在学する者 学校の名称及び所在地
	<input type="checkbox"/> 5 市税を納税する義務のある者 (備考に記載の書類を添付してください。)
	<input type="checkbox"/> 6 実施機関が保有している公文書の公開を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体 公文書の公開を必要とする理由 (備考3に記載の理由以外の理由で請求することはできません。)



請求に係る公文書の内容	別紙に係る公文書
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送を希望)

備考

1. 該当する□の中にレ印を付し、又は各欄に必要な事項を記入してください。
2. 「市税を納税する義務のある者」として請求する場合は、納税通知書の写しその他納税義務者であることを証明する書類を添付してください。
3. 「公文書の公開を必要とする理由」は、次のことを内容とするものに限り、
 - (1) 実施機関が行う処分又は事業により公開請求者の権利又は利益に直接影響を受け、又は受けるおそれがあること。
 - (2) 報道を目的としていること（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）が請求する場合に限る。）。
 - (3) 学術研究を目的としていること（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が請求する場合に限る。）。



()

()

○富山市情報公開条例施行規則

平成17年4月1日
富山市規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市情報公開条例(平成17年富山市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する公開請求書は、富山市公文書公開請求書(様式第1号)によるものとする。

(公開決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定 富山市公文書公開決定通知書(様式第2号)
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定 富山市公文書一部公開決定通知書(様式第3号)
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定(条例第4条第2項及び第10条の規定により公開請求を拒否するとき、第5条第6号に該当しないものがした公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときの当該決定を含む。) 富山市公文書非公開決定通知書(様式第4号)

(公開決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項に規定する書面は、富山市公文書公開決定等期間延長通知書(様式第5号)によるものとする。

(公開決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第13条に規定する書面は、富山市公文書公開決定等期間特例延長通知書(様式第6号)によるものとする。

(第三者保護に関する手続)

第6条 条例第14条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公開請求のあった年月日
 - (2) 公開請求に係る公文書に記載されている第三者に関する情報の内容
 - (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第14条第3項の規定による通知は、富山市第三者情報に係る公文書公開決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(公開の実施)

第7条 公文書の公開は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、公文書を開覧するものは、当該公文書を丁寧に取り扱うものとし、汚損し、又は破損してはならない。

(電磁的記録の公開方法)

第8条 条例第15条第1項の実施機関が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付
- (2) 専用機器により再生したものの視聴
- (3) 光ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に複写したものの交付

2 前項第2号及び第3号に掲げる方法は、当該電磁的記録の全部を公開する場合であって、当該公開の方法が容易であるときに限り行うものとする。

(費用の額等)

第9条 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(会長等)

第10条 富山市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、企画管理部文書法務課において処理する。

(細則)

第13条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(出資法人)

第14条 条例第29条第1項に規定する規則で定める出資法人は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項及び第2項に規定する法人とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日富山市規則第72号)

この規則は、平成22年1月4日から施行する。

附 則(平成28年3月31日富山市規則第26号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日富山市規則第19号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

種別	写しの作成の方法	金額
文書及び図画	複写機による複写	単色刷り1枚につき 10円
		多色刷り1枚につき 50円
電磁的記録	光ディスクに複写	1枚につき 100円
	光ディスク以外の記録媒体に複写	当該複写をしたものの作成に要する費用の額

備考 用紙の両面に複写された文書及び図画については、片面を1枚として枚数を算定する。

政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票						整理番号	0301015	2	1	（表）枚目
						会派名	日本共産党			
						議員名	赤星ゆかり			
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認日			R4.3.7					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費				R4.3.7					
<input type="checkbox"/>	会議費				R4.3.7					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	R4.4.13	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	R4	4	13	承認日				
<input type="checkbox"/>	事務費					R4.4.13				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					のコピー 数枚を添付。支払いは議員が立替。					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	2,100円	内、振込手数料	
支出内容	<p>「公開決定通知」</p> <p>の写し</p> <p>の写し</p> <p>以下は「非公開決定通知」あり支出なし</p> <p>の写し</p> <p>に関する文書の写し</p> <p>書類の写し</p> <p>の写し</p> <p>の写し</p> <p>書類の写し</p> <p>の写し</p> <p>の写し</p> <p>以下は請求取り下げ</p> <p>の写し</p>		
積算根拠	<ul style="list-style-type: none"> 公文書公開決定通知書 (別紙) 公文書非公開決定通知書 (別紙) 富山市情報公開条例施行規則 (別紙) 公開文書枚数・金額メモ (職員) 	価格 の 説明	普通コピー30枚 (1枚10円) = 300円 カラーコピー36枚 (1枚50円) = 1,800円 合計 2,100円
購入(依頼) 業者	富山市	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし



0301015-2-2

富山市公文書公開決定通知書

第 476 号
令和4年 3月 4日

富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕



令和4年2月18日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおり公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第1.1条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]
公開の日時	令和4年3月7日(月) 9時20分
公開の場所	富山市役所3階 市政情報コーナー
担当課・室	富山市 [Redacted]

備考

- 1 指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ、情報公開の総合窓口(電話 443-2261)に連絡してください。
- 2 公文書の公開を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。

(担当)

(電話)





0301015-2-3

富山市公文書非公開決定通知書

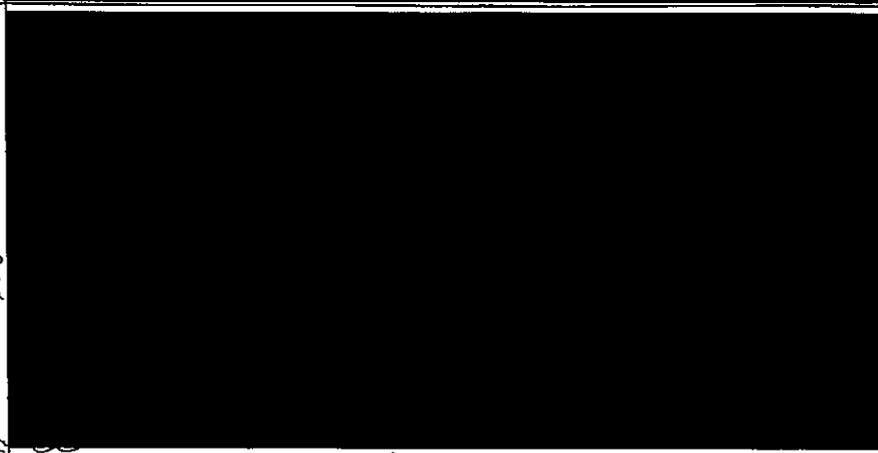
第 476 号
令和4年 3月 4日

富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤 井 裕



令和4年2月18日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおり公開しないことに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第2項の規定により、通知します。

<p>→</p> <p>請求に係る公文書の 内容</p> <p>作成に → いはいため</p>	
<p>公文書名</p> <p>→</p>	

↙

公文書	[Redacted]
公開しない理由	[Redacted]
※公開できることとなる時期	_____
担当課・室	富山市 [Redacted]

備考 ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入してありますので、同日以後に改めて請求してください。

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山市を被告として(訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(担当) [Redacted]
(電話) [Redacted]

〇富山市情報公開条例施行規則

平成17年4月1日
富山市規則第6号

(題旨)

第1条 この規則は、富山市情報公開条例(平成17年富山市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する公開請求書は、富山市公文書公開請求書(様式第1号)によるものとする。

(公開決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定 富山市公文書公開決定通知書(様式第2号)
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定 富山市公文書一部公開決定通知書(様式第3号)
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定(条例第4条第2項及び第10条の規定により公開請求を拒否するとき、第5条第6号に該当しないものがした公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときの当該決定を含む。) 富山市公文書非公開決定通知書(様式第4号)

(公開決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項に規定する書面は、富山市公文書公開決定等期間延長通知書(様式第5号)によるものとする。

(公開決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第13条に規定する書面は、富山市公文書公開決定等期間特例延長通知書(様式第6号)によるものとする。

(第三者保護に関する手続)

第6条 条例第14条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公開請求のあった年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第3項の規定による通知は、富山市第三者情報に係る公文書公開決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(公開の実施)

第7条 公文書の公開は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、公文書を開覧するものは、当該公文書を丁寧に取り扱うものとし、汚損し、又は破損してはならない。

(電磁的記録の公開方法)

第8条 条例第15条第1項の実施機関が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付
- (2) 専用機器により再生したものの視聴
- (3) 光ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に複写したものの交付

2 前項第2号及び第3号に掲げる方法は、当該電磁的記録の全部を公開する場合であって、当該公開の方法が容易であるときに限り行うものとする。

(費用の額等)

第9条 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(会長等)

第10条 富山市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、企画管理部文書法務課において処理する。

(細則)

第13条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(出資法人)

第14条 条例第29条第1項に規定する規則で定める出資法人は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項及び第2項に規定する法人とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日富山市規則第72号)

この規則は、平成22年1月4日から施行する。

附 則(平成28年3月31日富山市規則第26号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

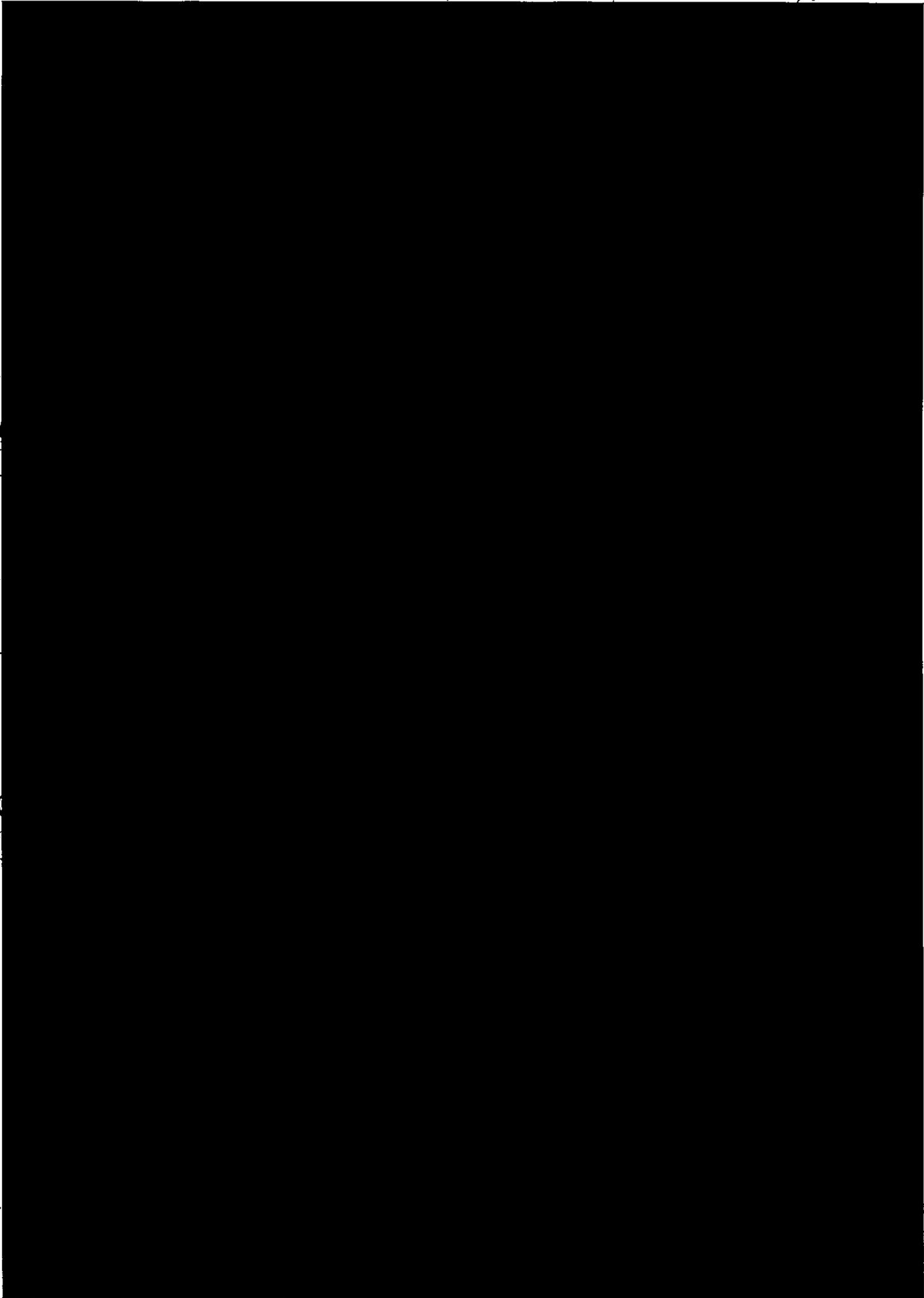
附 則(平成31年3月29日富山市規則第19号)

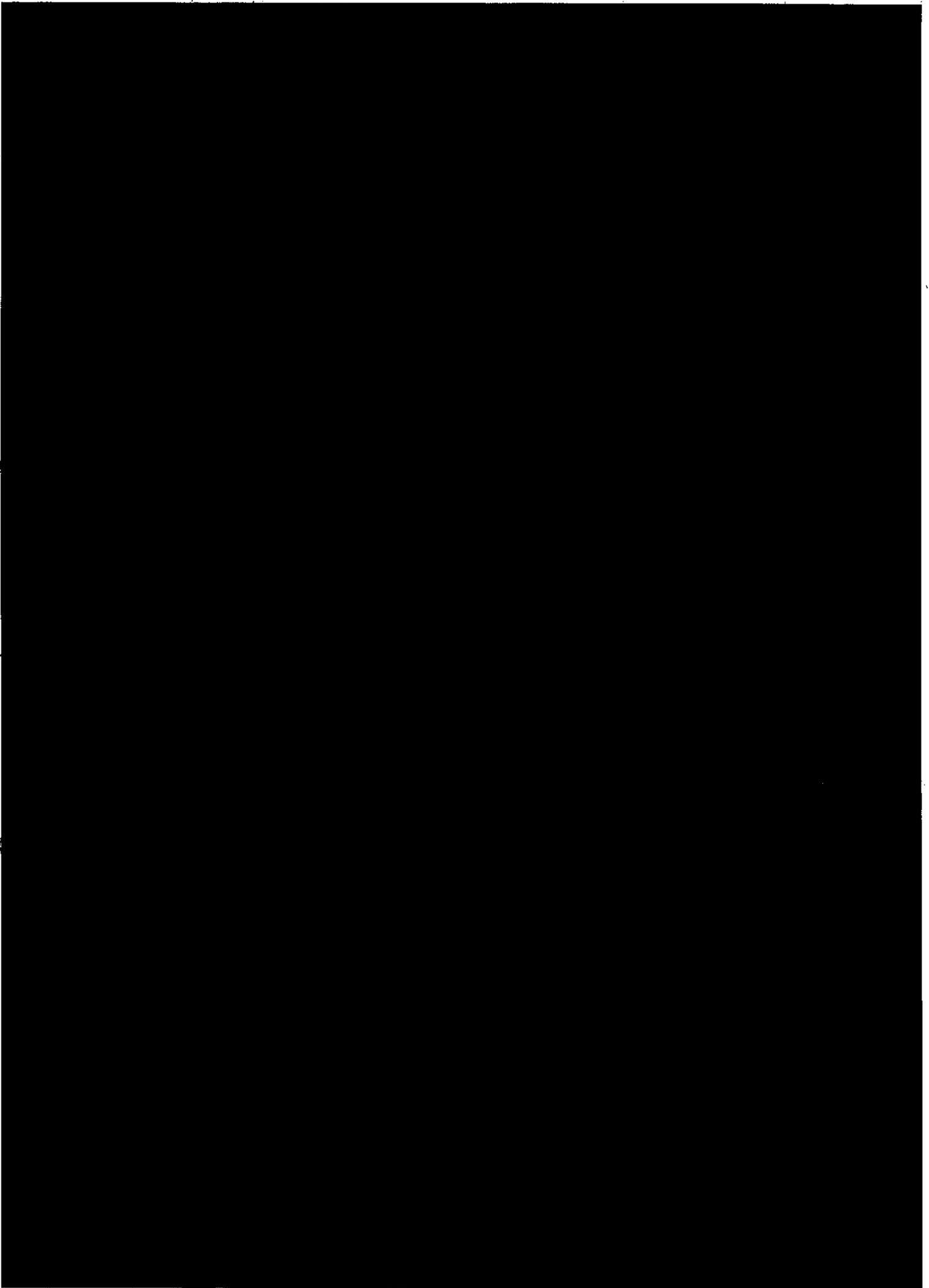
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

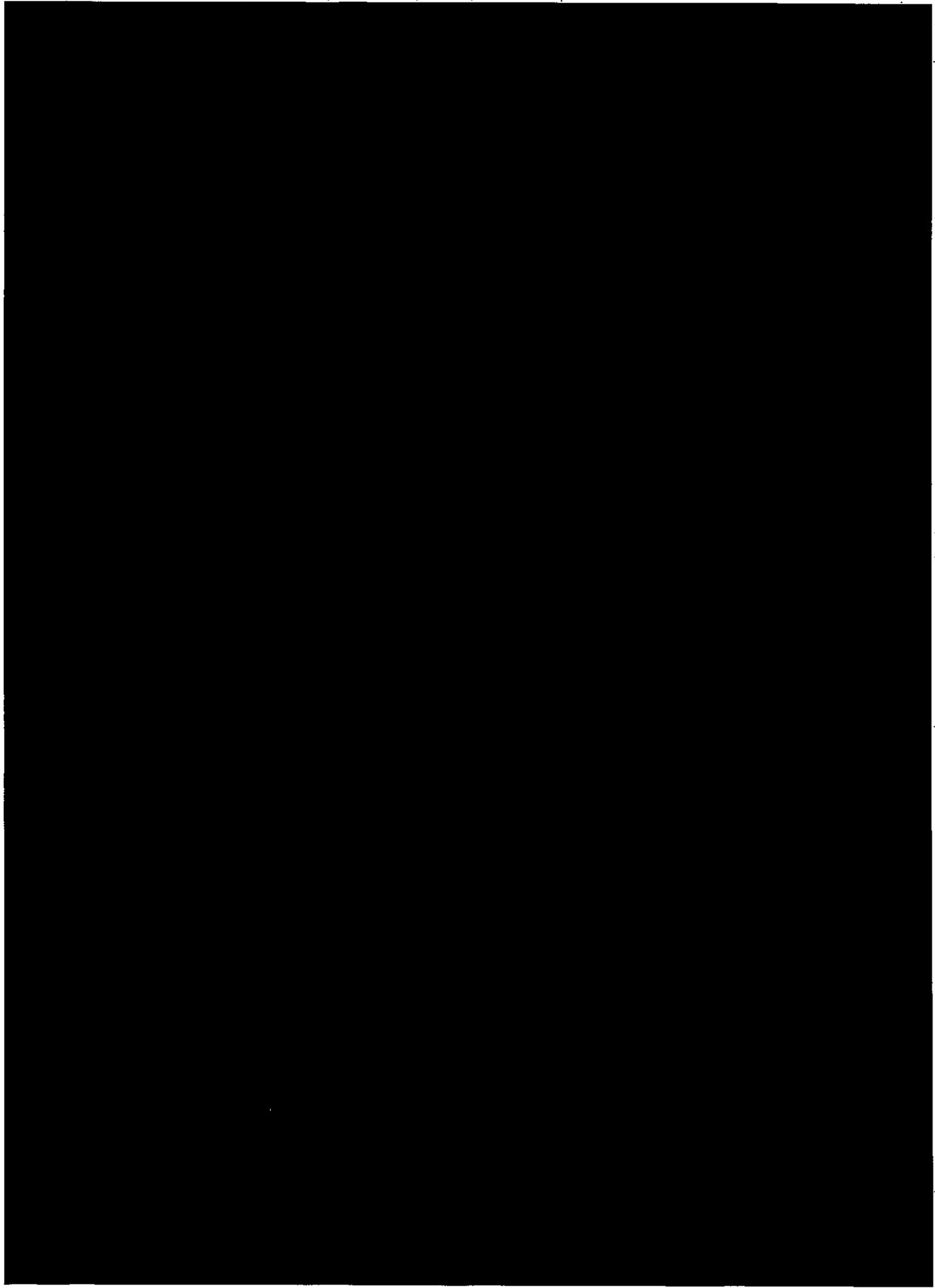
別表(第9条関係)

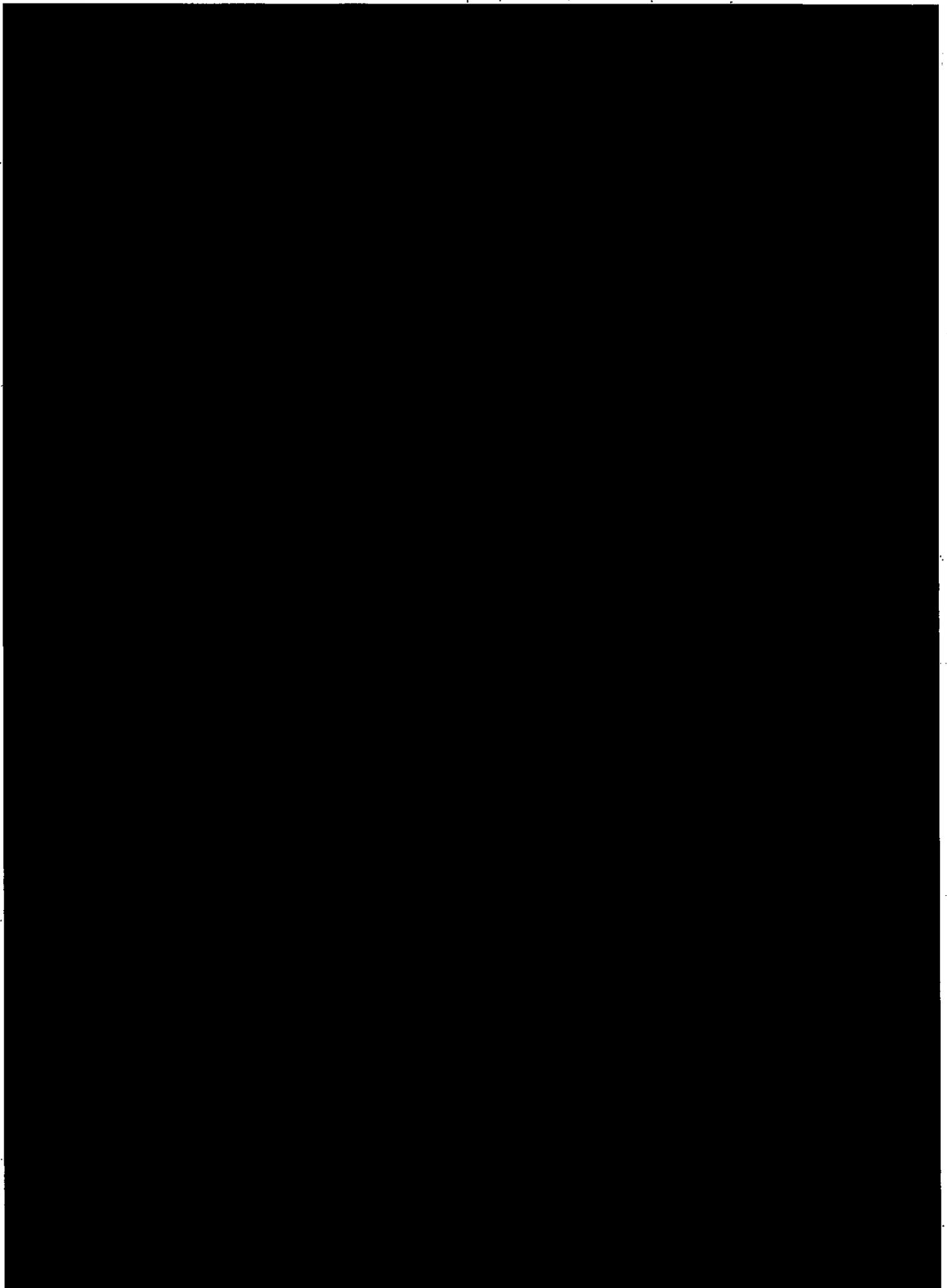
種別	写しの作成の方法	金額
文書及び図画	複写機による複写	単色刷り1枚につき 10円
		多色刷り1枚につき 50円
電磁的記録	光ディスクに複写	1枚につき 100円
	光ディスク以外の記録媒体に複写	当該複写をしたものの作成に要する費用の額

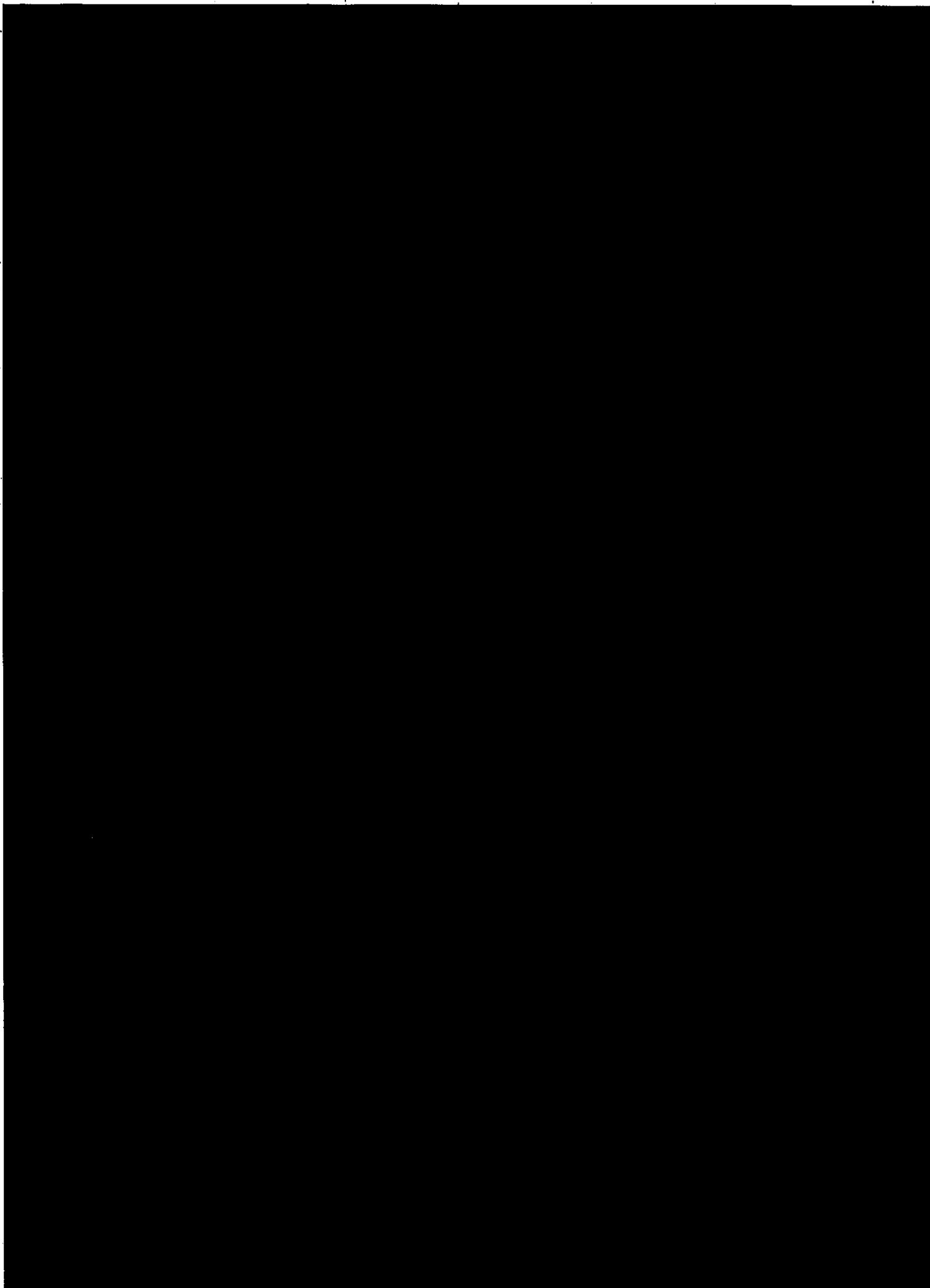
備考 用紙の両面に複写された文書及び図画については、片面を1枚として枚数を算定する。

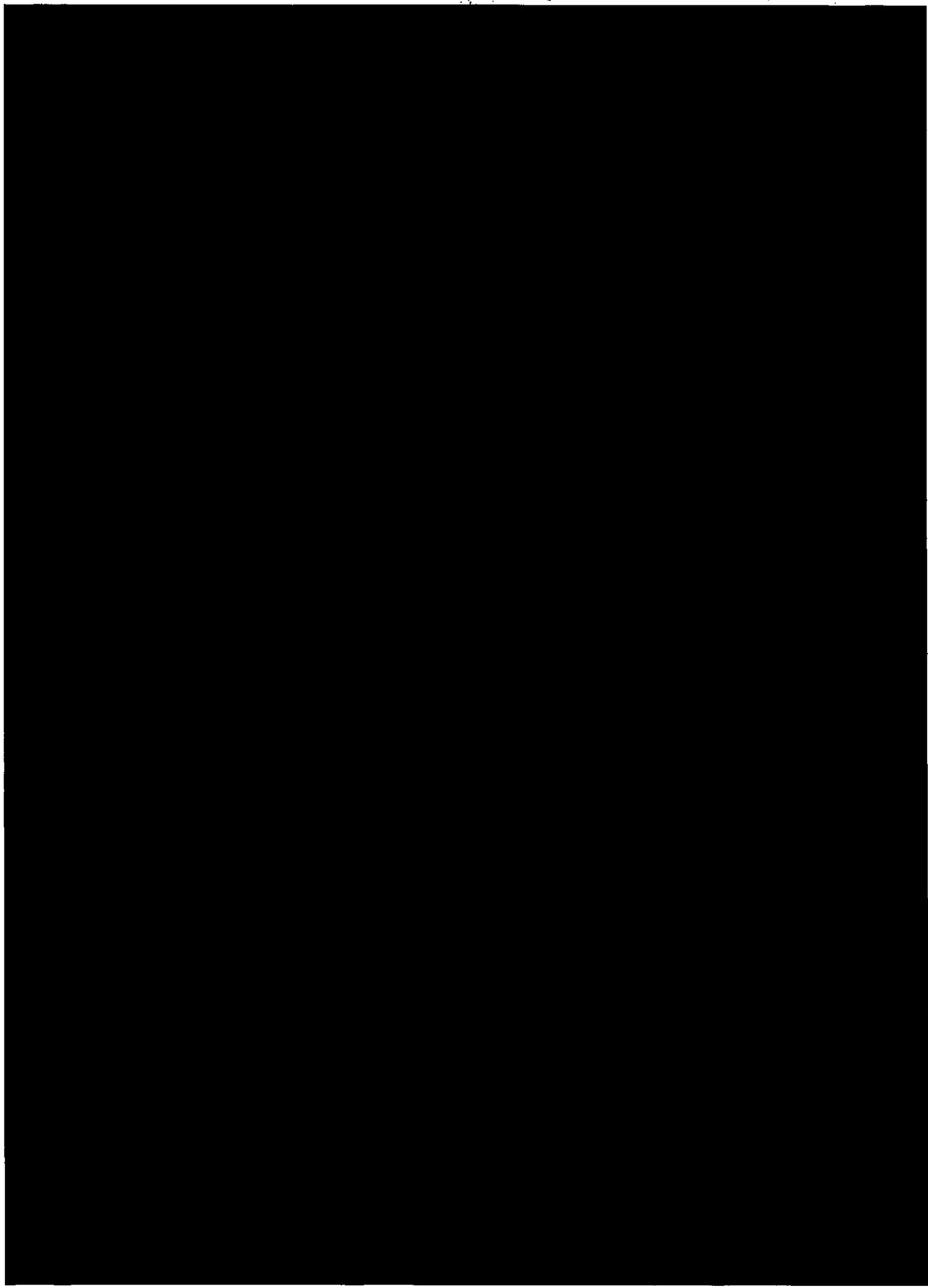


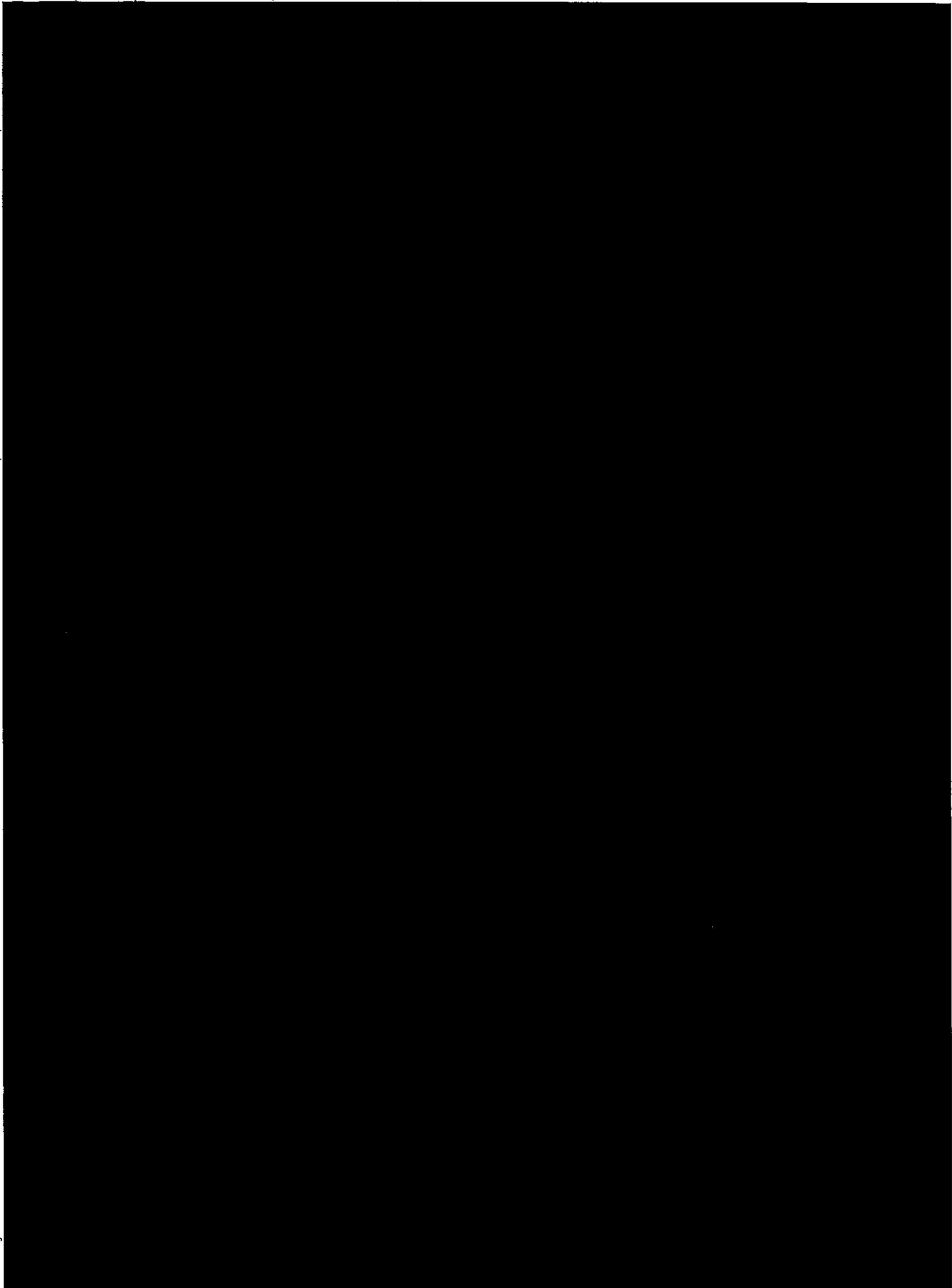


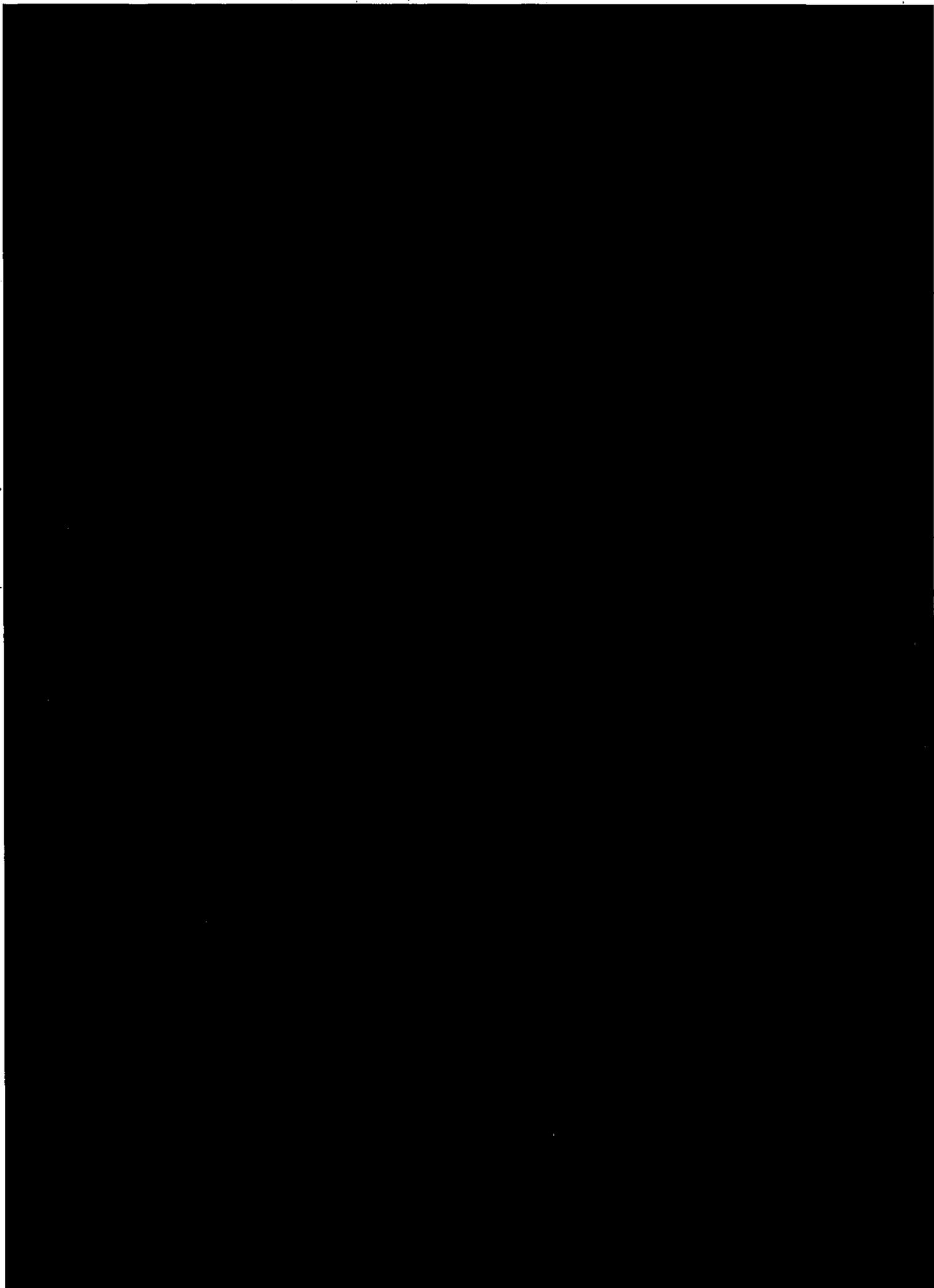


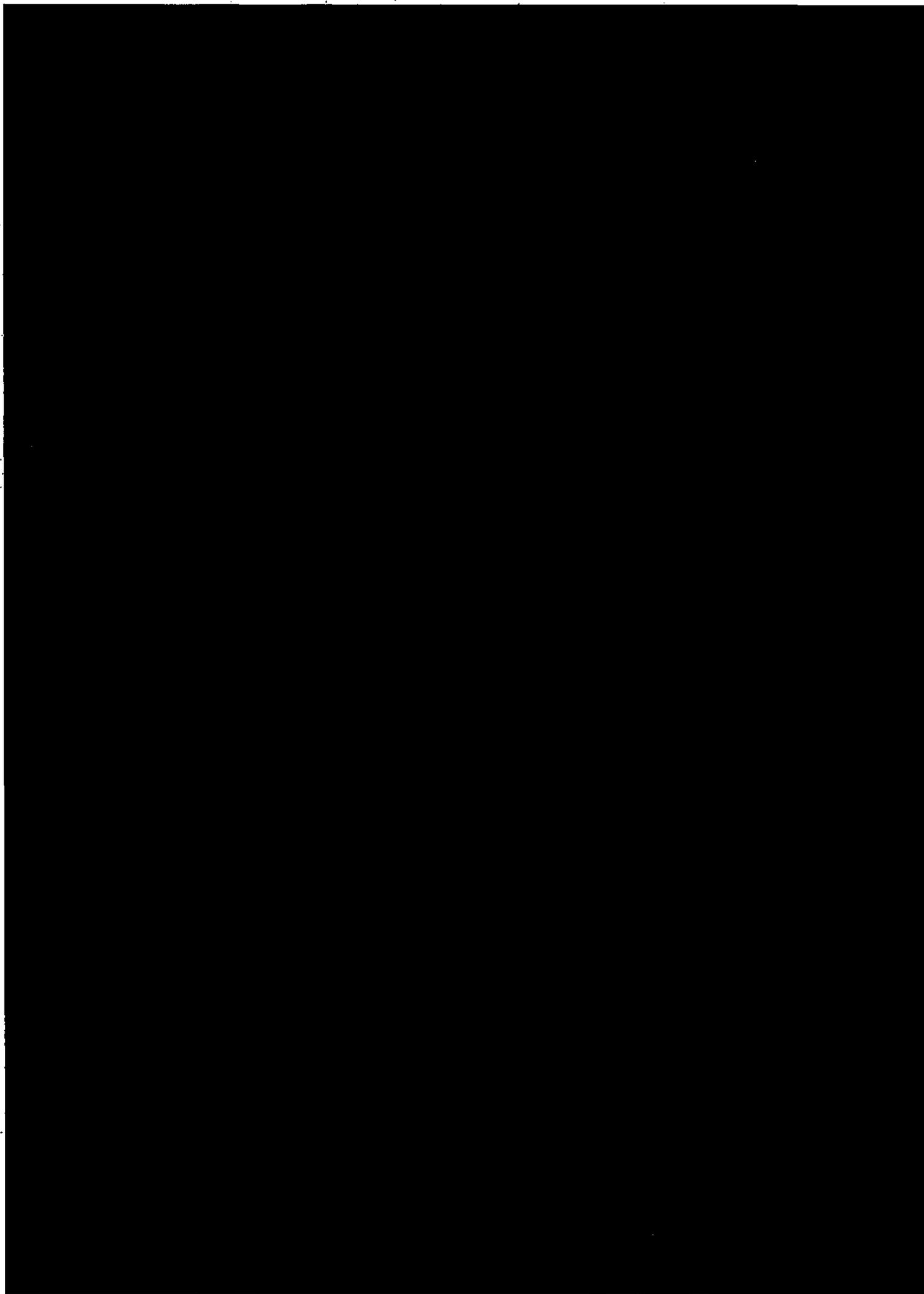


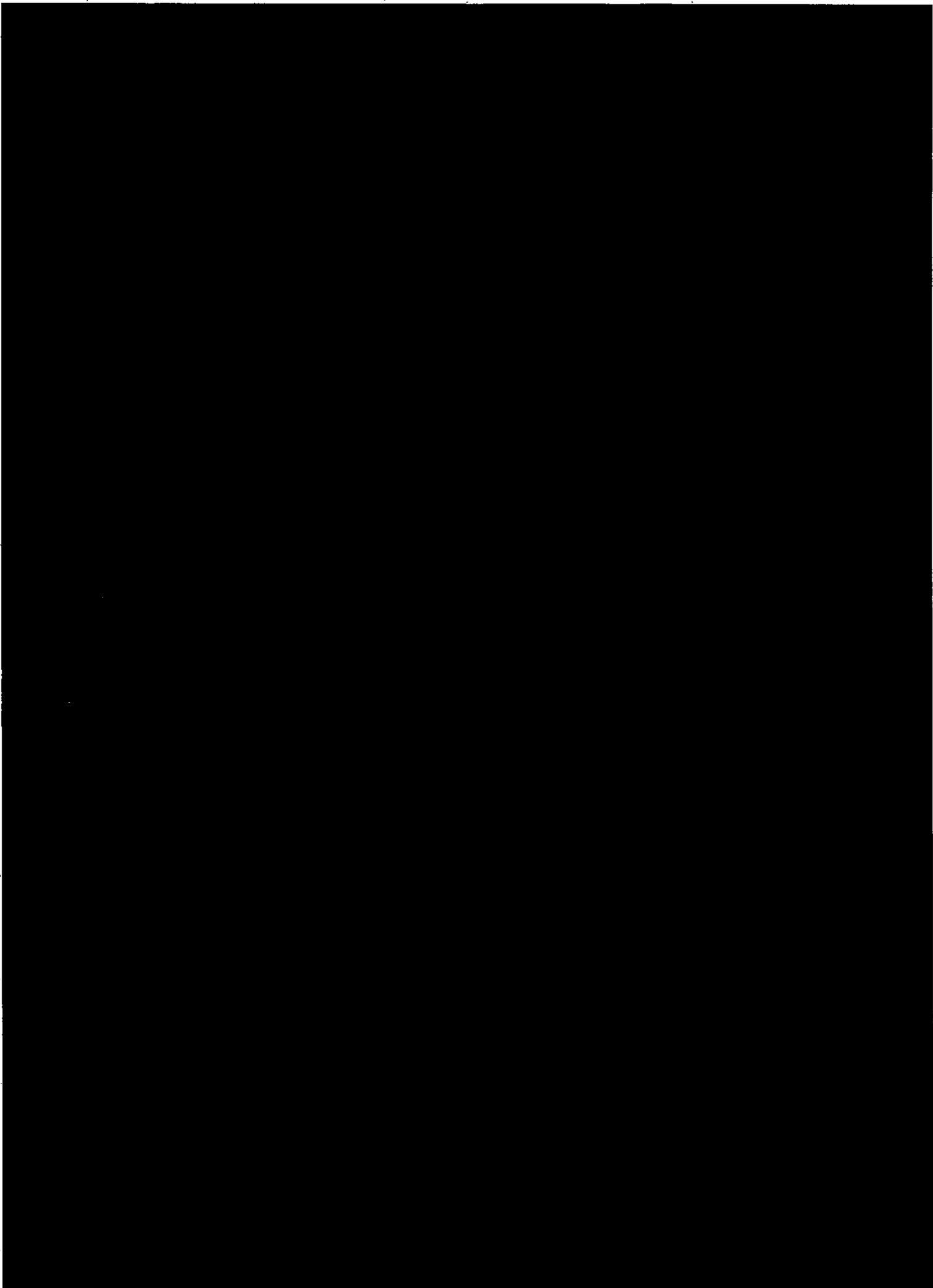


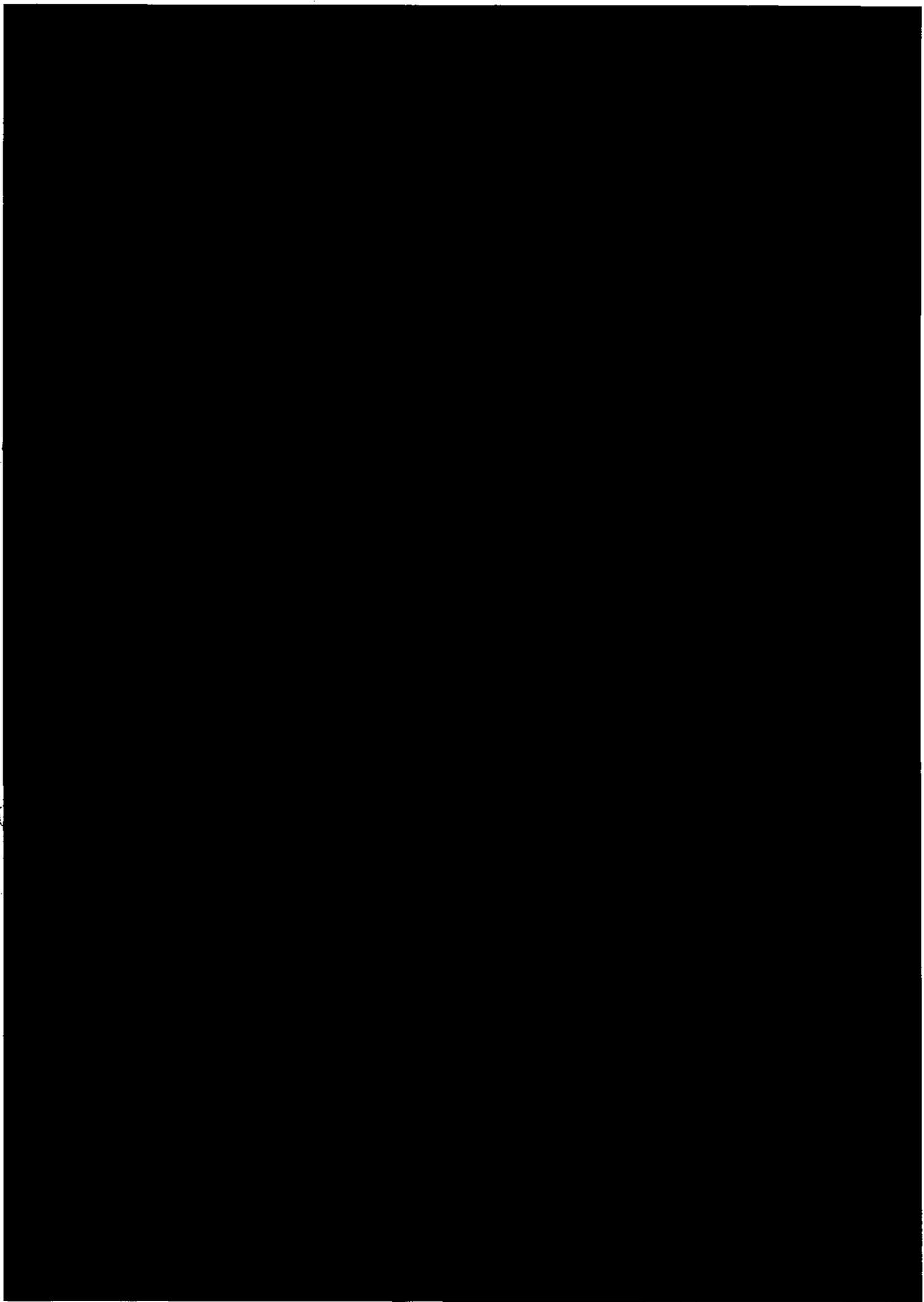


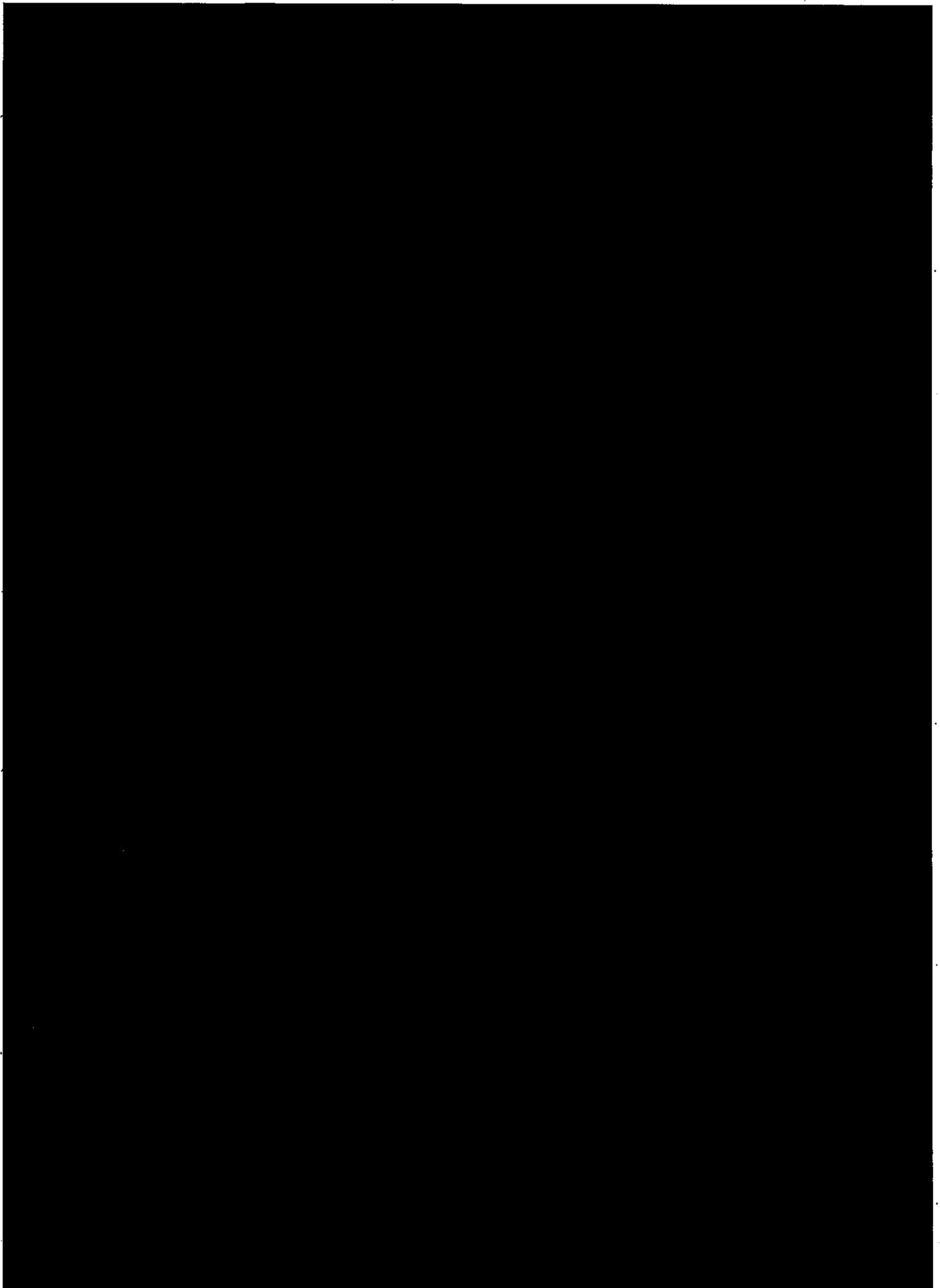


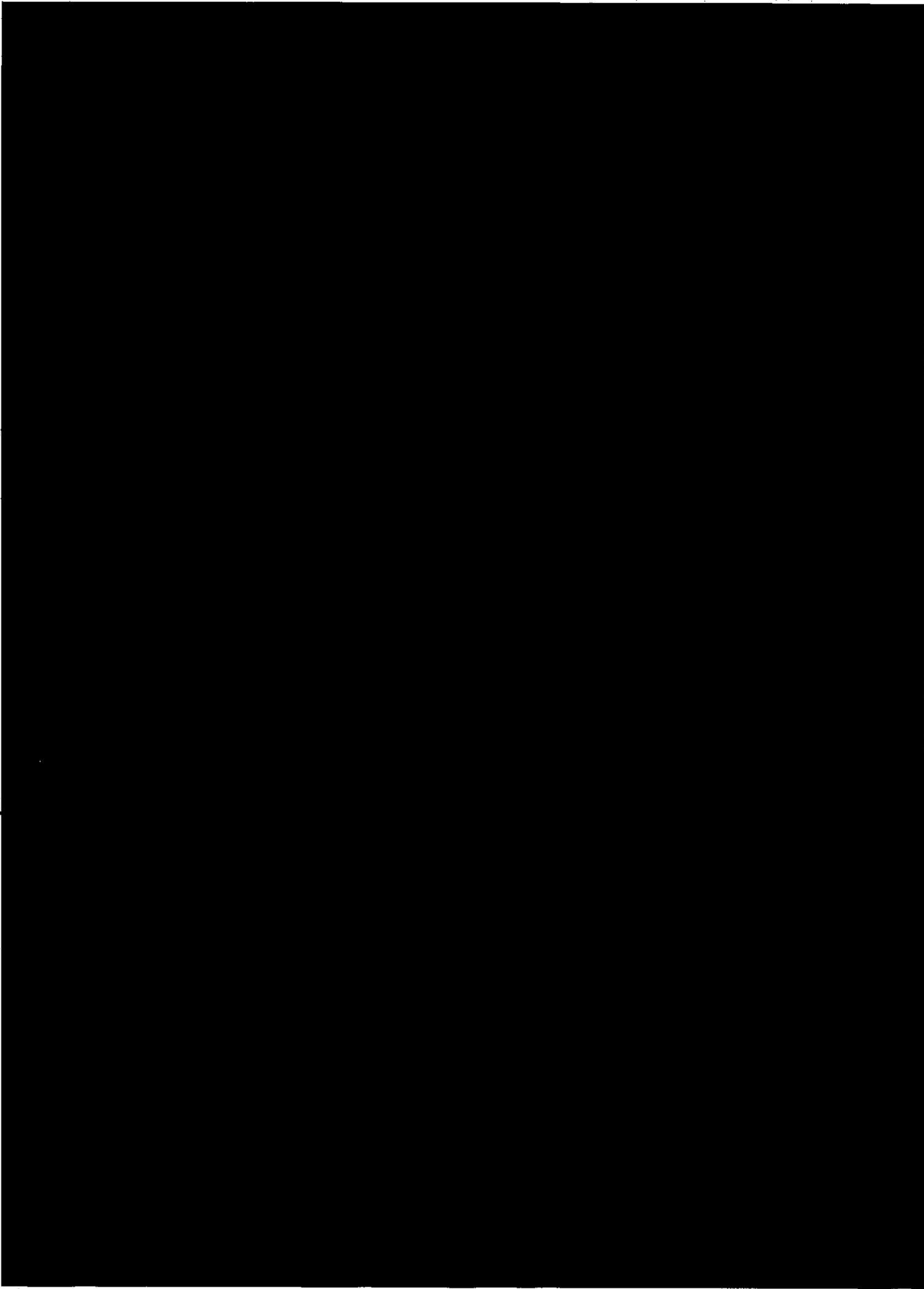












貼付用紙

0701015-2-7

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領収書

富山市議会 日本経済党
赤星 伸一 様

¥ 2,100

ただし、公文書写し交付料 / コピー料金として
上記正に領収しました。

令和 4 年 3 月 7 日

富山市企画管理部文書法務課

領	収
4 - 3, - 7	
富山市 金銭分任出納員	

整理番号	0301015	2	8	枚目
------	---------	---	---	----

振替証明書

会派名

日本共産党

金額	2,100	円
----	-------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

2022年4月13日

経理責任者 吉田 修



氏名	赤星ゆかり	受領印	
----	-------	-----	--



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 04-03-11	振込資金	*84,640	北日本新聞社(株)	*1,013,273
2 04-03-18*		*3,380	0301012(赤星・信山新聞)	*1,009,893
3 04-03-18	振込	*1,650	トヤマシキ"カイインタ-ネツ"	*1,008,243
4 04-03-18	手数料	*220	フリコミ	*1,008,023
5 04-03-25	電話料	*3,997	0764418418	*1,004,026
6 04-03-28		*23,783	DF.コニカミルタNC	*980,243
7 04-03-31	新聞代金	*3,380	北日本新聞	*976,863
8 04-03-31	振込	*770	ナカマ"トシヨハン"カ"イ(カ)	*976,093
9 04-03-31	手数料	*220	フリコミ	*975,873
10 04-04-04		*3,300	チユウニシツフ	*972,573
11 04-04-08*		*91,159		*881,414
12 04-04-08	振込	*40,296	コニカミルタエヌシー(カ)	*841,118
13 04-04-08	手数料	*440	フリコミ	*840,678
14 04-04-12	振込	*3,546	トヤマシキ"チタイインタ"	*837,132
15 04-04-12	手数料	*440	フリコミ	*836,692
16 04-04-12*		*3,953	電話料	*832,739
17 04-04-13*		*22,270	0301014(赤星新聞)	*810,469
18 04-04-13*		*2,100	0301015 ")	*808,369
19 04-04-13*		*1,390	0301016 ")	*806,979
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 勘定のご振出のあるお振引のときは年月日欄に*と表示します。
2. 証券などお預け入りのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケン、ス、
トヨタ、

お支払いできる日

お支払いできる期間は、所定の
不渡返金期日以後となります。

政務活動費 《事前》 審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。				整理番号	0301016 / 1	1 枚目					
				会派名	日本共産党						
				議員名	赤星ゆかり						
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄						
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認日	/	/	R4.3.22						
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費				承認日						R4.3.22
<input type="checkbox"/>	会議費										
<input type="checkbox"/>	資料作成費	特記事項(第三者機関)			特記事項(会派)						
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費										
<input type="checkbox"/>	人件費										
<input type="checkbox"/>	事務費										
支出予定金額 (振込手数料を含まず)		未定									
支出内容		の写し									
積算根拠		・富山市情報公開条例施行規則 (別紙)				価格の説明	普通コピー (1枚 10円) カラーコピー (1枚 50円)				
購入(依頼)予定業者		富山市				<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()			取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし		
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)											
R4.4.26 近金打込											

富山市公文書公開請求書

2022年3月22日

(宛先) 富山市長

氏名 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名	富山市議会日本共産党 赤星ゆかり
住所 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地	郵便番号 930-8510 富山市新桜町7-38 電話番号 076)443-2156
連絡先 法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先	郵便番号 赤星ゆかり 電話番号 [REDACTED]

富山市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公文書の公開を請求することができるものの区分	<input type="checkbox"/> 1 市内に住所を有する者
	<input checked="" type="checkbox"/> 2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 事務所又は事業所の名称及び所在地
	<input type="checkbox"/> 3 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 勤務先の名称及び所在地
	<input type="checkbox"/> 4 市内に存する学校に在学する者 学校の名称及び所在地
	<input type="checkbox"/> 5 市税を納税する義務のある者 (備考に記載の書類を添付してください。)
	<input type="checkbox"/> 6 実施機関が保有している公文書の公開を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体 公文書の公開を必要とする理由 (備考3に記載の理由以外の理由で請求することはできません。)

公文書公開総合窓口
受 4-3.22 付
第 159 号

請求に係る公文書の内容	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送を希望)

備考

- 1 該当する□の中にレ印を付し、又は各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 「市税を納税する義務のある者」として請求する場合は、納税通知書の写しその他納税義務者であることを証明する書類を添付してください。
- 3 「公文書の公開を必要とする理由」は、次のことを内容とするものに限り、(1) 実施機関が行う処分又は事業により公開請求者の権利又は利益に直接影響を受け、又は受けるおそれがあること。
(2) 報道を目的としていること (放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関 (報道を業として行う個人を含む。) が請求する場合に限る。);
(3) 学術研究を目的としていること (大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が請求する場合に限る。);

○富山市情報公開条例施行規則

平成17年4月1日
富山市規則第6号

(題旨)

第1条 この規則は、富山市情報公開条例(平成17年富山市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する公開請求書は、富山市公文書公開請求書(様式第1号)によるものとする。

(公開決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定 富山市公文書公開決定通知書(様式第2号)
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定 富山市公文書一部公開決定通知書(様式第3号)
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定(条例第4条第2項及び第10条の規定により公開請求を拒否するとき、第5条第6号に該当しないものがした公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときの当該決定を含む。) 富山市公文書非公開決定通知書(様式第4号)

(公開決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項に規定する書面は、富山市公文書公開決定等期間延長通知書(様式第5号)によるものとする。

(公開決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第13条に規定する書面は、富山市公文書公開決定等期間特例延長通知書(様式第6号)によるものとする。

(第三者保護に関する手続)

第6条 条例第14条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公開請求のあった年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第3項の規定による通知は、富山市第三者情報に係る公文書公開決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(公開の実施)

第7条 公文書の公開は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、公文書を開覧するものは、当該公文書を丁寧に取り扱うものとし、汚損し、又は破損してはならない。

(電磁的記録の公開方法)

第8条 条例第15条第1項の実施機関が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付
- (2) 専用機器により再生したものの視聴
- (3) 光ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に複写したものの交付

2 前項第2号及び第3号に掲げる方法は、当該電磁的記録の全部を公開する場合であって、当該公開の方法が容易であるときに限り行うものとする。

(費用の額等)

第9条 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(会長等)

第10条 富山市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、企画管理部文書法務課において処理する。

(細則)

第13条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(出資法人)

第14条 条例第29条第1項に規定する規則で定める出資法人は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項及び第2項に規定する法人とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日富山市規則第72号)

この規則は、平成22年1月4日から施行する。

附 則(平成28年3月31日富山市規則第26号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日富山市規則第19号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

種別	写しの作成の方法	金額
文書及び図画	複写機による複写	単色刷り1枚につき 10円
		多色刷り1枚につき 50円
電磁的記録	光ディスクに複写	1枚につき 100円
	光ディスク以外の記録媒体に複写	当該複写をしたものの作成に要する費用の額

備考 用紙の両面に複写された文書及び図画については、片面を1枚として枚数を算定する。

政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票						整理番号	030/016	/	/	(2) 振替目	
						会派名	日本共産党				
						議員名	赤星ゆかり				
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄						
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認日			R4.4.4						
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費				R4.4.4						
<input type="checkbox"/>	会議費				R4.4.4						
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	R4.4.13	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	人件費	1	R4	4	13	承認日					
<input type="checkbox"/>	事務費					R4.4.13					
特記事項(第三者機関)						特記事項(会派)					
						のコピーを数枚添付。支払いは議員が立替。					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	1,390円	内、振込手数料	
支出内容	の写し		
積算根拠	<ul style="list-style-type: none"> 文書一部公開決定通知書 (別紙) 富山市情報公開条例施行規則 (別紙) 	価格の説明	普通コピー139枚 (1枚10円) = 1,390円 カラーコピー0枚 (1枚50円)
購入(依頼)業者	富山市	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

R4.4.26 返金終了



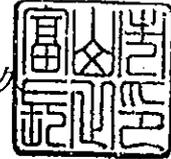
0301016-2-2

富山市公文書一部公開決定通知書

第 1 2 3 号
令和 4 年 4 月 4 日

富山市議会日本共産党 赤星ゆかり 様

富山市長 藤井 裕久



令和 4 年 3 月 2 2 日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第 1 1 条第 1 項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]
公開の日時	令和 4 年 4 月 4 日 (月) 1 5 時 3 0 分
公開の場所	富山市役所 3 階 市政情報コーナー
公開しない部分及び理由	[Redacted]

公文書公開枚数 139枚

〇富山市情報公開条例施行規則

平成17年4月1日
富山市規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市情報公開条例(平成17年富山市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する公開請求書は、富山市公文書公開請求書(様式第1号)によるものとする。

(公開決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定 富山市公文書公開決定通知書(様式第2号)
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定 富山市公文書一部公開決定通知書(様式第3号)
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定(条例第4条第2項及び第10条の規定により公開請求を拒否するとき、第5条第6号に該当しないものがした公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときの当該決定を含む。) 富山市公文書非公開決定通知書(様式第4号)

(公開決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項に規定する書面は、富山市公文書公開決定等期間延長通知書(様式第5号)によるものとする。

(公開決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第13条に規定する書面は、富山市公文書公開決定等期間特例延長通知書(様式第6号)によるものとする。

(第三者保護に関する手続)

第6条 条例第14条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公開請求のあった年月日
 - (2) 公開請求に係る公文書に記録されている第三者に関する情報の内容
 - (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第14条第3項の規定による通知は、富山市第三者情報に係る公文書公開決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(公開の実施)

第7条 公文書の公開は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、公文書を開覧するものは、当該公文書を丁寧に取り扱うものとし、汚損し、又は破損してはならない。

(電磁的記録の公開方法)

第8条 条例第15条第1項の実施機関が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付
- (2) 専用機器により再生したものの視聴
- (3) 光ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に複写したものの交付

2 前項第2号及び第3号に掲げる方法は、当該電磁的記録の全部を公開する場合であって、当該公開の方法が容易であるときに限り行うものとする。

(費用の額等)

第9条 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(会長等)

第10条 富山市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、企画管理部文書法務課において処理する。

(細則)

第13条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(出資法人)

第14条 条例第29条第1項に規定する規則で定める出資法人は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項及び第2項に規定する法人とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日富山市規則第72号)

この規則は、平成22年1月4日から施行する。

附 則(平成28年3月31日富山市規則第26号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

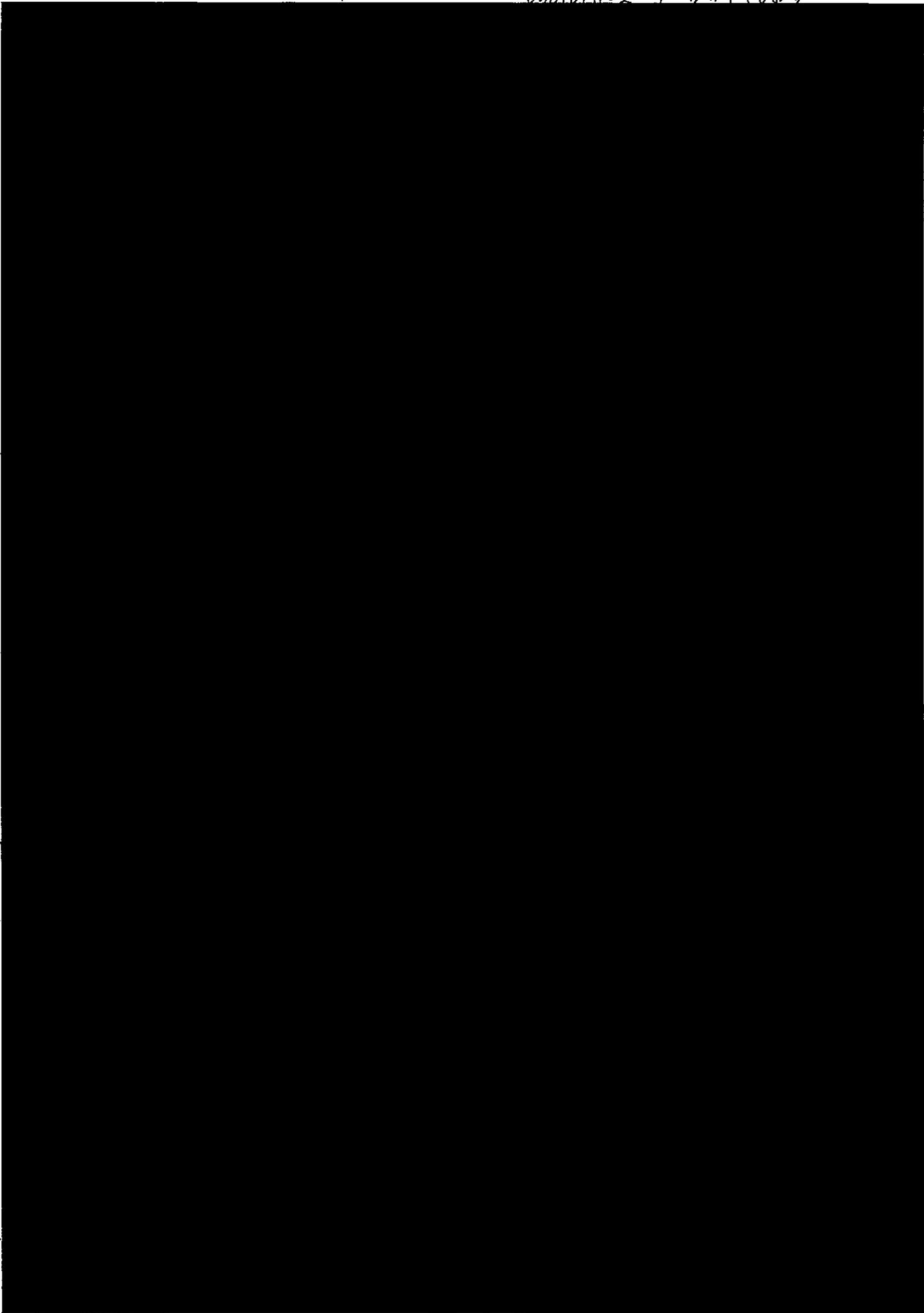
附 則(平成31年3月29日富山市規則第19号)

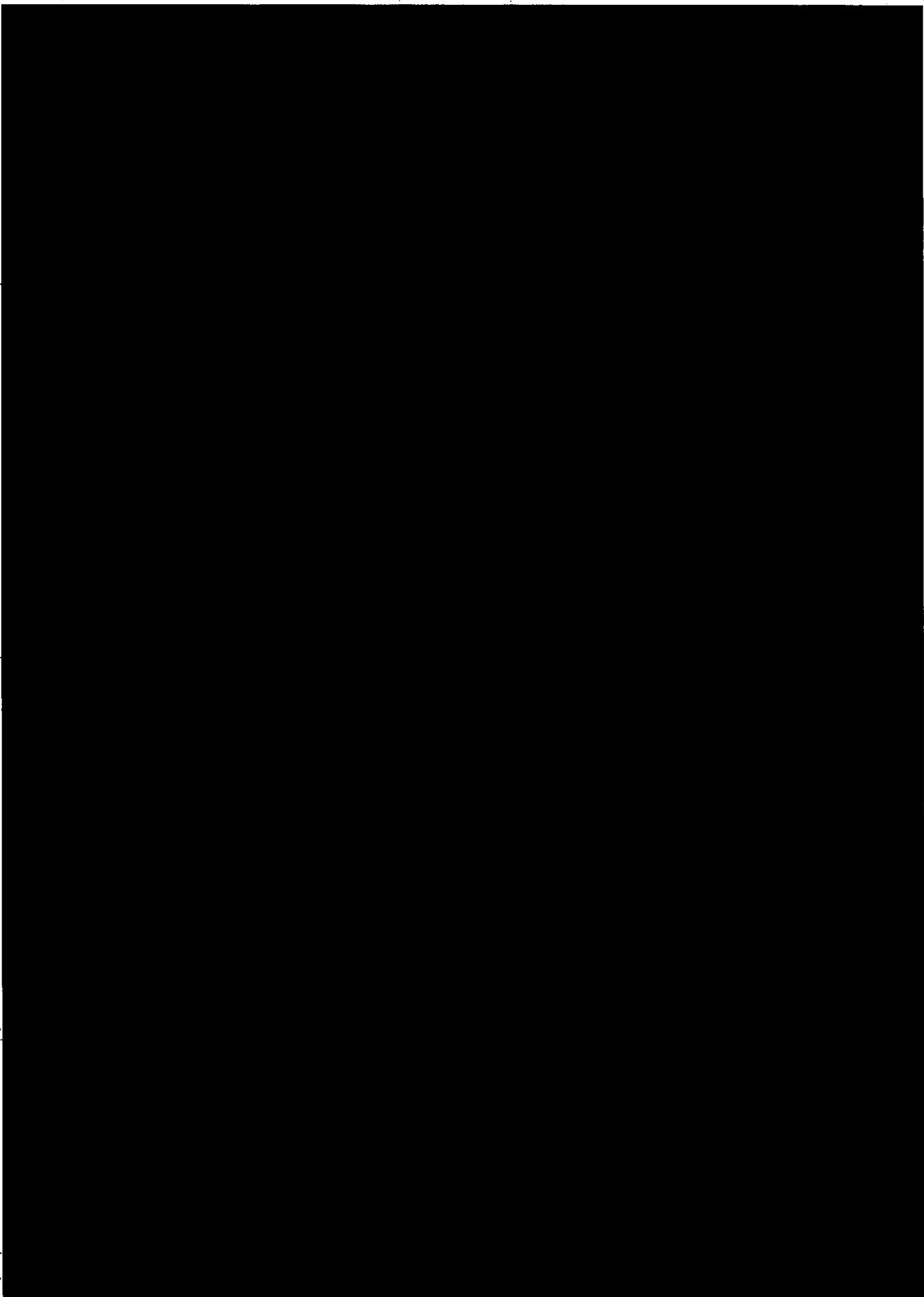
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

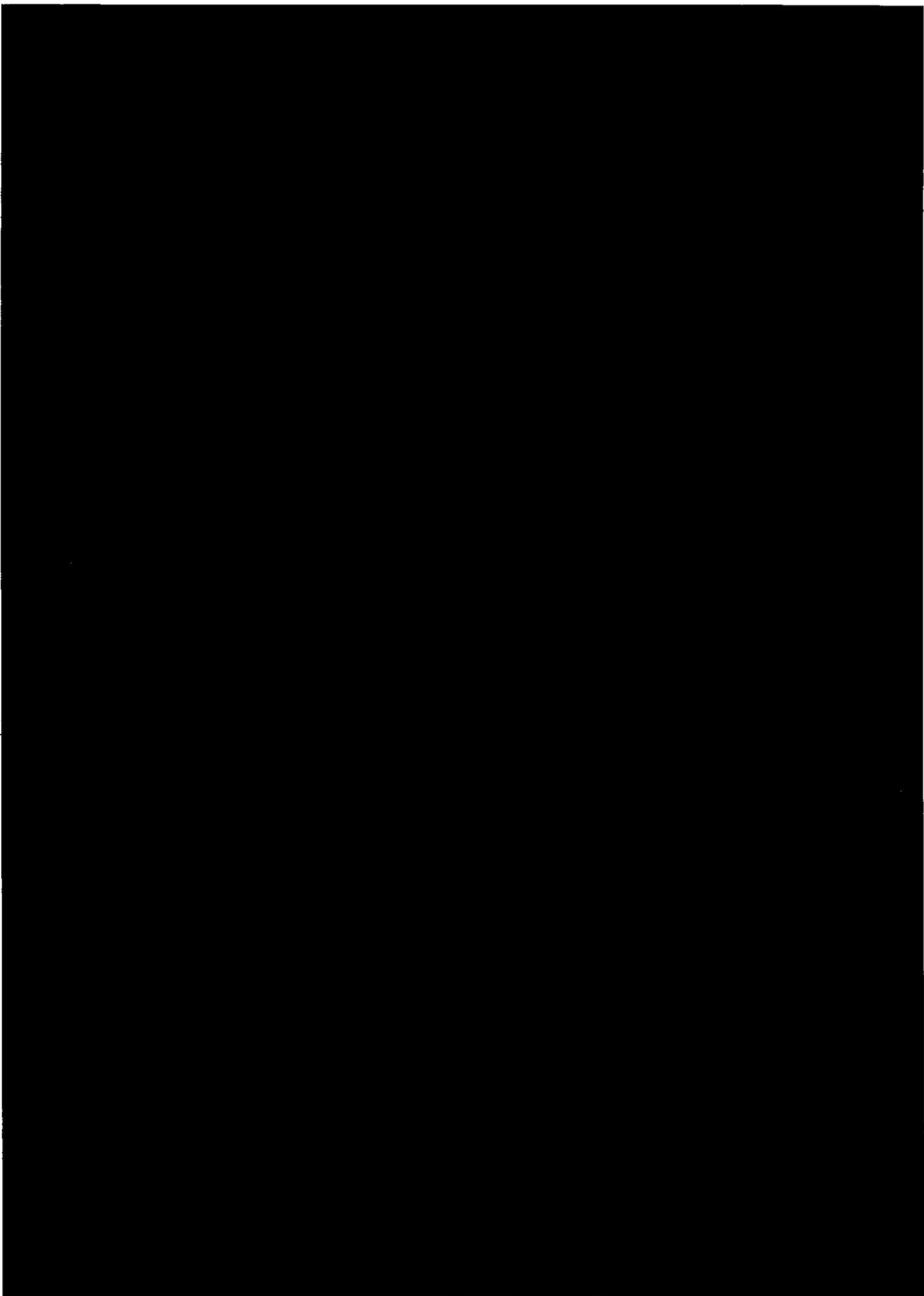
別表(第9条関係)

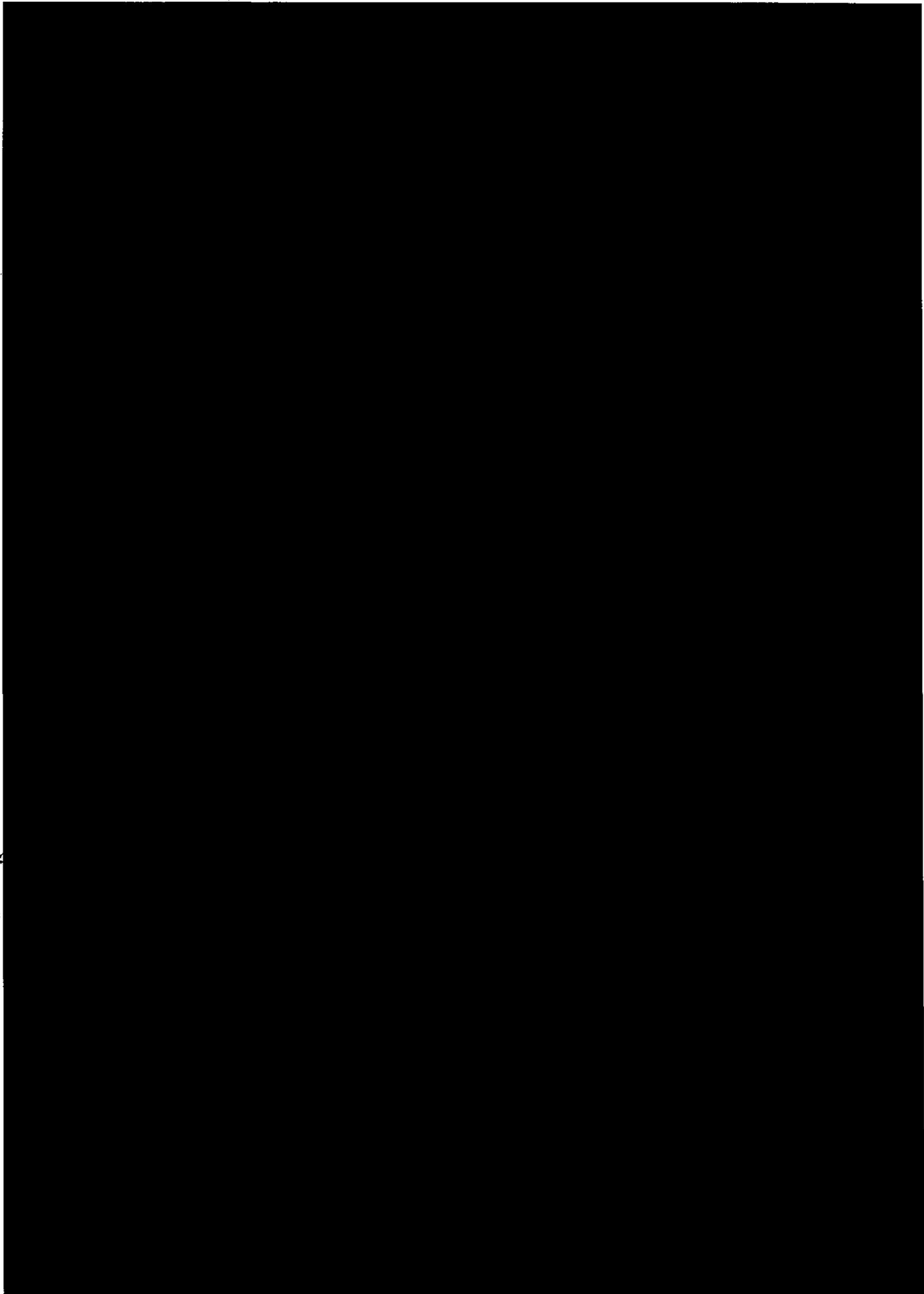
種別	写しの作成の方法	金額
文書及び図画	複写機による複写	単色刷り1枚につき 10円
		多色刷り1枚につき 50円
電磁的記録	光ディスクに複写	1枚につき 100円
	光ディスク以外の記録媒体に複写	当該複写をしたものの作成に要する費用の額

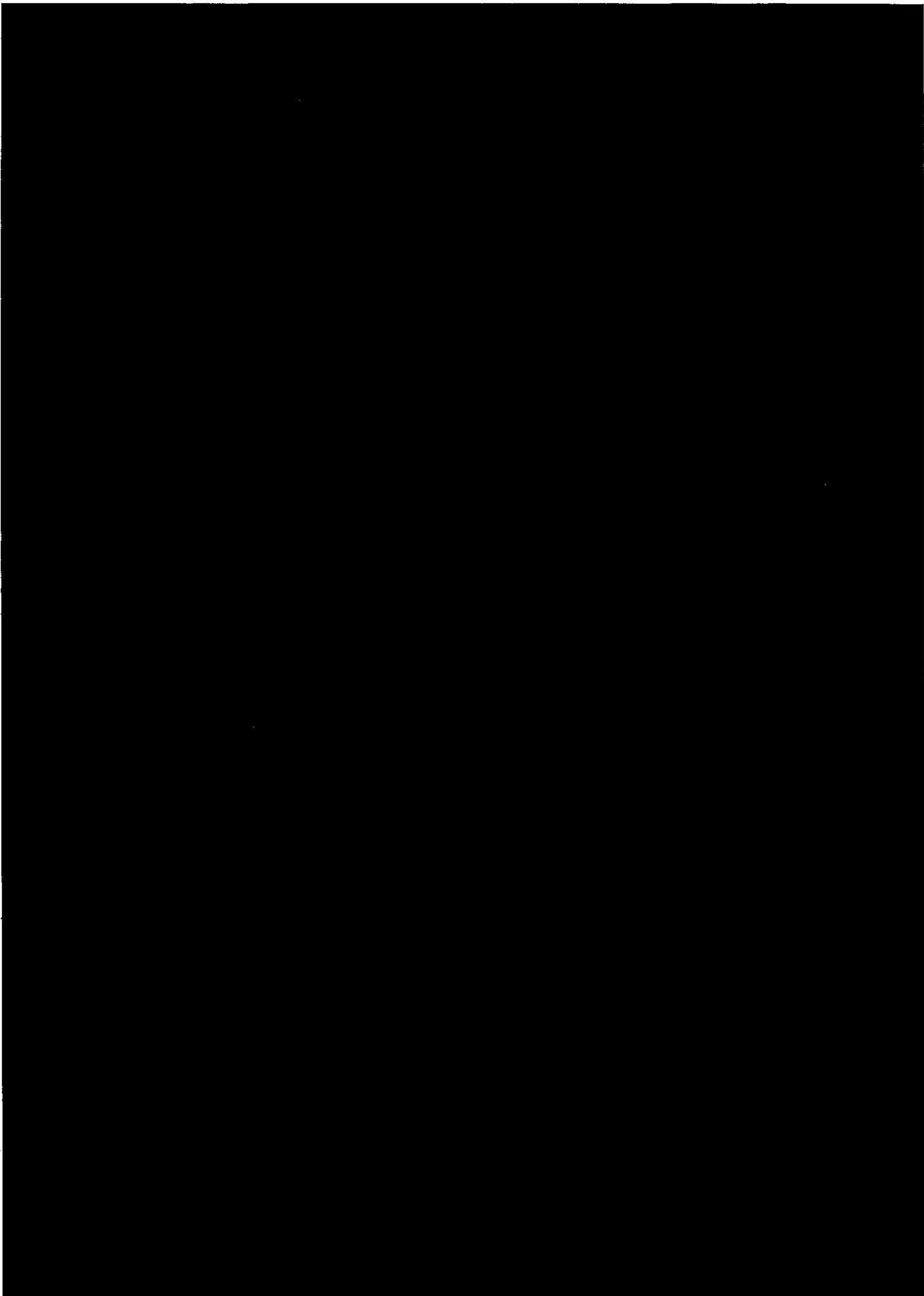
備考 用紙の両面に複写された文書及び図画については、片面を1枚として枚数を算定する。

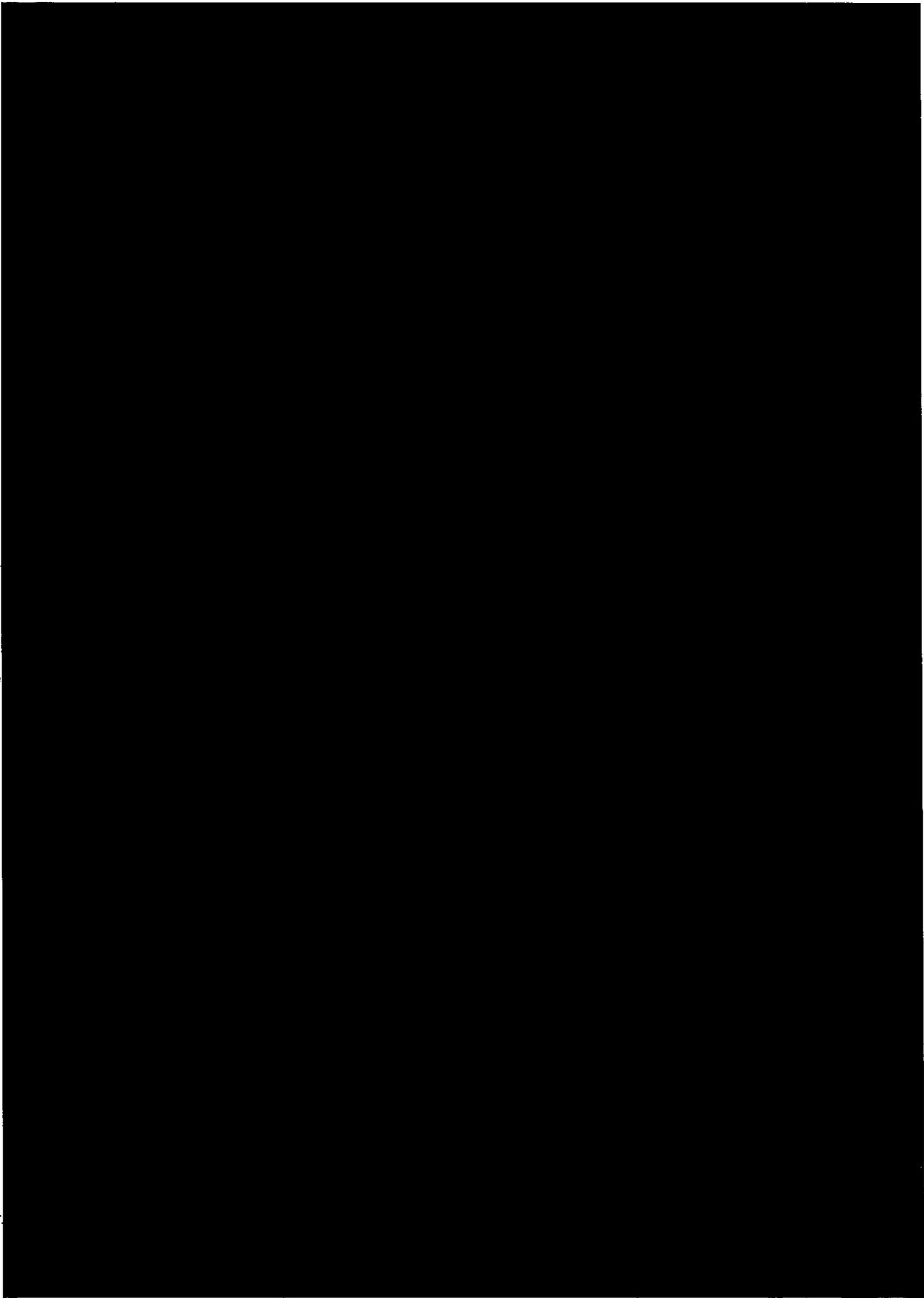












貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領収書				
富山市議会日本共産党 赤星ゆかり 様				
¥ 1,090-				
ただし、公文書写し交付料 / コピー料金 として 上記正に領収しました。				
令和 4年 4月 4日				
<table border="1"><tr><td>領 収</td></tr><tr><td>4 - 4, - 4</td></tr><tr><td>富 山 市 金 銭 分 任 出 納 員</td></tr></table>		領 収	4 - 4, - 4	富 山 市 金 銭 分 任 出 納 員
領 収				
4 - 4, - 4				
富 山 市 金 銭 分 任 出 納 員				
富山市企画管理部文書法務課				

整理番号	0301016	2	6 枚目
------	---------	---	---------

振替証明書

会派名 日本共産党

金額	1,390	円
----	-------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

2022年4月13日

経理責任者 吉田 修



印

氏名	赤星ゆかり	受領印	
----	-------	-----	--



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 04-03-11	振込資金	*84,640	此日本折込カード	*1,013,273
2 04-03-18*		*3,380	0301012(赤星 信以 折込)	*1,009,893
3 04-03-18	振込	*1,650	トヤマシキ"カイインターネット"	*1,008,243
4 04-03-18	手数料	*220	フリコミ	*1,008,023
5 04-03-25	電話料	*3,997	0764418418	*1,004,026
6 04-03-28		*23,783	DF.コニカミルタNC	*980,243
7 04-03-31	新聞代金	*3,380	此日本折込	*976,863
8 04-03-31	振込	*770	ナカタ"トヨハン"ハイ(カ)	*976,093
9 04-03-31	手数料	*220	フリコミ	*975,873
10 04-04-04		*3,300	手立ウニシシフ	*972,573
11 04-04-08*		*91,159		*881,414
12 04-04-08	振込	*40,296	コニカミルタエヌシー(カ)	*841,118
13 04-04-08	手数料	*440	フリコミ	*840,678
14 04-04-12	振込	*3,546	トヤマケンシ"手タイメント"	*837,132
15 04-04-12	手数料	*440	フリコミ	*836,692
16 04-04-12*		*3,953	夜読料	*832,739
17 04-04-13*		*22,270	0301014(赤星 誠)	*810,469
18 04-04-13*		*2,100	0301015 "	*808,369
19 04-04-13*		*1,390	0301016 -1	*806,979
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 通帳のご振出のお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 振込額をお預け入りのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 タクシー()
 トリタチ()

お支払いできる日
 お支払できる時間は、所定の
 不渡送金時限経過後となります。

政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号 0301013 2 1枚目
 会派名 日本共産党
 議員名 赤星ゆかり

<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄						
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	承認日	/	/	R4.4.14	[印]	[印]	[印]	[印]	[印]	
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費				承認日						R4.4.14
<input type="checkbox"/>	会議費				承認日						R4.4.14
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告					
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払日	年	月	日	R4.4.18	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	人件費	1	R4	4	18	承認日	[印]	[印]	[印]	[印]	
<input type="checkbox"/>	事務費										R4.4.18

特記事項(第三者機関) _____

特記事項(会派)
 定期購読 赤星議員の2紙目
 1紙目は北日本新聞、領収書添付あり
 伝票(整理番号) 0301001-1 赤星ゆかり

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む) 3,380円
 内、振込手数料 _____

支出内容 富山新聞 3月分

積算根拠 定期購読 3,380円/月・部
 価格の説明 _____

購入(依頼)業者 富山新聞販売(株)富山センター
 市内業者
 市外業者
 通販業者
 他()
 取引規定 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

領収証 22年 03月分, 22年 4月 4日 No. []
 お名前 赤星 ゆかり 様
 ご住所 下堀 []

繰越額 _____ 合計金額 3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
 8%税率対象合計 3,380
 10%税率対象合計 0
 富山新聞販売(株)
 富山センター
 富山市黒崎588
 TEL 076-493-1160
 FAX 076-493-1140

※は軽減税率対象品目
 金額は税込金額

お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。
 クレジットカード決済も承ります。

集金担当 [印]

整理番号	030/013	2	2枚目
------	---------	---	-----

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領 収 証

赤星 ゆかり

様 No. _____

¥ 3380

但 3月分 北日本新聞

入金日 2022年 3月 31日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

〒939-8073 富山市大町1区西部259-1
 株式会社 山谷新聞販売店
 TEL 076-423-0663

整理番号	030/0/3	入	3 枚目
------	---------	---	------

振 替 証 明 書

会派名 日本共産党

金 額	3,380	円
-----	-------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

2022年4月18日

経理責任者 吉田 修



氏 名	赤星ゆかり	受領印	
-----	-------	-----	--



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 04-03-11	振込資金	*84,640	北日本新聞社	*1,013,273
2 04-03-18*		*3,380	0301012(衛星通信所)	*1,009,893
3 04-03-18	振込	*1,650	トマシキ"カイロターネ"	*1,008,243
4 04-03-18	手数料	*220	フリコミ	*1,008,023
5 04-03-25	電話料	*3,997	0764418418	*1,004,026
6 04-03-28		*23,783	DF.コニカミルタNC	*980,243
7 04-03-31	新聞代金	*3,380	北日本新聞	*976,863
8 04-03-31	振込	*770	カタ"トシヨハン"ハイ(カ)	*976,093
9 04-03-31	手数料	*220	フリコミ	*975,873
10 04-04-04		*3,300	手ウニチシソ	*972,573
11 04-04-08*		*91,159		*881,414
12 04-04-08	振込	*40,296	コニカミルタエヌシー(カ)	*841,118
13 04-04-08	手数料	*440	フリコミ	*840,678
14 04-04-12	振込	*3,546	トマケンシ"チタイモンタ"	*837,132
15 04-04-12	手数料	*440	フリコミ	*836,692
16 04-04-12*		*3,953	電話料	*832,739
17 04-04-13*		*22,270	0301014(衛星通信)	*810,469
18 04-04-13*		*2,100	0301015 "	*808,369
19 04-04-13*		*1,390	0301016 "	*806,979
20 04-04-18*		*3,380	0301013 "	*803,599
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 タケシ...
 トリタテ...

お支払いできる口
 お支払できる期限は、所定の
 不違貸出期間経過後となります。

<p>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</p>										
				030/014	3	1	<p>科目</p>			
				<p>会派名 日本共産党</p>						
				<p>議員名 赤星ゆかり</p>						
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関関係			会派関係					
<input type="checkbox"/>	研修費	科目	責任者	担当	発注日	代表者	所属	経理担当者	事務員	
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	/			124426	赤星	赤星	赤星	●	赤星
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費				発注日					
<input type="checkbox"/>	会議費	/			124426	赤星	赤星	赤星	●	赤星
<input type="checkbox"/>	資料作成費				発注日					
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払日(口座振込完了日)			124426	代表者	所属	経理担当者	事務員	
<input type="checkbox"/>	人件費	/			124426	赤星	赤星	赤星	●	赤星
<input type="checkbox"/>	事務費	1	124	4	26	124426	赤星	赤星	●	赤星
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					<p>124413.支出分 現金です。(事務局の記録) 当初公開言明書R4.1.24にいたったが 公開がR4.4.7となつたため、124413を124426と訂正して新付録に添付する予定です。</p>					

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	-22,270円	内、振込手数料	
支出内容	[Redacted]		
積算根拠	<ul style="list-style-type: none"> 文書一部公開決定通知書(別紙5通) 富山市情報公開条例施行規則(別紙) 	価格の説明	<p>の写し</p> <p>普通コピー-2,142枚 (1枚10円)=21,420円 カラーコピー-17枚 (1枚50円)=850円</p>
購入(依頼)業者	富山市	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

様式2-2

政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号	030/014	2	1	別紙目
会派名	日本共産党			
議員名	赤星ゆかり			

項目	第三者機関承認欄				会派承認欄				
	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 調査研究費									
<input type="checkbox"/> 研修費									
<input type="checkbox"/> 広報広聴費				R4.4.7					
<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費				R4.4.7					
<input type="checkbox"/> 会議費				R4.4.7					
<input type="checkbox"/> 資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起案日	支払完了報告			
<input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費					R4.4.13	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 人件費									
<input type="checkbox"/> 事務費	1	R4	4	13	R4.4.13				

特記事項(第三者機関)	特記事項(会派)
	10枚(普通10)、18枚(普通18)、7枚(普通7)、515枚(普通511 カラー4)、1609枚(普通1596 カラー13)。うち、 コピーを添付。支払いは議員が立替。 は「存在しない」とのこと。

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	22,270円	内、振込手数料	
支出内容	の写し		
積算根拠	・文書一部公開決定通知書(別紙5通) ・富山市情報公開条例施行規則(別紙)	価格の説明	普通コピー2,142枚 (1枚10円)=21,420円 カラーコピー17枚 (1枚50円)=850円
購入(依頼)業者	富山市	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)



(030/014-2-2) 白紙 10枚

030/014-8-3

富山市公文書一部公開決定通知書

第 1 2 3 号
令和4年3月9日

富山市議会 日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕



令和4年1月24日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]
公開の日時	別途調整
公開の場所	富山市役所3階 市政情報コーナー
公開しない部分及び理由	[Redacted]
※公開できることとなる時期	_____
担当課・室	[Redacted]

備考

- ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入してありますので、同日以後に改め



(0301014-2-3)

自署12枚

0301014-2-4

富山市公文書一部公開決定通知書

第 519 号

令和4年 3月 9日

富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕久



令和4年1月24日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第1.1条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]
公開の日時	別途調整
公開の場所	富山市役所3階 市政情報コーナー
公開しない部分及び理由	[Redacted]
※公開できることとなる時期	_____
担当課・室	[Redacted]



(0301014-2-4)
白黒7枚

0301014-2-5

富山市公文書一部公開決定通知書

第 375 号
令和4年 3月 9日

富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕



令和4年1月24日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]
公開の日時	別途調整
公開の場所	富山市役所 3階 市政情報コーナー
公開しない部分及び理由	[Redacted]
※公開できることとなる時期	_____
担当課・室	[Redacted]

備考

- ※印欄は、その時期が明示できる場合に記入してありますので、同日以後に改めて請求してください。



(0301014-2-0)

自蒸 511枚
加 - 4枚

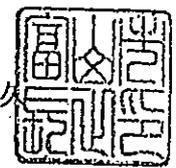
(0301014-3-6)

富山市公文書一部公開決定通知書

第136号
令和4年3月9日

富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕久



令和4年1月24日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]



白紙 1596枚
カラー 13枚

070014-3-7

富山市公文書一部公開決定通知書

第 41 号
令和4年 3月 9日

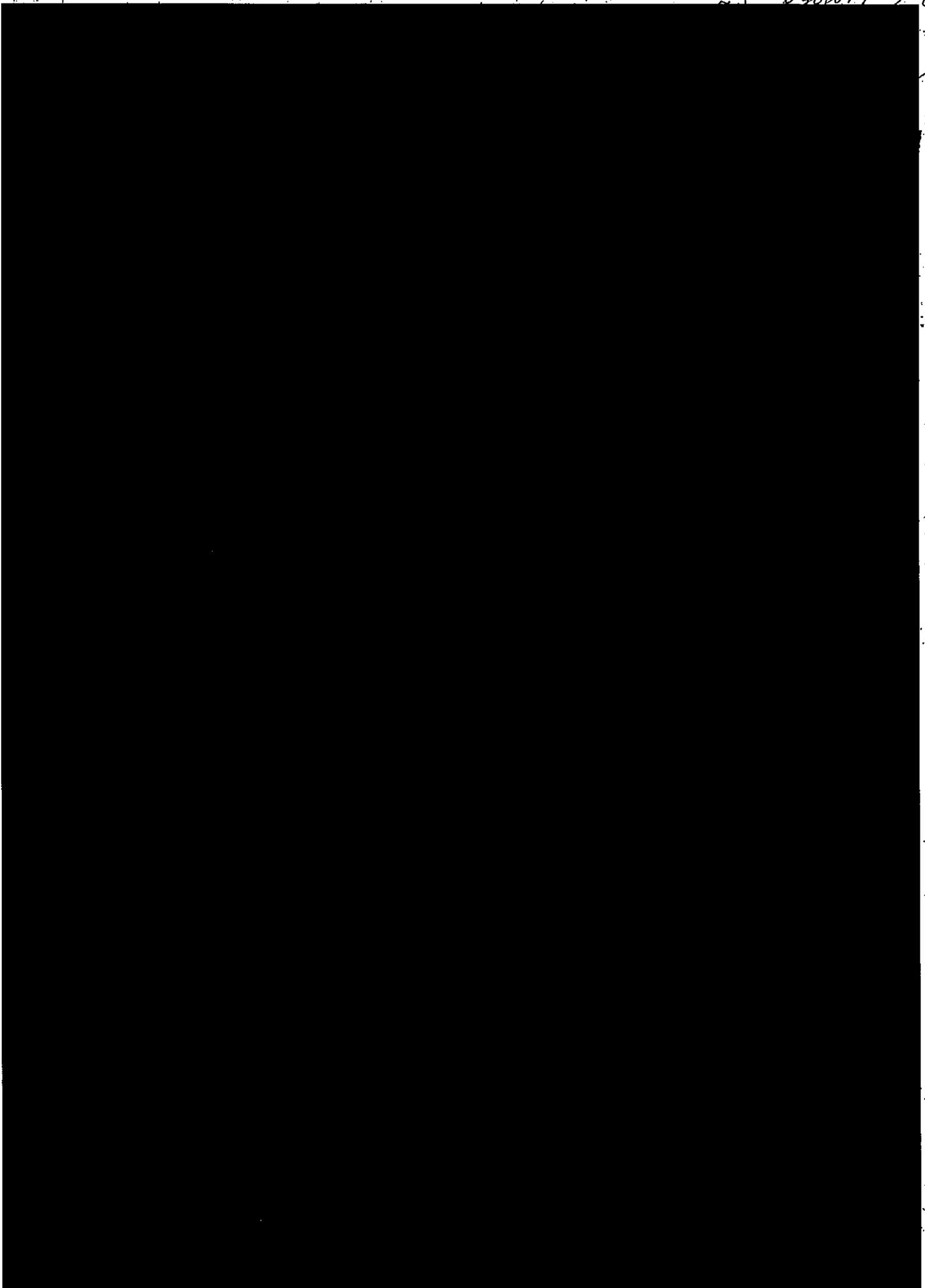
富山市議会日本共産党
赤星 ゆかり 様

富山市長 藤井 裕



令和4年1月24日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]



0301014-2-9

様式 14

整理番号	0301014	2	9 枚目
------	---------	---	------

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。
B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領収書

富山市議会 日本共産党
赤星ゆかり 様

¥ 22,270-

ただし、公文書写し交付料 / コピー料金 として
上記正に領収しました。

令和 24年 5月 7日

富山市企画管理部文書法務課



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 04-04-22	手数料	*220	フリコミ	*1,686,631
2 04-04-26*		0301014 4/26	*22,270	*1,708,901
3 04-04-26*		0301016 4/26	*1,390	*1,710,291
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
2. 證券をお預け入れのときは、お支払い金額欄に決のとおりに表示します。

(最終差し引き残高を新通帳へ繰り越しました。)

お支払いできる日
お支払できる時間は、所定の
不渡越過時間制限適用となります。

<h2 style="text-align: center;">政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</h2>					期日: 0301016	科目:	
					支部: 日本共産党		担当:
					所属: 赤星ゆかり		備考:
<input type="checkbox"/> 調査研究費	関係機関				関係機関		
<input type="checkbox"/> 研修費	期日:	金額:	科目:	備考:	備考:	備考:	
<input type="checkbox"/> 広報広聴費	/		R4.4.26	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費			期日:	備考:	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 会議費	/		R4.4.26	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 資料作成費			期日:	備考:	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費	/		R4.4.26	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 人件費	1	R4	4	26	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 事務費	/		R4.4.26	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
特記事項(第三者機関)			特記事項(会派)				
			R4.4.22に公開請求をしたが、公開がR4.4.4と 対し、事務局側の指摘を受け、R4.4.13支払分を返金 することです。尚、本件については令和4年度として新たに申請 することです。				

政務活動費 支出額	-1,390円	内: 購入手数料	
支出内容	〇写し		
積算根拠	・文書一部公開決定通知書(別紙) ・富山市情報公開条例施行規則(別紙)	価格の 説明	普通コピー139枚 (1枚10円)=1,390円 カラーコピー0枚 (1枚50円)
購入(依頼) 業者	富山市	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

0301016-2-2

様式 2-2

政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票									
<input type="checkbox"/> 調査研究費					<input type="checkbox"/> 研修費				
<input type="checkbox"/> 広報広聴費					<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費				
<input type="checkbox"/> 会議費					<input type="checkbox"/> 資料作成費				
<input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費					<input type="checkbox"/> 人件費				
<input type="checkbox"/> 事務費					<input type="checkbox"/> 事務費				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)				
					コピーを数枚添付。支払いは議員が立替。				

政務活動費 支出額 <small>(現金手数料を含む)</small>	1,390円	内、振込手数料	
支出内容	の写し		
積算根拠	・文書一部公開決定通知書 (別紙) ・富山市情報公開条例施行規則 (別紙)	価格の説明	普通コピー139枚 (1枚10円)=1,390円 カラーコピー0枚 (1枚50円)
購入(依頼)業者	富山市	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他()	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)



030/016-2-3
(0301016-2-2)

富山市公文書一部公開決定通知書

第 1 2 3 号
令和 4 年 4 月 4 日

富山市議会日本共産党 赤星ゆかり 様

富山市長 藤井 裕久



令和 4 年 3 月 2 2 日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、富山市情報公開条例第 1 1 条第 1 項の規定により、通知します。

請求に係る公文書の内容	[Redacted]
公文書名	[Redacted]
公開の日時	令和 4 年 4 月 4 日 (月) 1 5 時 3 0 分
公開の場所	富山市役所 3 階 市政情報コーナー
公開しない部分及び理由	[Redacted]

公文書公開枚数 139枚

0301016-3-4

様式14

整理番号	0301016	2	5 枚目
------	---------	---	------

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領収書

富山市議会日本共産党
赤星ゆかり 様

¥ 1,090-

ただし、公文書写し交付料 / コピー料金 として
上記正に領収しました。

令和 4 年 4 月 4 日

領 収
4 - 4, - 4
富 山 市 金 銭 分 任 出 納 員

富山市企画管理部文書法務課



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 04-04-22	手数料	*220	フリコミ	*1,686,631
2 04-04-26*			0301014 4/26 入金 *22,270	*1,708,901
3 04-04-26*			0301016 4/26 入金 *1,390	*1,710,291
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ) 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。 (最終差し引き残高を新通帳へ取り継ぎしました。)
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

クレン 〇〇-〇〇
 トリタテ 〇〇-〇〇

お支払いできる日
 お支払できる期限は、所定の
 不渡超過期限を超えません。